

第3期 寄居町 地域福祉計画・地域福祉活動計画

— 令和8(2026)年度～令和13(2031)年度 —

令和8(2026)年3月

寄居町・寄居町社会福祉協議会

ごあいさつ

この度、第3期寄居町地域福祉計画・地域福祉活動計画が完成いたしました。この計画は、町民の皆さまが住み慣れた地域で、安心して、自分らしく暮らし続けることができるまちづくりを進めていくための指針となるものです。



近年、私たちの暮らしを取り巻く環境は大きく変化しています。少子高齢化や人口減少が進む中で、高齢者のみの世帯や一人暮らしの方が増え、身近な人とのつながりを感じにくくなっている状況も見受けられます。また、生活に不安や困難を抱える方の課題は、介護や子育て、障害、経済的な問題などが複雑に重なり合い、これまで以上に多様化しています。加えて、感染症の流行や自然災害の発生は、人と人との支えあいの大切さを改めて私たちに教えてくれました。

こうした状況を踏まえ、町では、「地域共生社会」の考え方を大切にし、年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが地域の一員として役割を持ち、互いに気を配り、支え合うことのできる地域を目指してまいります。制度や分野の枠を越えた連携を進め、困りごとを早めに相談できる体制づくりや、地域で支援を担う人材の育成にも力を入れていきます。

地域福祉は、町や社会福祉協議会の取組だけで進められるものではありません。町民の皆さま一人ひとりの思いや行動が、地域の力となります。この計画を通じて、町民の皆さま、関係団体の方々と力を合わせ、支えあいの輪を広げていきたいと考えています。

結びに、計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただいた町民の皆さまをはじめ、関係者の皆さまに心より感謝申し上げます。寄居町がこれからも温かく、誰もが安心して暮らせるまちであり続けるよう、引き続き取り組んでまいりますので、皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

令和8年3月

寄居町長
寄居町社会福祉協議会会長

峯岸克明

目次

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨	3
2 地域福祉をめぐる社会動向	4
3 計画の法的根拠	8
4 計画の位置づけ	10
5 計画の期間	12
6 計画の策定体制・策定手法	13

第2章 地域福祉をめぐる寄居町の現状

1 本町の状況	17
2 活動の担い手の状況	29
3 町民の意識	32
4 地域福祉の方向性をめぐる課題	43

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	49
2 基本目標	50
3 施策の体系	51

第4章 施策の展開

基本目標1 地域共生社会を支える基盤づくり	55
基本目標2 支えあい・見守りの地域づくり	63
基本目標3 地域で活躍できる担い手づくり	75
基本目標4 誰もが安心して暮らせる環境づくり	80

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制	89
2 計画の進行管理	90

資料編

1 地域福祉に関するアンケート調査結果	93
2 寄居町地域福祉計画等策定委員会設置要綱	109
3 寄居町地域福祉計画等策定委員会委員名簿	110
4 寄居町地域福祉計画等策定庁内検討委員会設置要綱	111
5 寄居町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	113
6 寄居町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿	114
7 計画策定の経過	115
8 用語解説	116

第 1 章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子高齢化や単身世帯の増加、就労の不安定化などが進行し、自助のみで日常生活を営むことが困難な方が増えています。これに伴い、暮らしの支援ニーズは複雑化・多様化し、地域での支援体制の重要性が一層高まっています。一方で、地域のつながりの希薄化、支援の担い手の高齢化・減少といった課題も顕在化しており、孤立や虐待、8050問題、ダブルケア、ワーキングプアなど、複雑で見えにくい課題が深刻化しています。これらの「生きづらさ」に福祉が十分に関われない状況が、さらなる悪循環を生み出すことも懸念されています。

こうした課題に対しては、地域での早期発見・早期支援、専門機関や多職種との連携、地域活動との協働による包括的な支援体制の構築が不可欠です。同時に、NPOやソーシャルビジネス、クラウドファンディング等の新しい担い手・支え手の広がりを福祉に取り込む視点も重要となっています。

令和7（2025）年には65歳以上の人口が国民の3人に1人となり、令和22（2040）年には1.5人の現役世代が1人の高齢者を支える社会の到来が見込まれています。こうした社会構造の変化に対応するためには、現行の福祉の持続可能性を確保しつつ、民間資源や地域力を活かした多様な支援体制へと移行することが求められています。

このような背景を踏まえ、国では「地域共生社会」の実現に向けた社会福祉法の改正を行い、地域福祉の再構築が各地で進められています。寄居町（以下、「本町」という。）においても、少子高齢化や人口減少、価値観の多様化といった地域課題に対応するため、自助・互助・共助・公助のより適切な組み合わせ、公・共・私の役割や関係性の見直しが必要とされています。

本町では、平成28（2016）年度から第1期地域福祉計画、地域福祉活動計画をスタートさせ、「みんなで支える 共に生きるまちづくり」を基本理念に、町民・関係機関・団体等とともに地域福祉の推進に取り組んできました。令和3（2021）年度からは第2期計画として、町の将来動向や社会的な課題の変化を踏まえ、地域における支えあいの仕組みづくりを進めてきました。また、地域共生社会の構築に向けて、地域一体となった取組がますます重要となることから、第2期地域福祉計画は、寄居町社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体的に策定しました。

その第2期計画の計画期間が令和7（2025）年度に終了することから、これまでの取組の成果と課題を踏まえつつ、地域共生社会の実現に向けた取組をさらに発展・推進するために、町民や関係機関、団体等が一体となって地域福祉を進めるための総合的な指針として、関連する制度や取組との連携を図りながら、誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるまちの実現を目指した第3期寄居町地域福祉計画・地域福祉活動計画（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 地域福祉をめぐる社会動向

(1) 地域福祉を取り巻く社会的動向と制度改革

近年、少子高齢化の進行、単身世帯や非正規就労者の増加、核家族化やライフスタイルの多様化を背景に、家庭や地域における支えあいの基盤が弱まりつつあります。その結果、地域のつながりの希薄化が進み、孤立、虐待、ひきこもり、生活困窮といった課題が深刻化しています。

介護、障害、子育て、生活困窮などの課題は複雑に絡み合い、たとえば「8050問題」や「ダブルケア」、「ヤングケアラー」のように、一つの制度や分野では対応しきれない事例も増加しています。これらの背景から、従来の対象者別・制度別の支援では限界があり、地域の中での包括的な支援体制の構築が求められています。

このような課題に対応するため、国では平成25（2013）年の「社会保障制度改革国民会議報告書」以降、地域における多世代・多分野の支えあいを基盤とした全世代型社会保障への転換を打ち出しました。平成27（2015）年の「福祉の提供ビジョン」、平成28（2016）年の社会福祉法改正、そして「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置などを通じ、包括的かつ参加型の福祉支援体制の構築が国の政策として進められています。

その具体的な制度的展開として、まず平成30（2018）年4月に施行された社会福祉法改正では、地域福祉推進の理念が法的に明文化されました。この改正では、「支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握および関係機関との連携により解決を図る」ことが地域福祉の基本理念とされ、市町村に対し、住民主体の地域課題解決と包括的な支援体制整備への取組が求められるようになりました。

さらに、令和3（2021）年4月施行の社会福祉法改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するための新たな仕組みが制度化されました。

加えて、近年の新型コロナウイルス感染症の影響により、孤独・孤立の問題が社会的に顕在化・深刻化しました。こうした状況を踏まえ、国では「誰ひとり取り残さない社会」、「人と人とのつながりが生まれる社会」を目指し、令和6（2024）年4月には「孤独・孤立対策推進法」が施行されました。

このように、制度や政策の整備が進む一方で、それを実効性のある地域の仕組みとして構築していくには、市町村における主体的な計画策定と地域資源の活用、多職種・多機関の連携が不可欠です。本町においても、地域包括ケアシステムの推進とあわせて、すべての人がつながりと支えあいの中で安心して暮らせる地域共生社会の実現に向けて、包括的な支援体制の整備を着実に進めていくことが求められています。

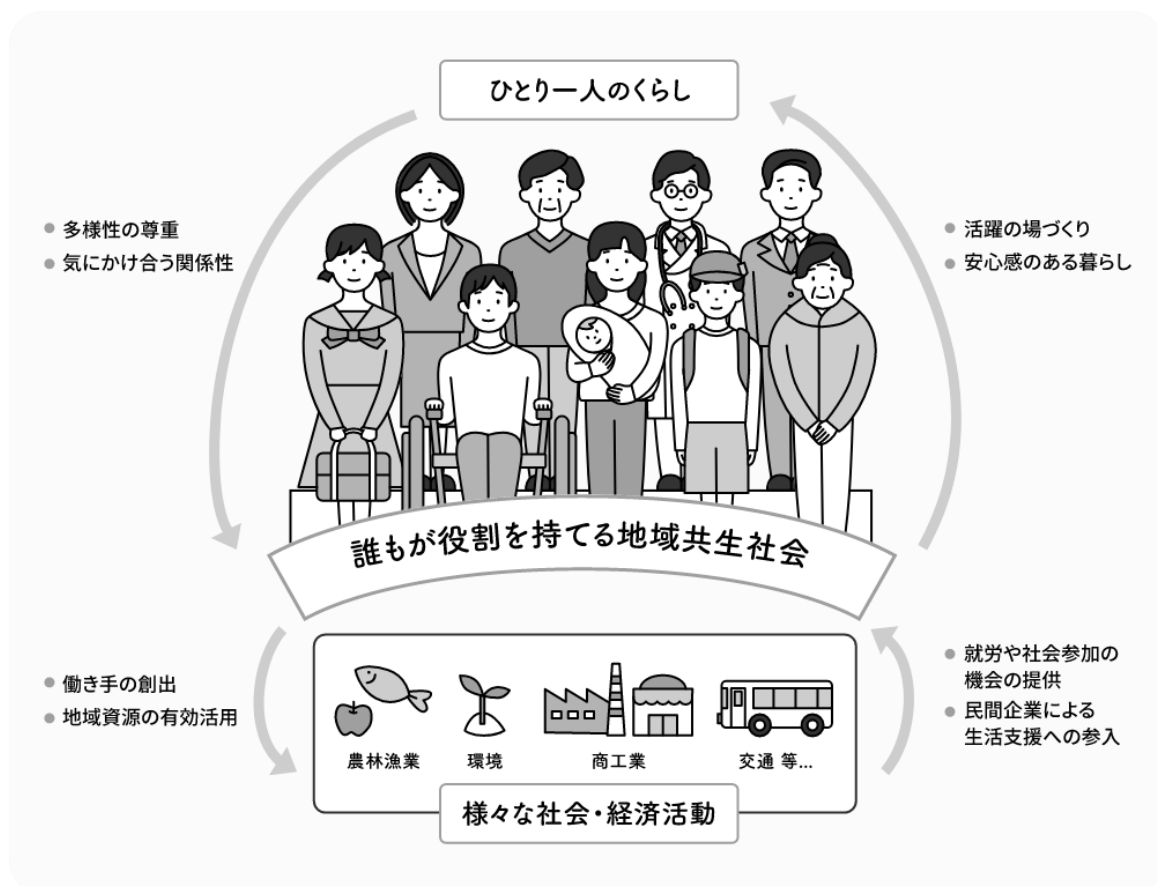
(2) 地域福祉が目指す地域共生社会

近年の地域福祉では、「地域共生社会」の考え方が重要となっています。

「地域共生社会」とは、若い人も高齢の人も障害のある人も、同じ地域で暮らす一人ひとりが、「担い手」、「受け手」という関係を超えて、自分ができることを行ってお互いに助け合い、支えあい、生きがいを持って、元気に安心して暮らしていける社会であり、地域で暮らす人や地域のボランティア、福祉団体、行政や地域資源が世代や分野を超えてつながり合い、町民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に作っていく社会です。

国は、平成28（2016）年に「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、「地域共生社会の実現」を明確な政策目標として打ち出しました。その後の社会福祉法改正や地域共生社会推進本部の設置により、縦割りの制度では対応しきれない複合的な生活課題への対応として、分野横断的な支援と地域づくりの必要性が制度上にも明記されてきました。

他の人々が抱える生活上の課題を解決できる地域をつくることは、自分にとって暮らしやすい地域をつくることでもあります。地域づくりの取組は、地域における住民相互の楽しみや生きがいを見出す機会を提供し、つながりの再構築にも結び付き、生活に困難を抱える方への支援の土台ともなります。保健・福祉などの関係者も分野を越えて参画することで、人々の多様なニーズに応えると同時に、地域の活性化を実現できる可能性があります。



資料：厚生労働省ホームページ

(3) 担い手の多様化と新たな支援の基盤

地域福祉を支える担い手もまた、自治会や民生委員といった従来の地縁型組織だけでなく、社会福祉法人による地域公益活動、NPO法人、企業のCSR、さらにはクラウドファンディングやソーシャルインパクトボンドなど、多様な主体へと広がっています。

特に、平成28（2016）年の社会福祉法改正により、社会福祉法人には「地域における公益的な取組」が明確に求められるようになり、地域に根ざした取組の充実が期待されています。資金面でも、民間寄付や社会的投資を活用した自立的な事業運営の仕組みが進んでいます。

こうした多様な担い手が連携し、それぞれの特性を活かしながら共に地域を支える体制づくりが不可欠です。

(4) 支援が必要な人を地域で支えるための新たな視点

高齢化の進行や単身世帯の増加、認知症の人の増加などにより、判断能力が不十分な方々を地域で支える仕組みとして、成年後見制度の役割がますます重要になっています。

国においては「成年後見制度利用促進基本計画」が策定され、市町村にも市町村計画の策定が求められており、地域における中核機関の設置や相談支援体制の構築等が進められています。

また、誰もが地域で安心して暮らし続けられる社会の実現には、出所者や加害歴のある人も含めた「再犯防止」の視点も欠かせません。

国では平成28（2016）年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行され、保護観察や就労支援、居住支援をはじめとした包括的な取組が推進されています。これに基づき、自治体にも再犯防止推進計画の策定が求められており、地域福祉の分野とも連携した支援の充実が期待されています。

こうした制度的な動向を踏まえ、地域福祉計画においても、制度の趣旨を理解しながら、福祉、司法、医療、地域等の関係機関が連携し、地域住民を包摂する支援体制の構築が求められています。

(5) 包括的な支援体制の維持

令和元（2019）年12月に国の地域共生社会推進検討会で示された最終とりまとめの方向性を踏まえ、令和2（2020）年6月には「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。最終的にこの改正は令和3（2021）年4月に施行され、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備していくことが位置づけられました。

具体的には、①相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等による継続的支援）、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設され、地域共生社会の実現に向けた中核的な事業として制度化されました。

この事業は、市町村全体がチームとなり、3つの支援を有機的に結び付けて展開していくことを目的としています。

本町においても、重層的支援体制整備について継続し、庁内関係課や関係機関・各種団体等との連携・強化を図りながら、町民一人ひとりの生活課題に的確に対応できる包括的な支援体制を維持していきます。



資料：厚生労働省ホームページ

3 計画の法的根拠

(1) 地域福祉計画

本計画は、社会福祉法第107条に規定された「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、高齢者や障害者、子どもや子育て家庭などに対する福祉の個別計画を横断的につなぐ、福祉分野の上位計画となる計画です。

(2) 地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第109条に定められた「社会福祉協議会」が主体となり、地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

■社会福祉法（抜粋）

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3) 成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条に基づく計画です。

成年後見制度は、民法の改正等により平成12（2000）年に誕生した制度です。病気、事故等による障害などの理由により、貯金等の財産管理や介護・福祉サービスの利用契約、入院の契約などの手続きをすることが難しい人の法律行為を支える制度です。

地域住民の高齢化や認知症の増加に伴い、成年後見制度の需要が高まっていることから、権利擁護が必要な人を早期に発見し、必要に応じて日常生活自立支援事業や成年後見制度といった適切な支援につなげることができるよう本計画に盛り込んでいます。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律（抜粋）

（市町村の講ずる措置）

第14条 市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(4) 再犯防止推進計画

再犯防止推進計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条に基づく計画です。

平成28（2016）年12月に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。

現在の日本において、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合である「再犯者率」が上昇しており、安全で安心して暮らせる社会を構築する上で犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が大きな課題となっています。

再び罪を犯すことを防ぐため、地域社会での理解と協力とともに、関係機関、民間協力者等の連携により、犯罪をした人等を孤立させることなく、必要な支援につなげることができるよう、再犯防止に関する取組について、防犯に関する取組と併せて、本計画に盛り込んでいます。

■再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

（地方再犯防止推進計画）

第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 計画の位置づけ

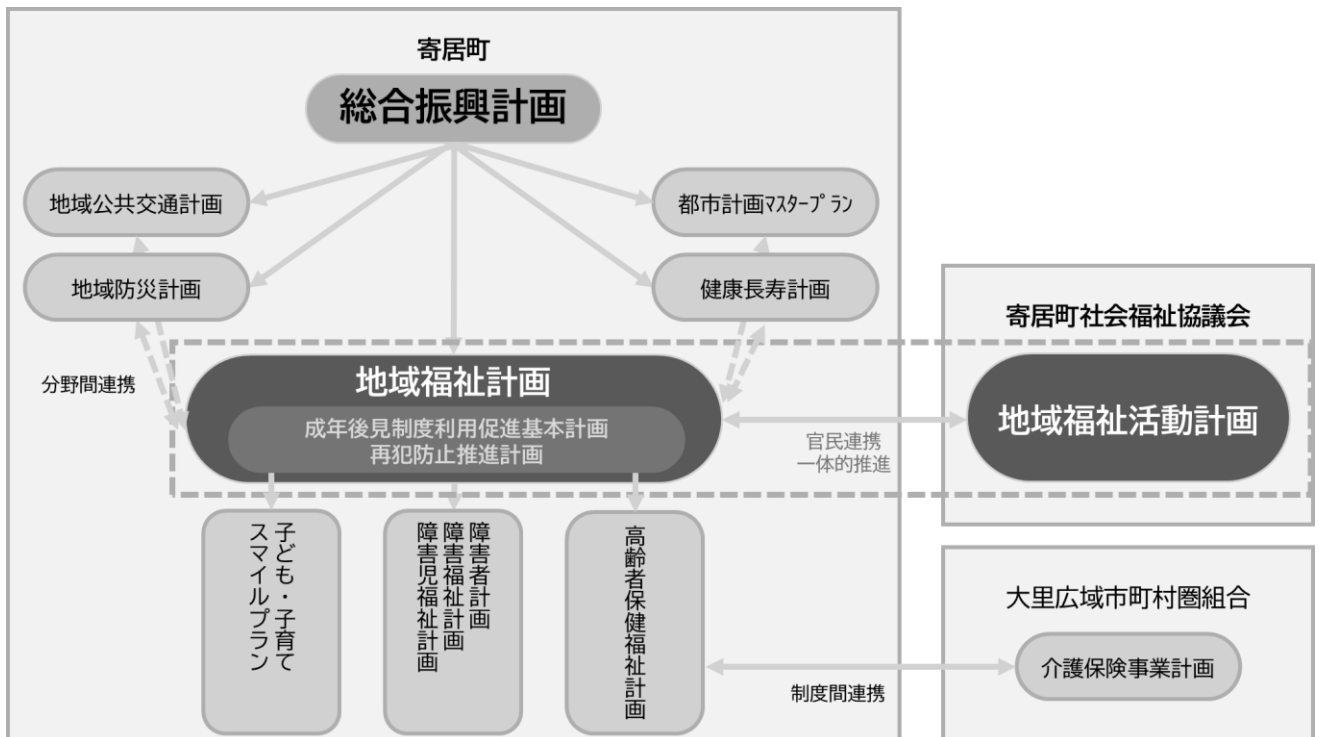
(1) 本計画の位置づけ

本計画は、町の行政計画である「寄居町地域福祉計画」と民間法人である寄居町社会福祉協議会の「寄居町地域福祉活動計画」を一体化した計画であり、町における地域福祉を官民一体になって推進する計画です。

このうち、「寄居町地域福祉計画」は、本町の最上位計画である「寄居町総合振興計画」における福祉分野の施策を策定する計画とも位置づけられます。町における他の分野の計画と連携しながら、「寄居町総合振興計画」が掲げる町の将来像の実現を図ります。

また、「寄居町子ども・子育てスマイルプラン」、「寄居町障害者計画・寄居町障害福祉計画・寄居町障害児福祉計画」、「寄居町高齢者保健福祉計画」等の福祉分野における各個別計画の上位計画として、それぞれの理念や施策を包括し、補完しながら、福祉施策の一体的な推進を図ります。

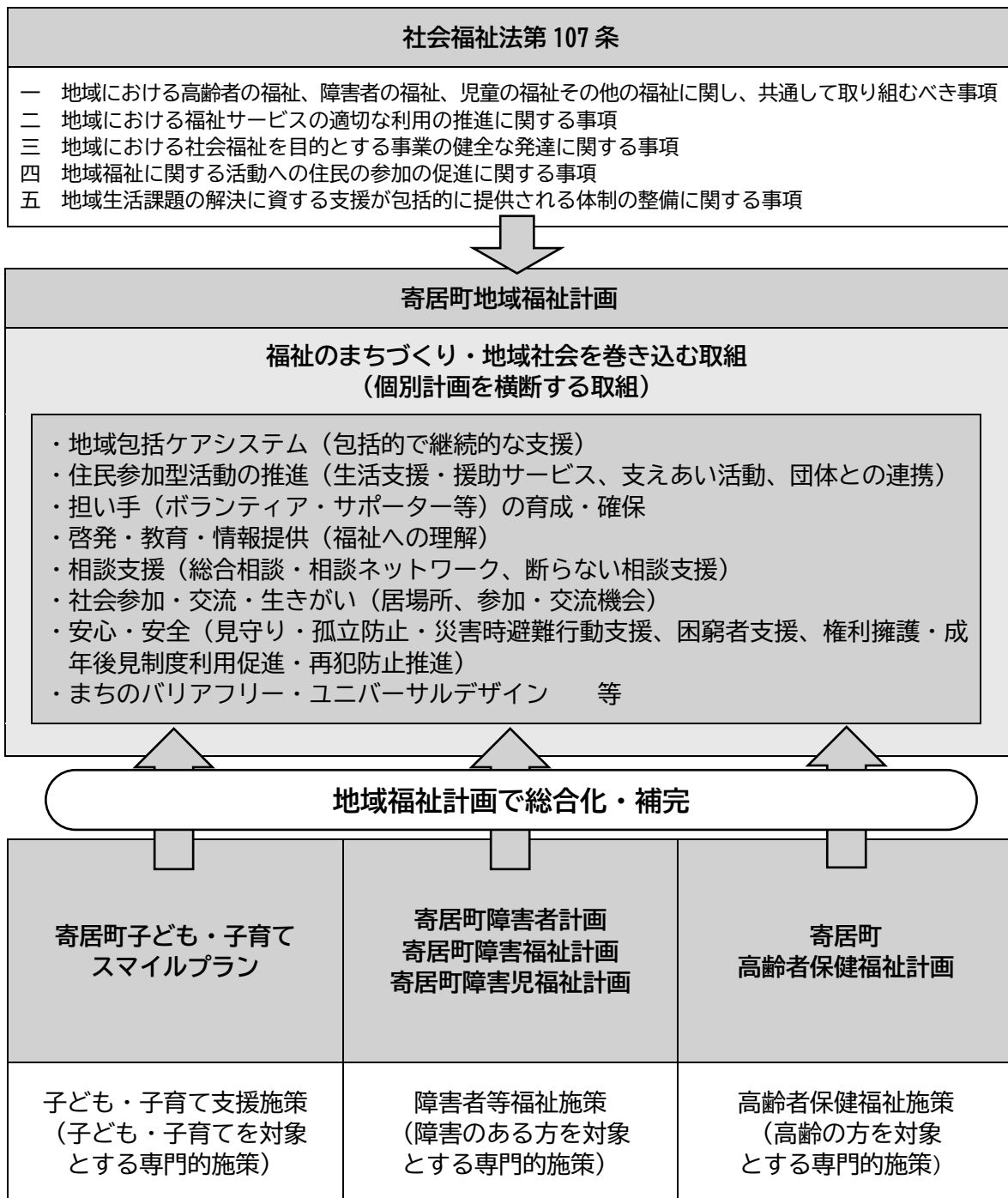
さらに、本計画は、「寄居町成年後見制度利用促進基本計画」および「寄居町再犯防止推進計画」の基本的な方針や施策の方向性を定め、判断能力が不十分な高齢者や障害者などの権利擁護に関する取組や、地域における再犯の防止に向けた支援体制の整備などについても、地域福祉の視点から横断的に推進するものとします。



(2) 福祉分野の個別計画との関係

「寄居町子ども・子育てスマイルプラン」、「寄居町障害者計画・寄居町障害福祉計画・寄居町障害児福祉計画」、「寄居町高齢者保健福祉計画」では、各計画とも、サービス見込み量や目標値等を掲げる事業計画的な内容と、地域における支援体制の構築や住民主体の取組の促進など、地域づくりの方向性を示しています。本計画は、各計画における施策のうち主に共通的な施策や横断的に連携すべき施策に焦点をあてて総合化し、補完します。

《福祉分野の個別計画と地域福祉計画》



5 計画の期間

本計画の期間は令和8（2026）年度から令和13（2031）年度までの6年間とします。また、社会情勢や関連する他の計画との整合を図るため、必要に応じて見直しを行うものとします。

※高齢化率：令和2（2020）年までは実績値（国勢調査）令和7（2025）年以降は推計値（国立社会保障・人口問題研究所）

年	2005年	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
高齢化率 (全国)	20.2%	23.0%	26.6%	28.6%	29.6%	30.8%	32.3%	34.8%	36.3%
人口問題等						2025年 問題	2040年 問題		
寄居町地域 福祉計画				1期計画	2期計画	本計画			

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)	R13 (2031)
前期 基本計画	第6次寄居町総合振興計画 (後期基本計画)					第7次寄居町総合振興計画 (前期基本計画)						
1期	第2期寄居町地域福祉計画 地域福祉活動計画 (成年後見制度利用促進基本計画を含む)					第3期寄居町地域福祉計画 地域福祉活動計画 (成年後見制度利用促進基本計画 再犯防止推進計画を含む)						
高齢者 保健 福祉 計画	高齢者保健福祉計画		高齢者保健福祉計画			高齢者保健福祉計画			高齢者 保健福祉計画			
第7期	大里広域市町村圏組合 第8期介護保険事業計画		大里広域市町村圏組合 第9期介護保険事業計画			大里広域市町村圏組合 第10期介護保険事業計画			第11期介護保険 事業計画			
5期 1期	障害者計画 第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画		障害者計画 第7期障害福祉計画 第3期障害児福祉計画			障害者計画 第8期障害福祉計画 第4期障害児福祉計画			障害者計画 第9期障害福祉 第5期児計画			
	第2期 子ども・子育てスマイルプラン					第3期 子ども・子育てスマイルプラン					第4期 子ども・子育て スマイルプラン	

6 計画の策定体制・策定手法

計画策定に際して、町民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況等の実態を把握するとともに、ご意見・ご提言を広く集め、計画策定への基礎資料として活用することを目的に町民アンケートを実施しました。さらに町民の参画と協働を基本とした計画策定の中心機関として「寄居町地域福祉計画等策定委員会」を、また、横断的連携を図るため庁内の関係各課の職員からなる「寄居町地域福祉計画等策定庁内検討委員会」を設置し、計画策定を進めました。

計画素案を作成後、素案に対する町民の意見や要望等を収集するため、パブリック・コメントを実施しました。

(1) アンケート調査の実施概要

町民の地域福祉に関する認識、要望、意見等を把握し、本計画策定の基礎資料を得るため、アンケート調査を実施しました。調査は、18歳以上の町民1,800人を無作為に抽出して実施しました。

アンケート調査の結果は、資料編にすべて掲載しています。

【アンケート調査の実施概要】

対象者	18歳以上の町民
対象者数	1,800人
抽出方法	住民基本台帳からの無作為抽出
調査方法	郵送法（郵送配布・郵送回収）
調査内容	・ 寄居町での暮らしについて（暮らしの不安や相談先、近所付き合い、行事や地域活動等） ・ ボランティア活動について（参加の実態や意向） ・ 成年後見制度について（制度の周知と意向） ・ 再犯防止の取組について（制度の周知、施策の方向性等） ・ 防災の取組について（制度の周知と意向、考え方等） ・ 町の福祉サービスについて（周知や利用実態、評価、方向性等）
調査期間	令和7（2025）年7月14日～7月30日
回収数・回収率	640件・35.6%

(2) パブリック・コメントの実施概要

寄居町パブリック・コメント手続実施要綱の規定に基づき、以下の通りパブリック・コメントを実施しました。

【パブリック・コメントの実施概要】

意見募集案件	第3期寄居町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定
実施期間	令和7（2025）年12月11日～令和8（2026）年1月9日
閲覧	町公式ホームページ、福祉課、社会福祉協議会
意見を提出できる方	町民（町内に住所を有する者、町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体、町内の事務所又は事業所に勤務する者）
意見提出方法	郵便又は信書便、ファクシミリ、電子メール、書面の持参
意見提出者数	1名
意見数	1件

第 2 章 地域福祉をめぐる寄居町の現状

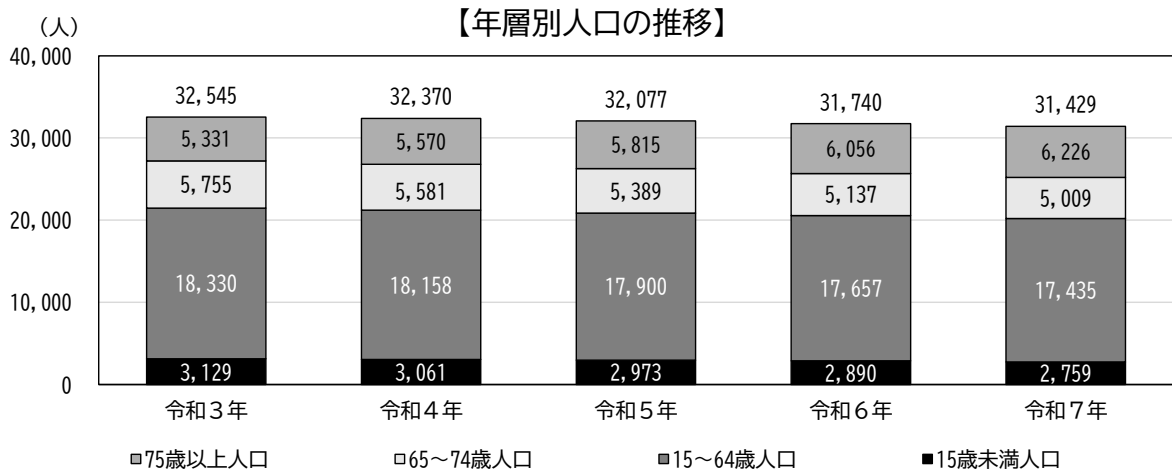
1 本町の状況

(1) 人口

①総人口及び年層別人口の推移

町の総人口は、令和3（2021）年に32,545人、令和7（2025）年には31,429人と、年を追うごとに緩やかな減少が続いており、今後もこの傾向が継続すると見込まれます。

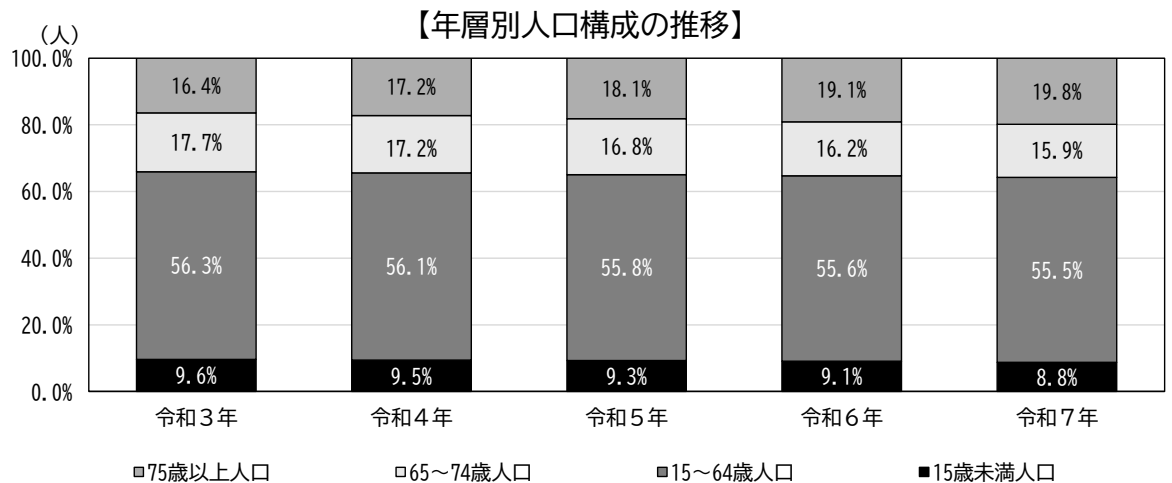
年齢階層別に見ると、15歳未満人口および15～64歳の生産年齢人口は、いずれも年々減少しており、令和7（2025）年時点でそれぞれ2,759人、17,435人と、総人口の64.3%まで低下しています。一方で、65歳以上の高齢人口は11,235人（構成比35.7%）と増加傾向にあり、特に75歳以上人口は6,226人で高齢人口の半数以上を占めています。



※資料 住民基本台帳（各年10月1日現在）

年層人口構成を見ると、令和7（2025）年時点で町民のおよそ3人に1人が65歳以上、5人に1人が75歳以上を占めており、高齢化が急速に進行しています。

こうした人口構造の変化は、地域福祉における支援対象の広がりや、担い手不足の深刻化を示唆しており、今後の施策においても重要な視点となります。



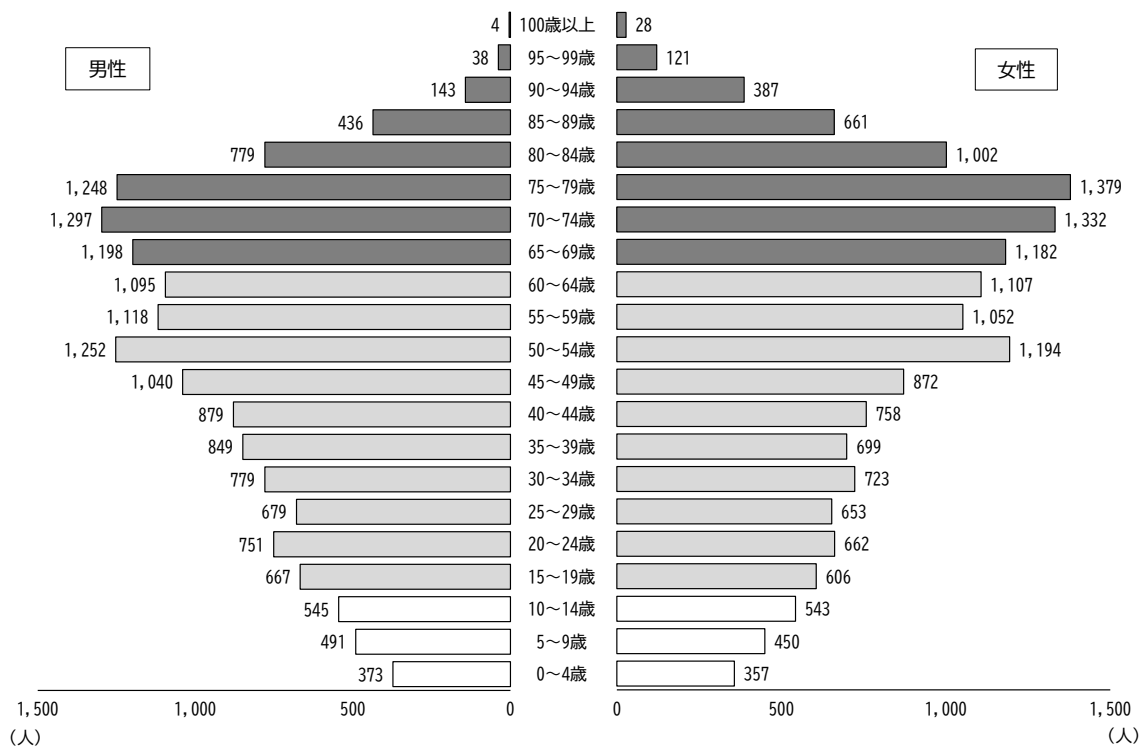
※資料 住民基本台帳（各年10月1日現在）

②人口ピラミッド

令和7（2025）年10月1日現在の本町の人口ピラミッドを見ると、男女ともに70歳代の年齢層が最も多く、特に女性では75～79歳の人口が1,379人と最大層を形成しています。65歳以上の高齢層全体において人口の厚みが目立ち、男女ともに70歳代以上の年齢層が特に厚く、30歳代以下の若年世代とのバランスが大きく崩れつつある状況が明らかです。

65歳以上の高齢者人口の増加、30歳以下の若年世代の減少、特に15歳以下の年少人口の減少により、かつての「つぼ型」であった人口構造は、「逆三角形」に近い形へと変化してきています。

こうした構造的変化は、少子化の進行と高齢者人口の増加が同時に進む中で、地域社会全体の福祉ニーズや支援体制の在り方に大きな影響を与えるものと考えられます。今後は、支援を必要とする高齢者の増加が引き続き見込まれる一方で、福祉の担い手となる若年層や中年層の人口は減少傾向にあるため、地域内での支えあいの仕組みや、多様な主体による協働体制の整備が一層重要となることが想定されます。



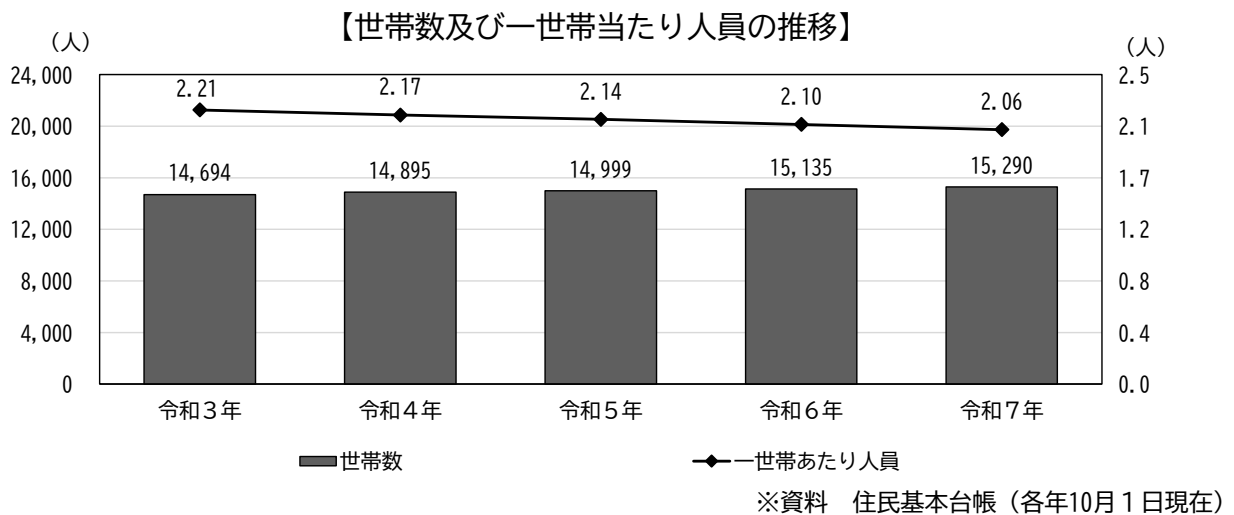
※資料 住民基本台帳（令和7（2025）年10月1日現在）

(2) 世帯

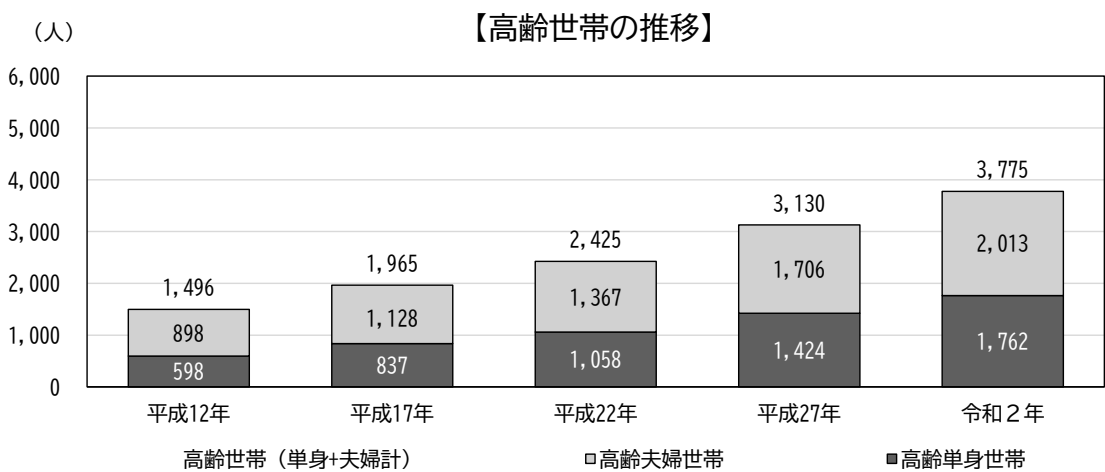
世帯数の推移をみると、令和3（2021）年以降は増加傾向が続いており、令和7（2025）年には15,290世帯となっています。一方で、1世帯あたりの人員は年々減少しており、令和3（2021）年の2.21人から、令和7（2025）年には2.06人まで低下しています。

こうした世帯人員数の減少の背景には、単身世帯の増加があると考えられます。近年は高齢化の進行やライフスタイルの多様化により、一人暮らしの世帯が増える傾向にあり、今後もその割合が高まっていくことが想定されます。

このように、世帯規模の縮小が進行する中で、家庭内での支援力（自助機能）の低下が懸念され、今後は見守りや生活支援など、個別のニーズに応じた支援体制の重要性が一層高まっていくことが想定されます。



町全体の世帯数は今後減少すると見込まれていますが、高齢者のみの世帯（単身または夫婦のみ）は増加傾向にあります。高齢者単身世帯は、平成12（2000）年の598世帯から令和2（2020）年には1,762世帯と約3倍に増加しており、高齢夫婦世帯も同様に増加が続いています。こうした傾向は、今後も高齢化の進行とともに続くことが予想され、特に単身世帯の増加により、見守りや個別支援の必要性が一層高まっていくと考えられます。

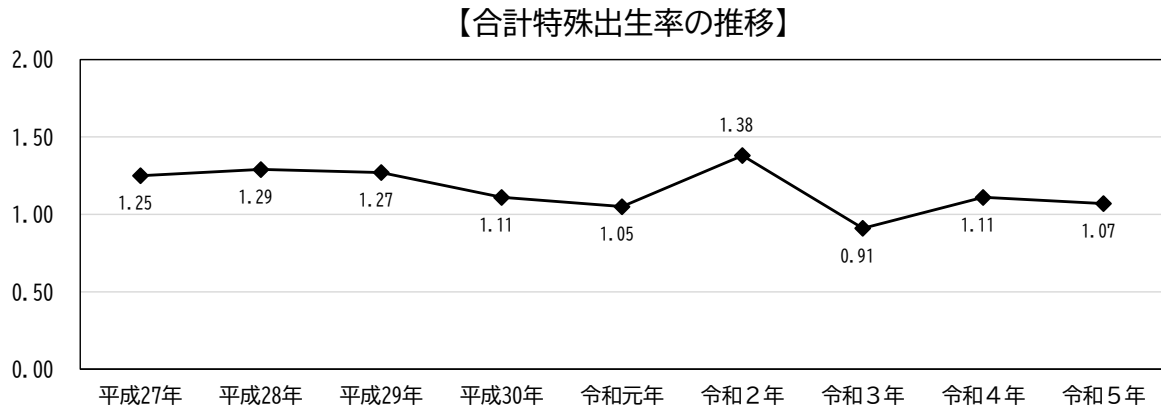


※資料 国勢調査

(3) 子ども・子育て世代

①子育て世代

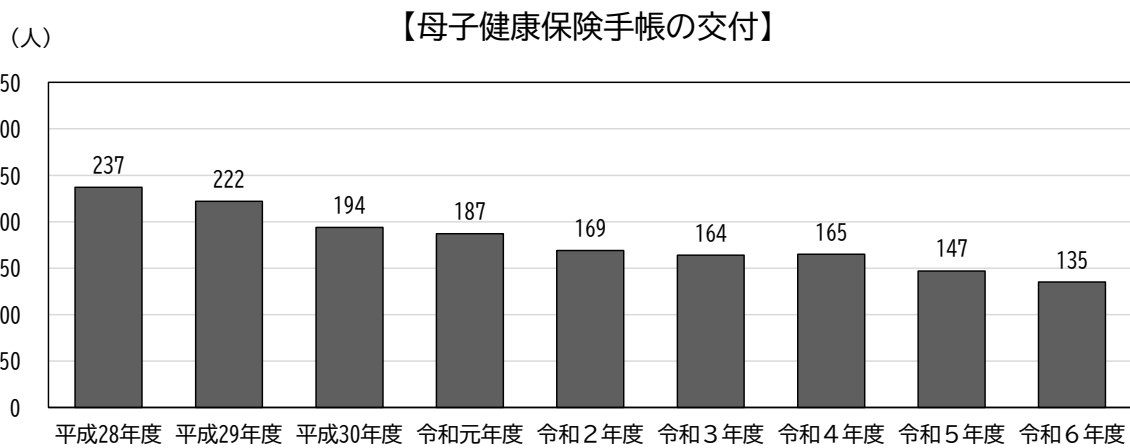
本町の合計特殊出生率は、平成28（2016）年の1.29から令和元（2019）年の1.05へと低下した後、令和2（2020）年には1.38まで回復しました。その後は1.00前後で推移しています。



※資料 埼玉県合計特殊出生率

母子健康手帳の交付数は、平成28（2016）年度の237件をピークに減少が続いており、令和6（2024）年度には135件と、約10年間でおよそ100件減少しました。

交付数の減少傾向は顕著であり、出生率が一時的に上昇した令和2（2020）年度においても変わらず、その後も減少傾向が継続しています。



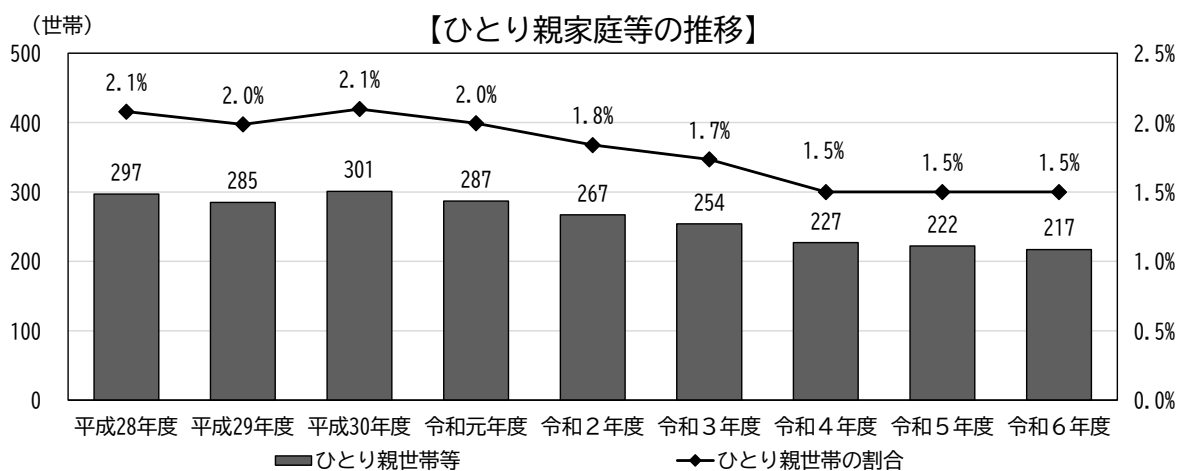
※資料 子育て支援課

②ひとり親家庭

ひとり親家庭等は、生活の安定と自立を目的とした支援の対象となっています。

本町におけるひとり親世帯数は、平成28（2016）年度の297世帯から令和6（2024）年度には217世帯へと減少しており、世帯全体に占める割合も2.1%から1.5%へと低下しています。

この推移は、数・構成比ともに継続的な減少傾向がみられ、今後もひとり親世帯数の減少が続く可能性があります。



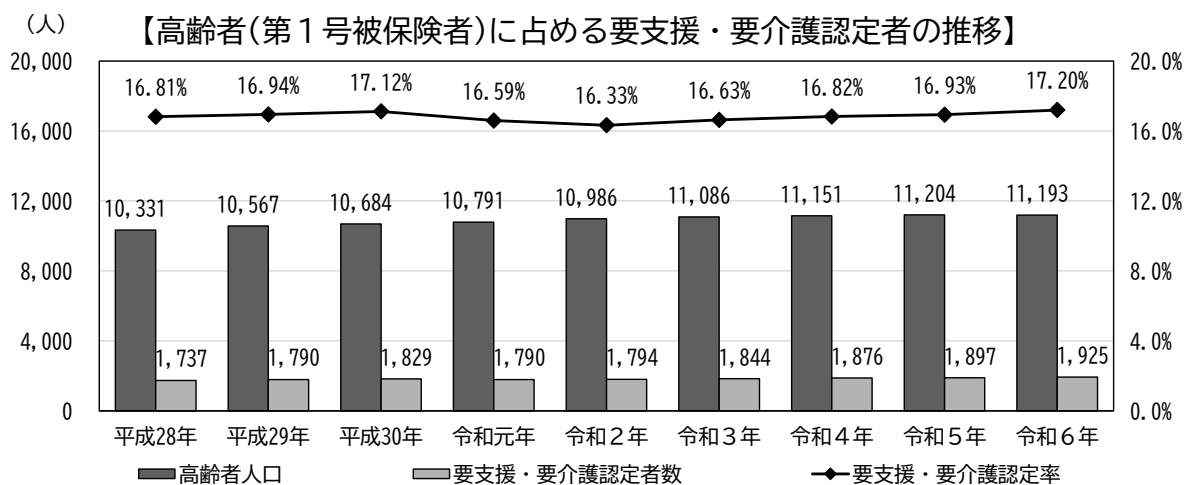
※資料 ひとり親世帯：子育て支援課
世帯数：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 支援や介護が必要な高齢者

①要支援・要介護認定者

本町の高齢者人口は年々増加傾向にあり、平成28（2016）年の10,331人から令和6（2024）年には11,193人と、862人の増加となっています。これに伴い、要支援・要介護認定者数も1,737人から1,925人へと増加しています。

一方で、認定率（高齢者人口に占める要支援・要介護認定者の割合）は、平成28（2016）年以降は概ね16%台で推移しており、令和6（2024）年には17.20%とやや上昇が見られるものの、急激な増加には至っていません。



※資料 要支援・要介護者認定者数、認定率：福祉課（大里広域集計 介護保険事業状況報告（9月分））
高齢者人口：住民基本台帳（各年10月1日現在）

要支援・要介護認定者の構成比をみると、令和6（2024）年時点では、要介護1の構成比が23.8%と最も高く、過去数年で顕著に増加しています。また、要支援1・2の構成比の合計は、平成30（2018）年までは緩やかに増加していたものの、近年は横ばいからやや減少傾向に転じています。要介護3・4は令和3（2021）年以降減少傾向にあり、要介護5とあわせた構成比は横ばいに推移しています。

【要支援・要介護度別認定者の構成比の推移（第1号被保険者）】

平成28年	12.0%	8.2%	20.7%	17.9%	16.8%	12.5%	11.8%
平成29年	12.0%	9.7%	19.7%	17.2%	16.3%	14.4%	10.8%
平成30年	11.8%	10.5%	20.0%	17.0%	15.5%	14.8%	10.4%
令和元年	9.8%	10.8%	18.4%	17.3%	17.0%	16.6%	10.2%
令和2年	10.4%	10.0%	18.6%	16.8%	17.3%	16.1%	10.9%
令和3年	11.4%	10.9%	20.0%	16.1%	16.7%	15.2%	9.7%
令和4年	11.0%	11.4%	20.9%	16.6%	15.5%	15.2%	9.3%
令和5年	10.3%	11.2%	21.6%	17.6%	15.2%	14.7%	9.4%
令和6年	9.9%	10.0%	23.8%	16.8%	15.3%	14.6%	9.5%

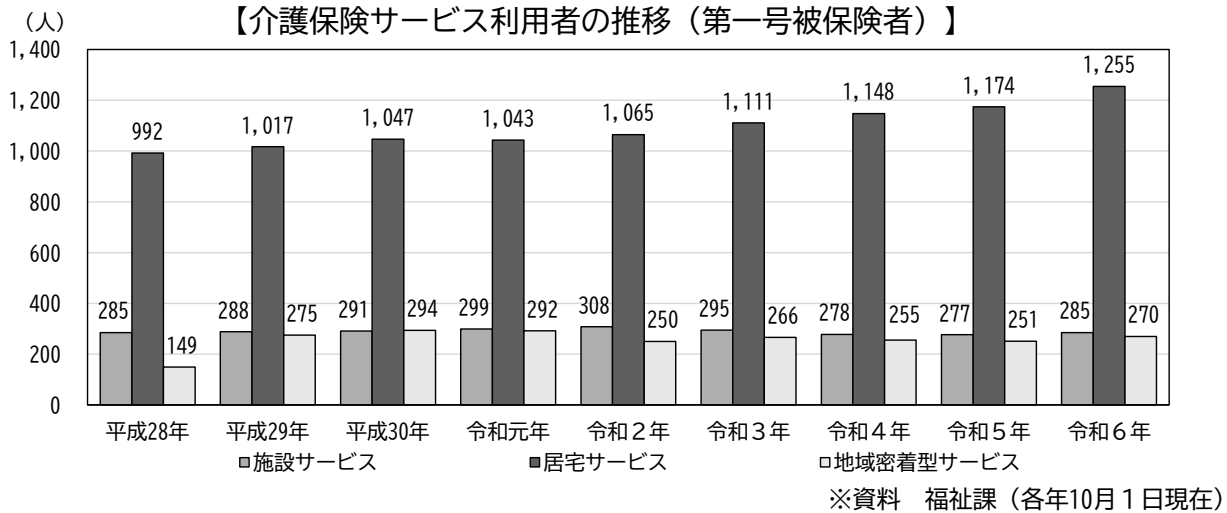
□要支援1 □要支援2 □要介護1 □要介護2 □要介護3 ■要介護4 ■要介護5

※資料 福祉課（大里広域集計 介護保険事業状況報告（9月分））

②介護保険サービス利用者

介護保険サービスの利用者数は、令和6（2024）年時点で居宅サービスが1,255人と最も多く、年々緩やかに増加を続けています。施設サービスの利用者は、平成28（2016）年以降概ね280人台から300人台の範囲で推移しており、大きな変動は見られません。地域密着型サービスについては、増減を繰り返しており、令和6（2024）年には270人となっています。

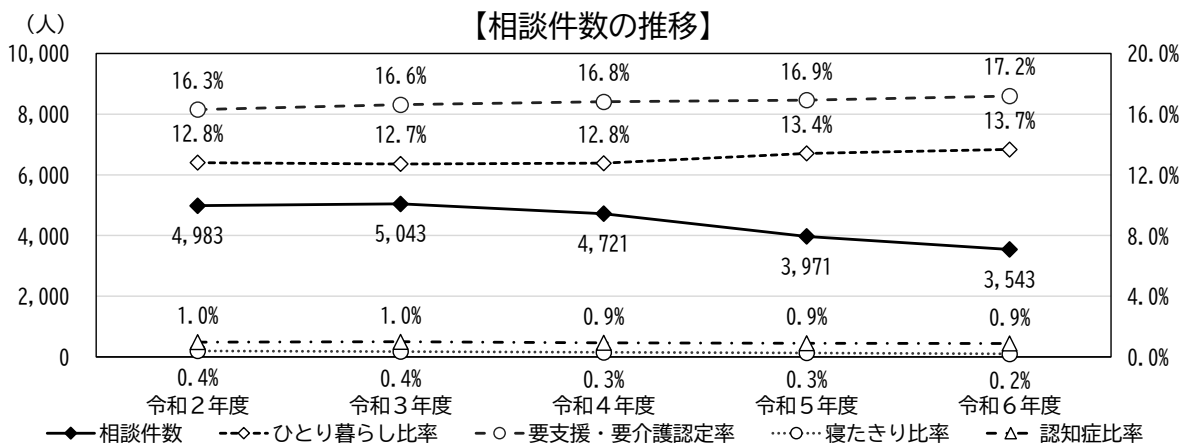
こうした状況の中で、居宅サービスや地域密着型サービスなど、在宅での介護支援体制が引き続き中心的な役割を担っており、今後もその活用が重要になると考えられます。



③地域包括支援センターの総合相談

地域包括支援センターでは、介護予防ケアマネジメントや総合相談、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメントなどを通じ、高齢者の生活と介護を総合的に支援しています。

近年、総合相談件数はやや減少傾向にあります。高齢者人口の増加や支援体制の整備により、今後は再び相談が増加することも見込まれます。必要な支援につなぐ入口として、今後も窓口の周知が重要です。



※資料 相談件数：福祉課（各年度データ） 高齢者人口：住民基本台帳（各年10月1日現在）
認定率：福祉課（各年10月1日現在） 他：福祉課（各年6月1日現在）

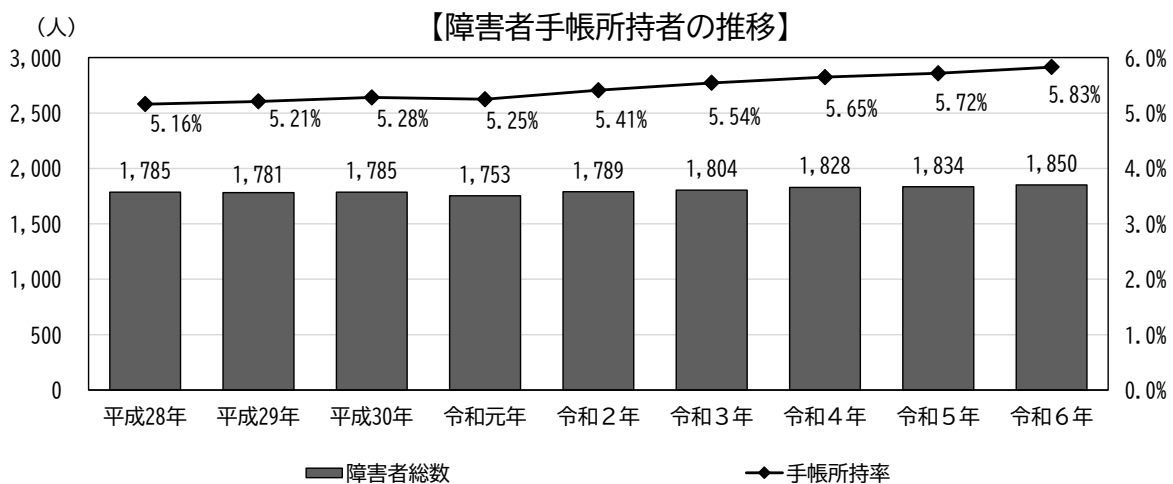
(5) 障害者

①障害者手帳の所持者の推移

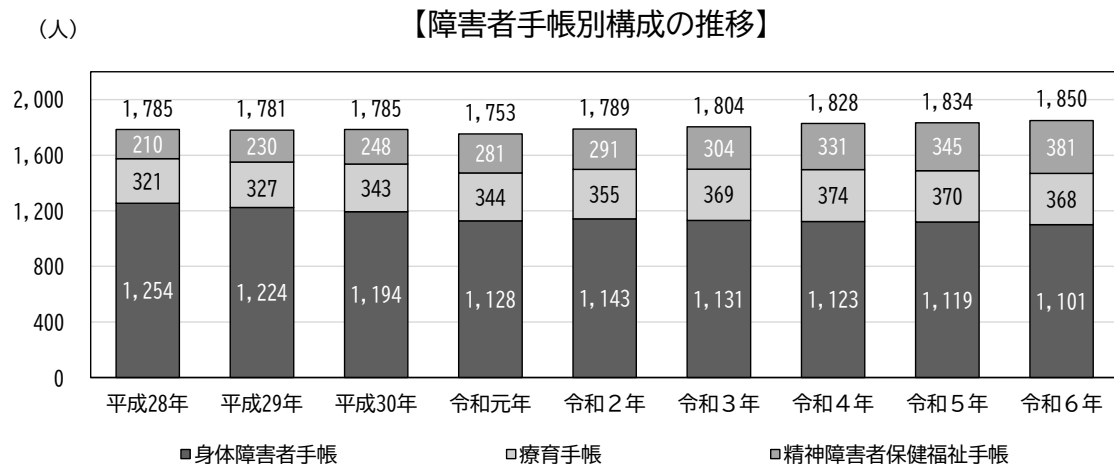
障害者手帳所持者数は、令和元（2019）年まで概ね横ばいで推移していましたが、その後は増加傾向で、令和6（2024）年には過去最多の1,850人となりました。総人口の減少が続く中で、所持率も年々上昇し、令和6（2024）年は5.83%となっています。

種別では、身体障害者手帳所持者が令和6（2024）年は1,101人と平成28（2016）年から約150人減少している一方、療育手帳は368人（+47人）、精神障害者保健福祉手帳は381人（+171人）と増加しています。

精神障害や発達障害への社会的認知の高まりや、早期からの支援ニーズの顕在化などにより、制度の利用対象が広がっている傾向がうかがえます。



※資料 福祉課「民生委員・児童委員調査」（各年10月1日現在）



※資料 福祉課（各年10月1日現在）

(6) 権利擁護が必要な町民

虐待や経済的被害、差別による権利侵害の防止、また判断能力が不十分な方の意向を尊重することは、権利擁護の重要な視点です。

成年後見制度に関する相談は、日常生活全般を扱う生活相談と、相続・契約等を扱う法律相談に分かれます。生活相談件数は年度によって変動があり、令和6（2024）年度は63件でした。今後は高齢者の増加や制度の周知により、相談の増加も見込まれます。

法律相談は令和4（2022）年度に50件と増加した後は減少傾向にあり、令和6（2024）年度は9件でした。制度利用や町長申立件数は概ね横ばいです。今後は相談支援の充実とあわせて、制度の周知・啓発も重要となります。

虐待に関する相談件数は、児童に関するものが中心で、令和2（2020）年度以降は概ね50件前後で推移していましたが、令和6（2024）年度は28件と減少しました。

高齢者虐待の相談件数は、令和2（2020）年度以降8～13件の範囲で推移し、令和6（2024）年度は8件でした。

障害者虐待の相談件数は少数で推移しており、令和5（2023）年度に9件と一時的な増加が見られたものの、令和6（2024）年度は4件でした。

対象は児童にとどまらず、高齢者や障害者などにも広がっており、虐待の未然防止や早期発見のためには、各分野での継続的な見守り体制の強化が求められます。

【成年後見制度の相談・利用件数等】

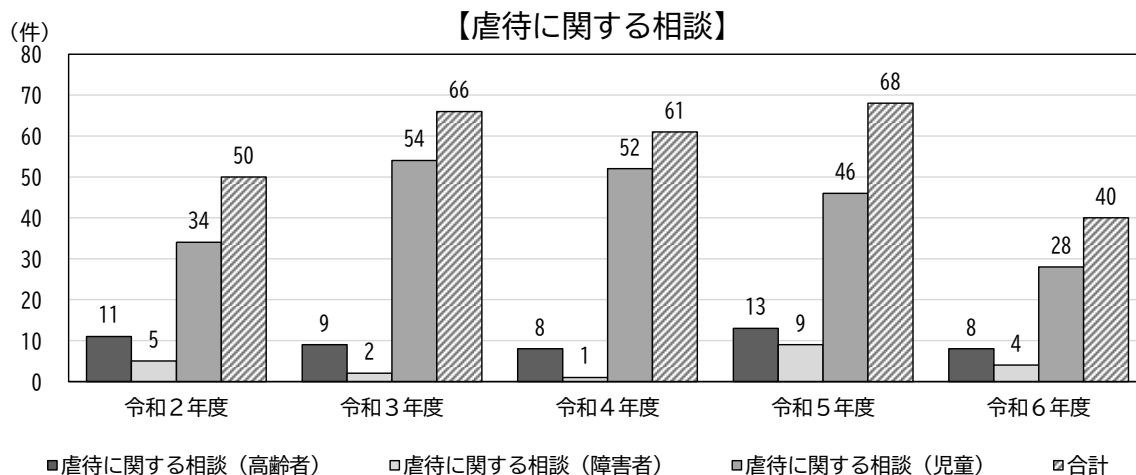
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
権利擁護相談件数（生活相談）	62	37	61	16	63
権利擁護相談件数（法律相談）	9	23	50	12	9
成年後見制度申立支援件数	7	3	2	2	7
町長による申立件数	5	5	1	3	4

※資料 福祉課

【成年後見人】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
法人後見人	1	2	1	0	0
市民後見人	0	0	0	0	0

※資料 福祉課



※資料 福祉課・子育て支援課

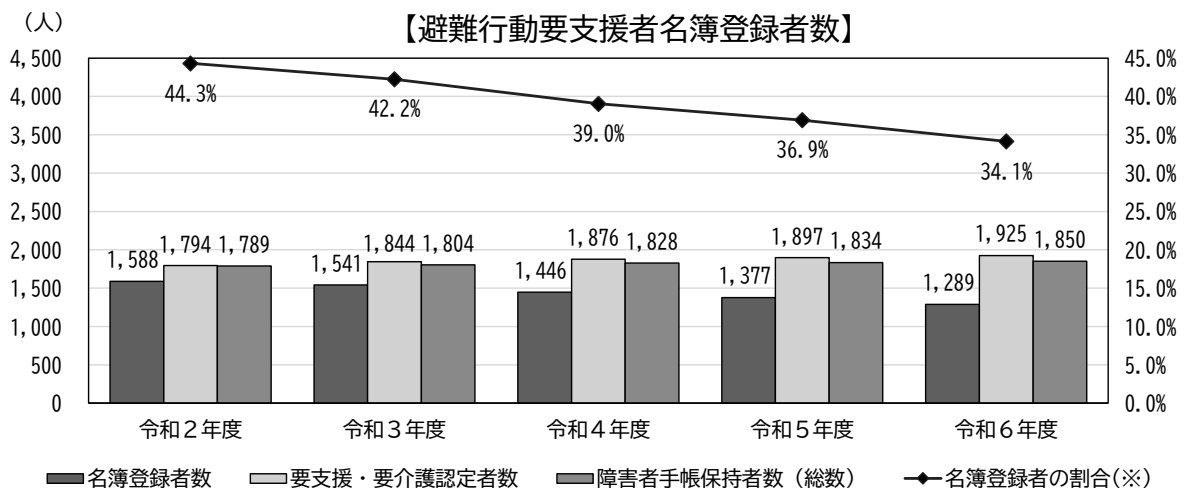
(7) 災害時等の避難行動に支援が必要な町民

災害対策基本法により、市町村には、自力での避難が困難な避難行動要支援者の名簿を作成することが義務づけられています。

本町における名簿登録者数は、令和6（2024）年度で1,289人となっていますが、令和2（2020）年度からみると299人減少しています。

一方で、名簿登録の対象となる要支援・要介護認定者および障害者手帳所持者の合計（延べ人数）は年々増加しており、令和6（2024）年度には1,925人、1,850人といずれも過去最多となっています。

このため、名簿登録者が対象者全体に占める割合は年々低下し、令和2（2020）年度の44.3%から令和6（2024）年度には34.1%まで減少しています。



※要支援・要介護認定者及び障害者手帳所持者の合計に占める割合

※資料 福祉課

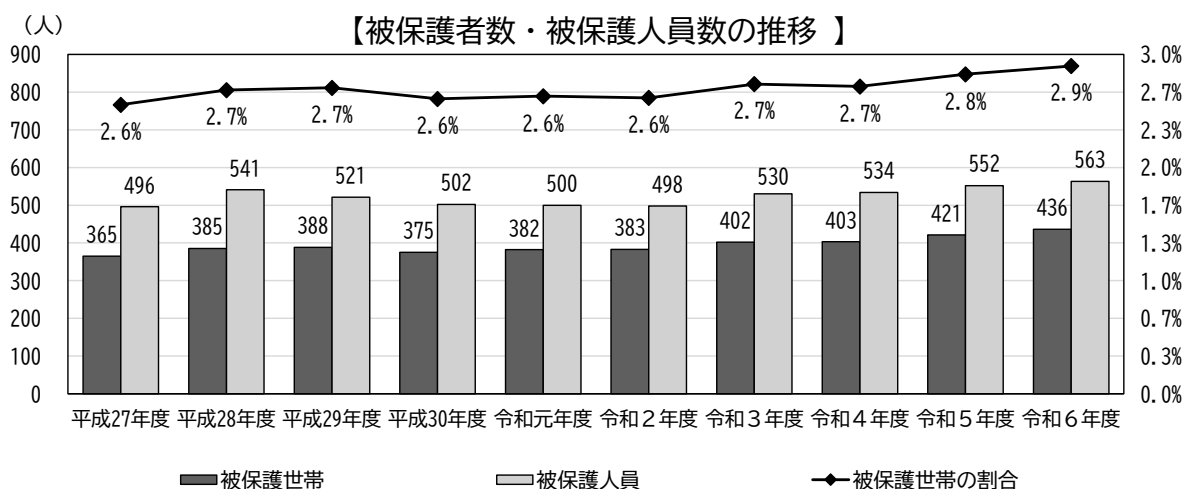
(8) 生活困窮等

①生活保護受給世帯

生活保護受給世帯数は、平成27（2015）年度の365世帯から令和6（2024）年度には436世帯へと増加しており、過去10年間で約70世帯の増加が見られます。被保護人員数も同様に、496人から563人へと増加しています。

また、町の全世帯数に占める被保護世帯の割合は、平成27（2015）年度の2.6%から令和6（2024）年度には2.9%まで緩やかに上昇しています。特に令和3（2021）年度以降は、受給世帯数・人員数ともに増加傾向が続いており、コロナ禍による生活不安の長期化に加え、近年の物価高騰による家計への影響など、複合的な要因が影響している可能性が考えられます。

全体として、生活保護制度の活用が着実に進んでいる一方で、背景にある社会経済状況の変化に応じた就労支援や自立支援の重要性が今後さらに高まることがうかがえます。



※資料 被保護世帯・被保護人員：福祉課
世帯数：住民基本台帳(各年4月1日現在)

②生活困窮者

自立支援相談事業の相談件数は、令和2（2020）年度に43件、令和3（2021）年度に40件、令和4（2022）年度には26件と一時的に減少しましたが、令和5（2023）年度には再び43件となり、令和6（2024）年度は13件となっています。年度によって変動が見られています。

【自立支援相談件数の推移】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	43	40	26	43	13

※資料 アスポート相談支援センター埼玉北部での寄居町相談者件数

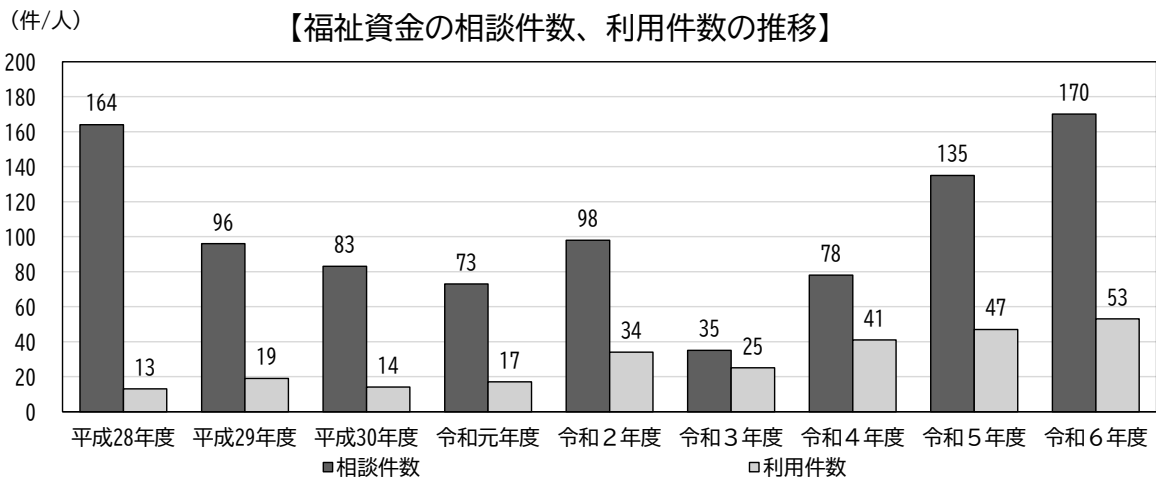
③福祉資金の相談者・利用者

寄居町福祉資金は、低所得世帯に対し生活資金の貸付を行い、生活の安定を図ることを目的とした制度です。

相談件数は、平成28（2016）年度の164件をピークに減少傾向を示しましたが、令和4（2022）年度以降は再び増加に転じ、令和6（2024）年度には170件と過去最多となっています。

一方、利用件数も令和4（2022）年度以降に増加し、令和6（2024）年度には53件と過去最多となっています。

近年、相談件数・利用件数とも増加傾向にあり、物価高騰などの影響も背景に今後も一定のニーズが見込まれます。引き続き、制度の周知と相談体制の充実が求められます。

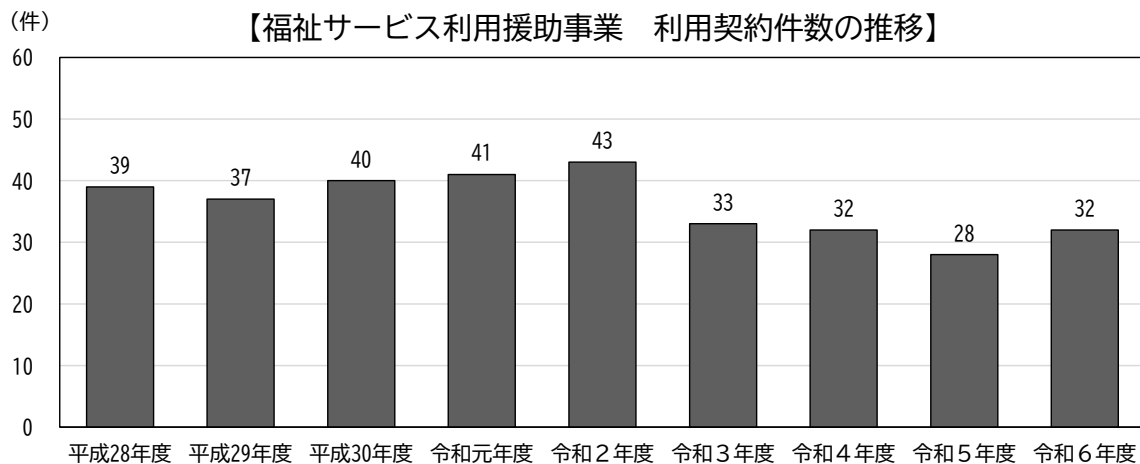


※資料 寄居町社会福祉協議会

④福祉サービス利用援助事業 利用契約者

認知症高齢者や知的障害・精神障害のある方など、ひとりでの生活に不安がある方に対し、福祉サービスの利用手続きや日常的な金銭管理などを支援する「福祉サービス利用援助事業」の利用件数は、平成28（2016）年度以降、30件台後半から40件前後で推移し、令和2（2020）年度には43件と最も多くなりましたが、その後はやや減少し、直近の令和6（2024）年度は32件となっています。

利用件数は大きな増減はなく、概ね横ばいで推移しており、制度の理解促進や利用につながる働きかけが求められます。



※資料 寄居町社会福祉協議会

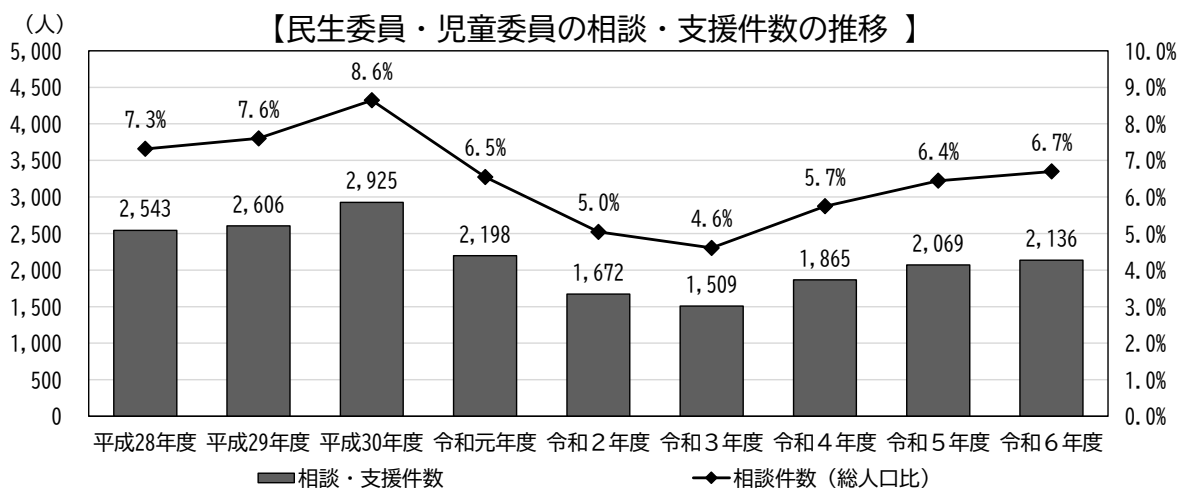
2 活動の担い手の状況

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、行政と住民をつなぐ役割を担い、地域での相談・援助活動を通じて、支援が必要な住民と行政・専門機関を結びつけています。

相談・支援件数は平成28（2016）年度から令和元（2019）年度にかけては2,000件台で推移していましたが、令和3（2021）年度に1,509件まで減少した後、増加に転じ、令和6（2024）年度には2,136件となりました。

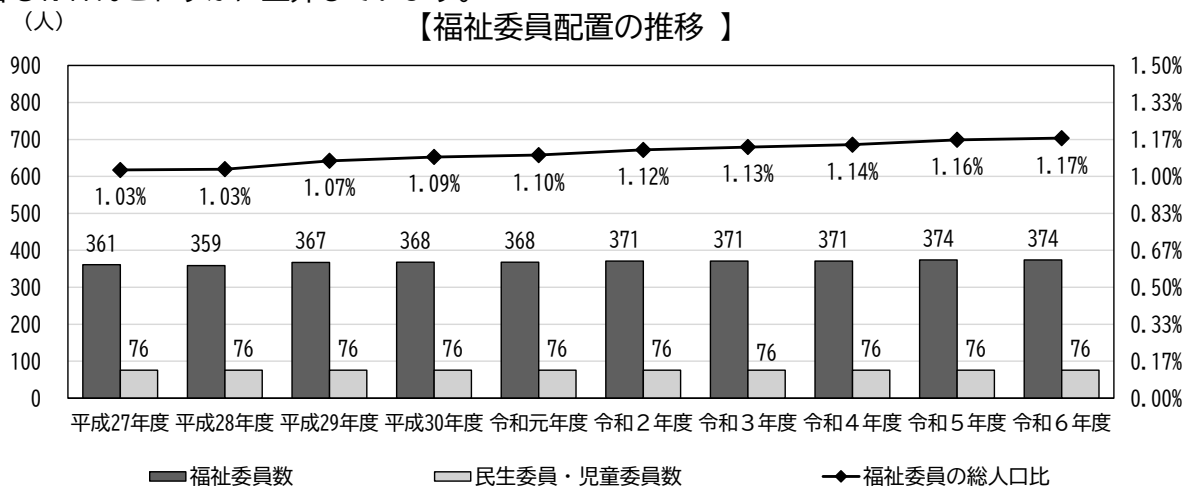
人口比も一時的に低下したものの、その後は上昇傾向にあり、こうした変化の背景には、コロナ禍による一時的な活動制限や相談控えの影響のほか、近年の支援体制の見直しや活動の再活性化が影響している可能性が考えられます。



※資料 相談・支援件数：福祉課
総人口比：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 福祉委員

福祉委員は、見守り活動や生活支援、サロンの開催などを通じて、地域の福祉コミュニティづくりを担っています。委員数は、近年ほぼ横ばいで、令和6（2024）年度は374人、総人口に対する割合も1.17%とわずかに上昇しています。

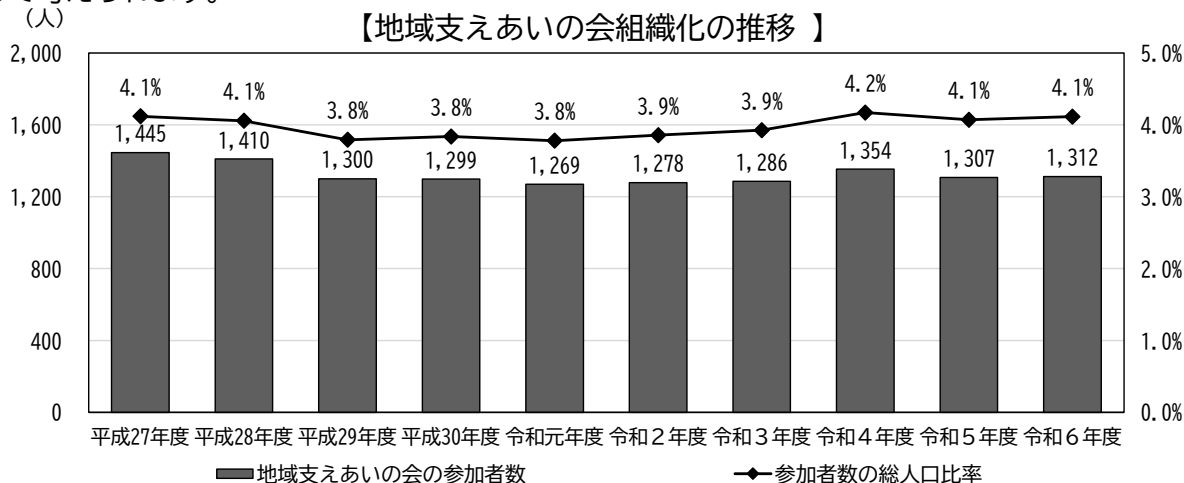


※資料 福祉委員数：寄居町社会福祉協議会 民生委員・児童委員数：福祉課
総人口比：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 地域支えあいの会

町内67の行政区すべてで「地域支えあいの会」が組織され、住民による福祉活動が継続的に展開されています。会員数は令和元（2019）年度の1,269人から令和6（2024）年度には1,312人となり、概ね横ばいで推移しています。総人口に占める割合も4.1%前後で安定しており、町民の約25人に1人が参加している状況です。

参加率が大きく変動していない背景には、地域活動への関心や意欲が一定程度維持されていることがうかがえますが、一方で新たな担い手の拡大や若年層の参画促進といった視点も今後の課題として考えられます。



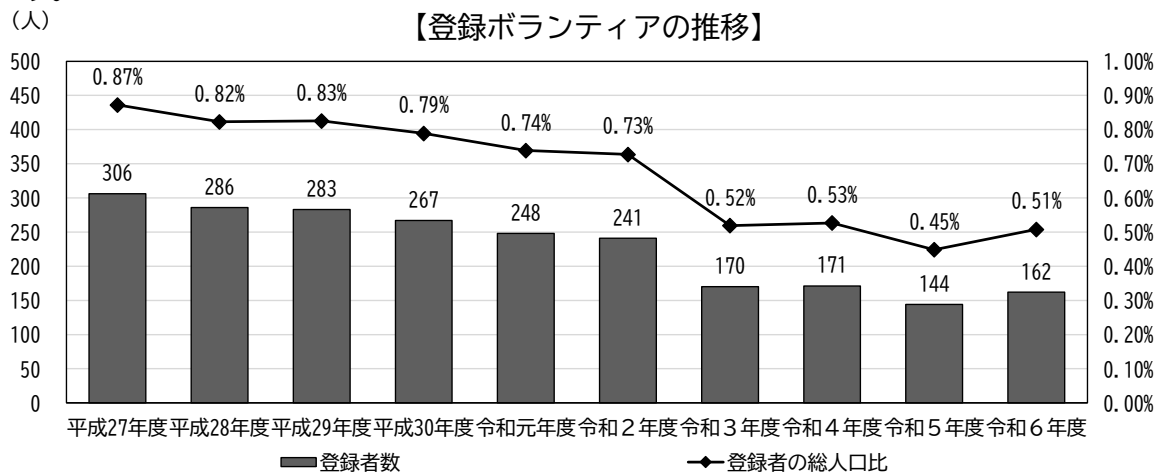
※資料 登録者数：寄居町社会福祉協議会
総人口比：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(4) 登録ボランティア

寄居町社会福祉協議会では、地域の支援を必要とする方々のため、様々な分野で活動するボランティアの募集・登録を行っています。

かつては毎年200人以上が登録していましたが、令和3（2021）年度以降は200人を下回る状況が続いており、令和6（2024）年度の登録者数は162人、総人口比では0.51%にとどまっています。

近年の減少傾向の背景には、高齢化の進行や活動機会の縮小、新規登録者の減少など、複数の要因が影響していると考えられ、活動の担い手の確保と世代交代の促進が今後の大きな課題となっています。



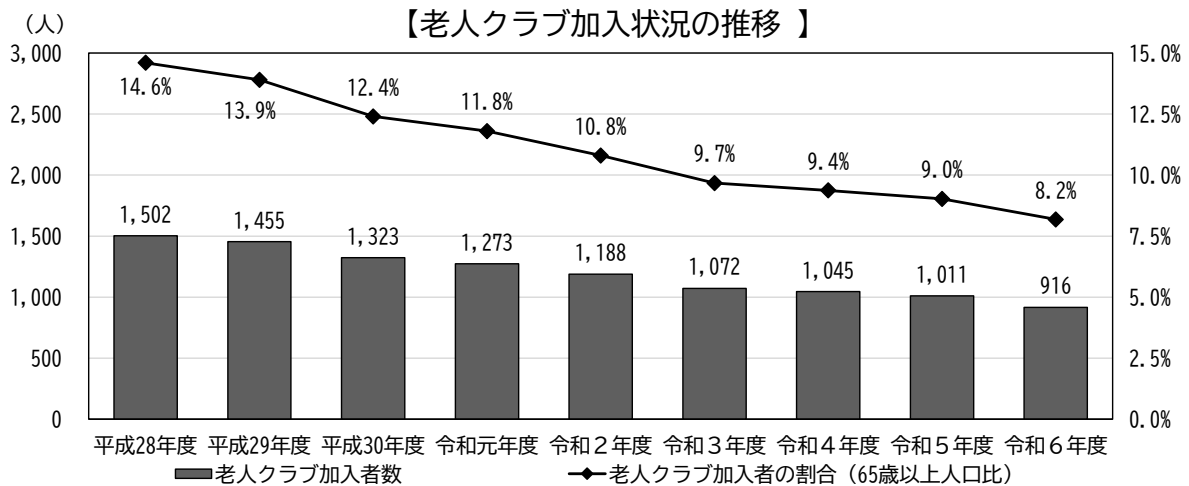
※資料 登録者数：寄居町社会福祉協議会
総人口比：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(5) 老人クラブ

町内には23の老人クラブがあり（令和7（2025）年8月現在）、地域の高齢者が交流や健康づくり、社会参加を行う場として活動しています。

老人クラブの加入者数は減少傾向にあり、平成28（2016）年度の1,502人から、令和6（2024）年度には916人へと減少しました。65歳以上人口に対する加入者の割合も、平成28（2016）年度の14.6%から令和6（2024）年度には8.2%まで低下しています。

この背景には、定年年齢の延長や継続雇用制度の浸透による就労期間の長期化、高齢期の過ごし方の多様化、価値観の変化等が影響していると思われます。



※資料 老人クラブ加入者数：福祉課
総人口比：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(6) 生活支援・介護予防体制整備推進協議会（第1層・第2層）

生活支援・介護予防体制整備推進協議会（第1層・第2層）とは、公的サービスや制度だけでなく、多様で地域の特色を活かした住民同士の支えあいの取組を充実させ、高齢者の生活支援や介護予防の仕組みを整えるために設置される協議の場です。

寄居町では、町全域を考える第1層協議会「寄居なな福の会」、公民館単位の7地区（第2層協議会）で活動しています。

3 町民の意識

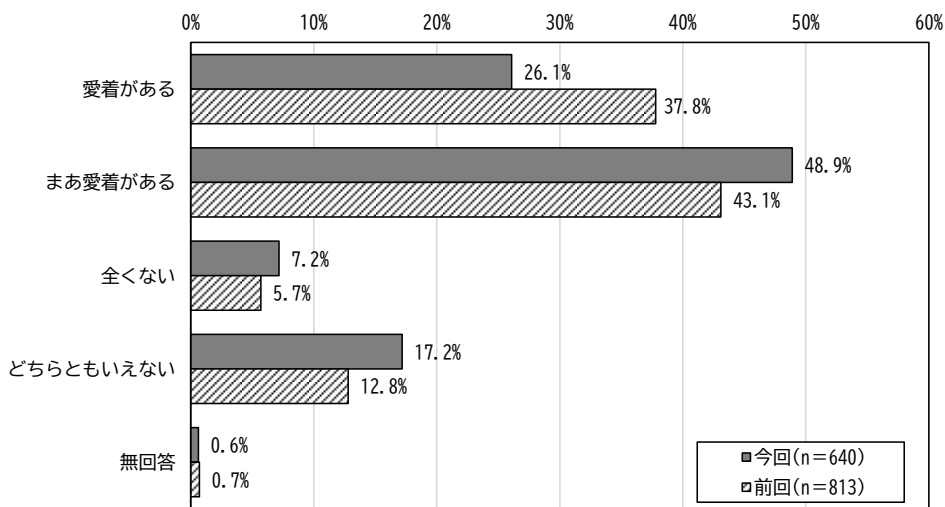
(1) 寄居町での暮らしについて

① 寄居町への愛着

本町への愛着度については、「愛着がある（26.1%）」、「まあ愛着がある（48.9%）」を合わせた『愛着がある（計）』が75.0%に対し、「全くない」が7.2%となっています。

また、「どちらともいえない」が17.2%となっています。

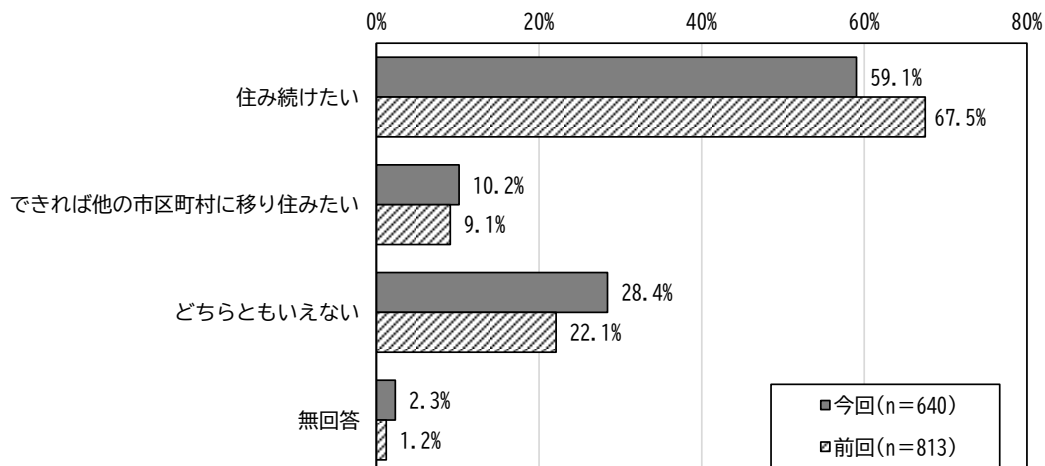
前回との比較では、「愛着がある」が11.7%減少しており、今回は「愛着がある」と「まあ愛着がある」がほぼ同程度であったのに対し、今回は「まあ愛着がある」が中心となっています。



今後も住みたいかについては、「住みたい」が59.1%と最も多く、次いで、「どちらともいえない」が28.4%、「できれば他の市区町村に移り住みたい」が10.2%となっています。

前回との比較では、「住みたい」が8.4%減少し、「どちらともいえない」が6.3%増加しています。

引き続き過半数が「住みたい」と回答しているものの、判断を保留する「どちらともいえない」が増加しており、また、『愛着がある（計）』の構成比の中心が「まあ愛着がある」になっていることから、本町への愛着、定住意向にやや不透明感がうかがえます。

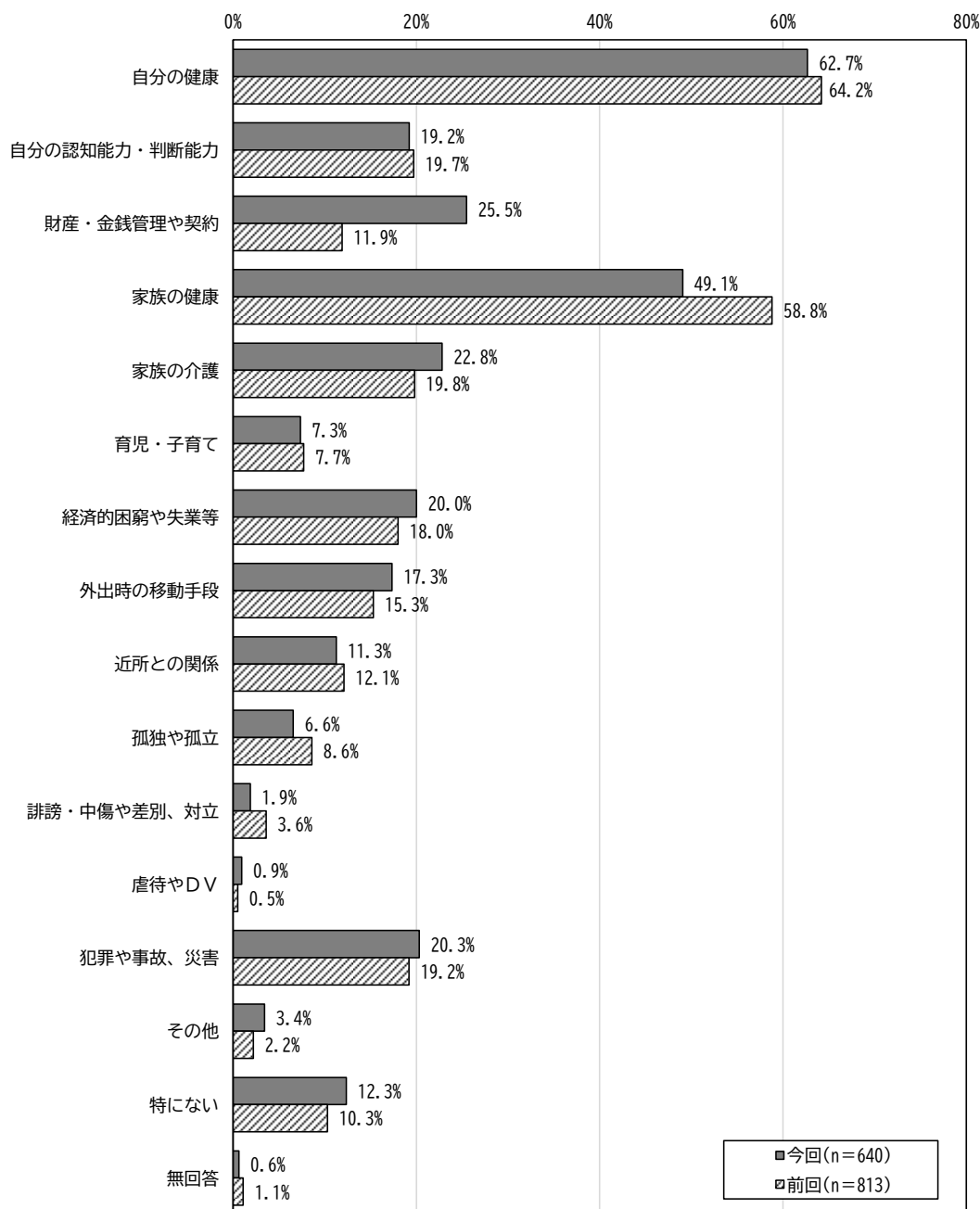


②日常生活での不安や悩み

日常生活での不安や悩み事については、「自分の健康」が62.7%と最も多く、次いで、「家族の健康」が49.1%、「財産・金銭管理や契約」が25.5%となっています。

前回との比較では、「自分の健康」はやや低下し、「家族の健康」も減少する一方で、「財産・金銭管理や契約」は増加しています。また、「家族の介護」、「経済的困窮や失業等」、「外出時の移動手段」、「犯罪や事故、災害」といった項目はいずれも前回よりわずかに増加しています。

健康に関する不安がやや減少する一方で、介護・経済・移動・防災など生活基盤に関わる不安が少しずつ増加しており、住民が抱える不安は多様化・複合化しつつあることがうかがえます。

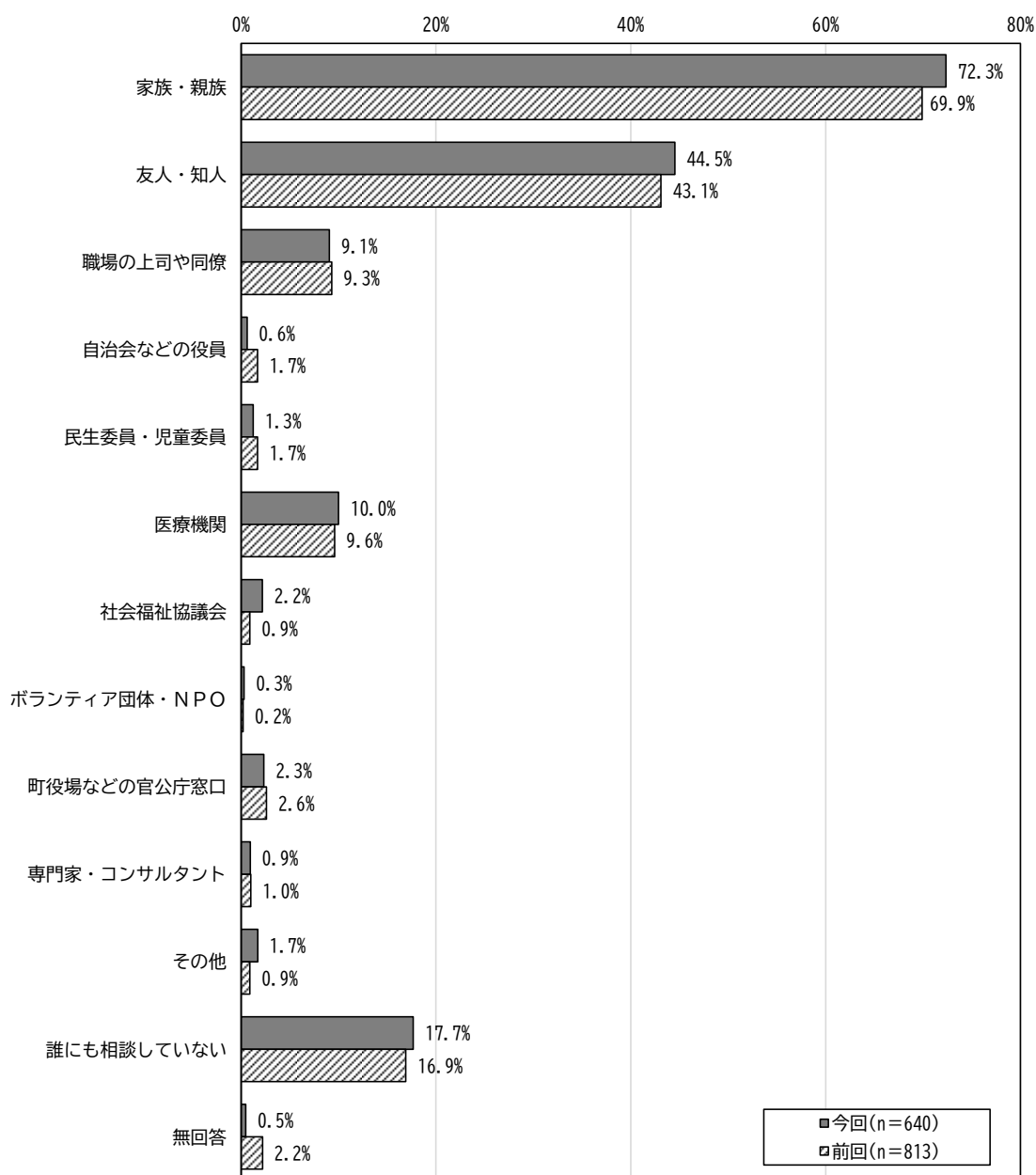


③不安や悩みの相談先

不安や悩みの相談先については、「家族・親族」が72.3%と最も多く、次いで「友人・知人」が44.5%、「誰にも相談していない」が17.7%となっています。

前回との比較では、「家族・親族」「友人・知人」といった身近な相談先が増加しており、特に「家族・親族」は7割を超えています。

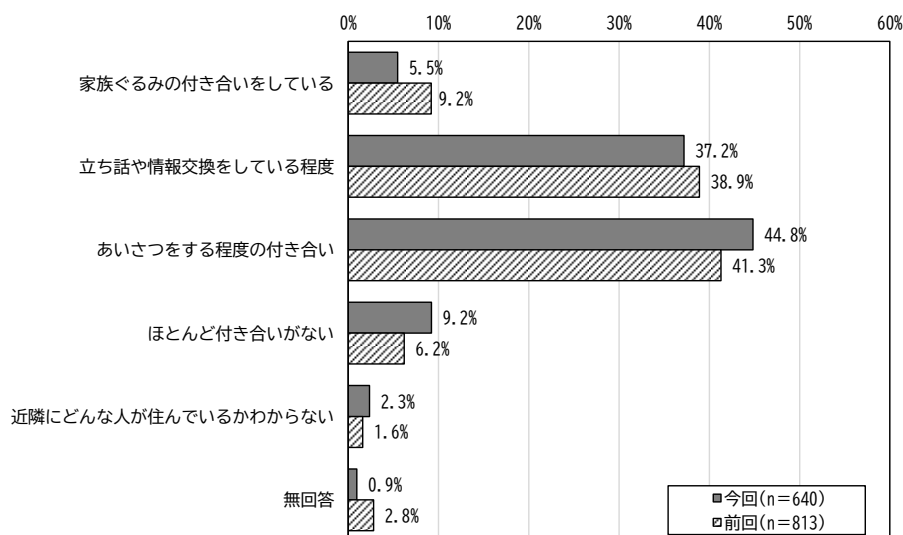
今回の結果の特徴として、悩みや不安を抱えた際には家族や友人といった身近な人へ相談する傾向が一層強まっていることが確認されます。その一方で、誰にも相談しない、相談できない町民も一定数存在し、また、前回よりやや増加していることから、地域における相談しやすい環境づくりや支えあいの仕組みの充実が求められます。



④近所付き合い

近所の人との付き合いについては、「あいさつをする程度の付き合い」が44.8%と最も多く、次いで、「立ち話や情報交換をしている程度」が37.2%、「ほとんど付き合いがない」が9.2%となっています。

近所付き合いは「あいさつ」や「立ち話」程度の関係が大半を占めており、前回から大きな変化は見られません。地域の基本的なつながりは保たれているものの、それ以上に深い交流へと広がっていく傾向は限定的であることがうかがえます。

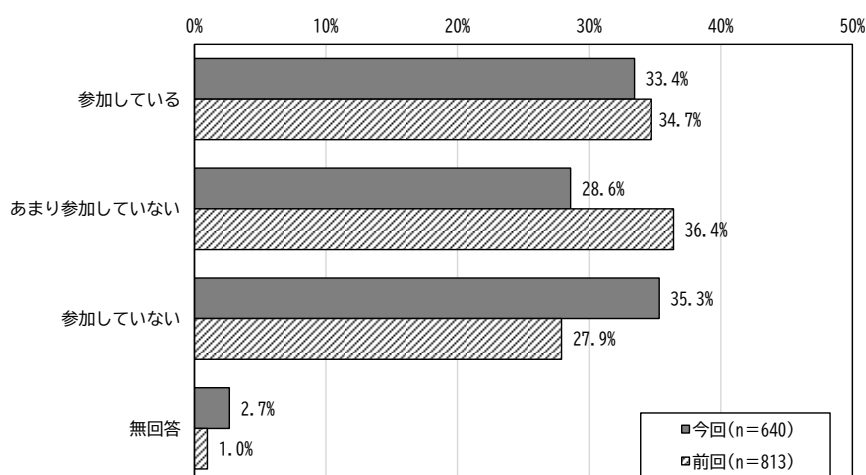


⑤町内の行事や活動への参加

町内の行事や活動に参加しているかについては、「参加している (33.4%)」、「あまり参加していない (28.6%)」を合わせた『参加している (計)』が62.0%に対し、「参加していない」が35.3%となっています。

前回との比較では、「あまり参加していない」が7.8%減少し、「参加していない」が7.4%増加しています。

参加経験を持つ人は6割を超えているものの、その中で「積極的に参加している」は限定的であり、「参加していない」が増加している点が目立ちます。行事や活動への関わり方が「よく参加する人」と「まったく参加しない人」の二極化に向かっている傾向がうかがえます。



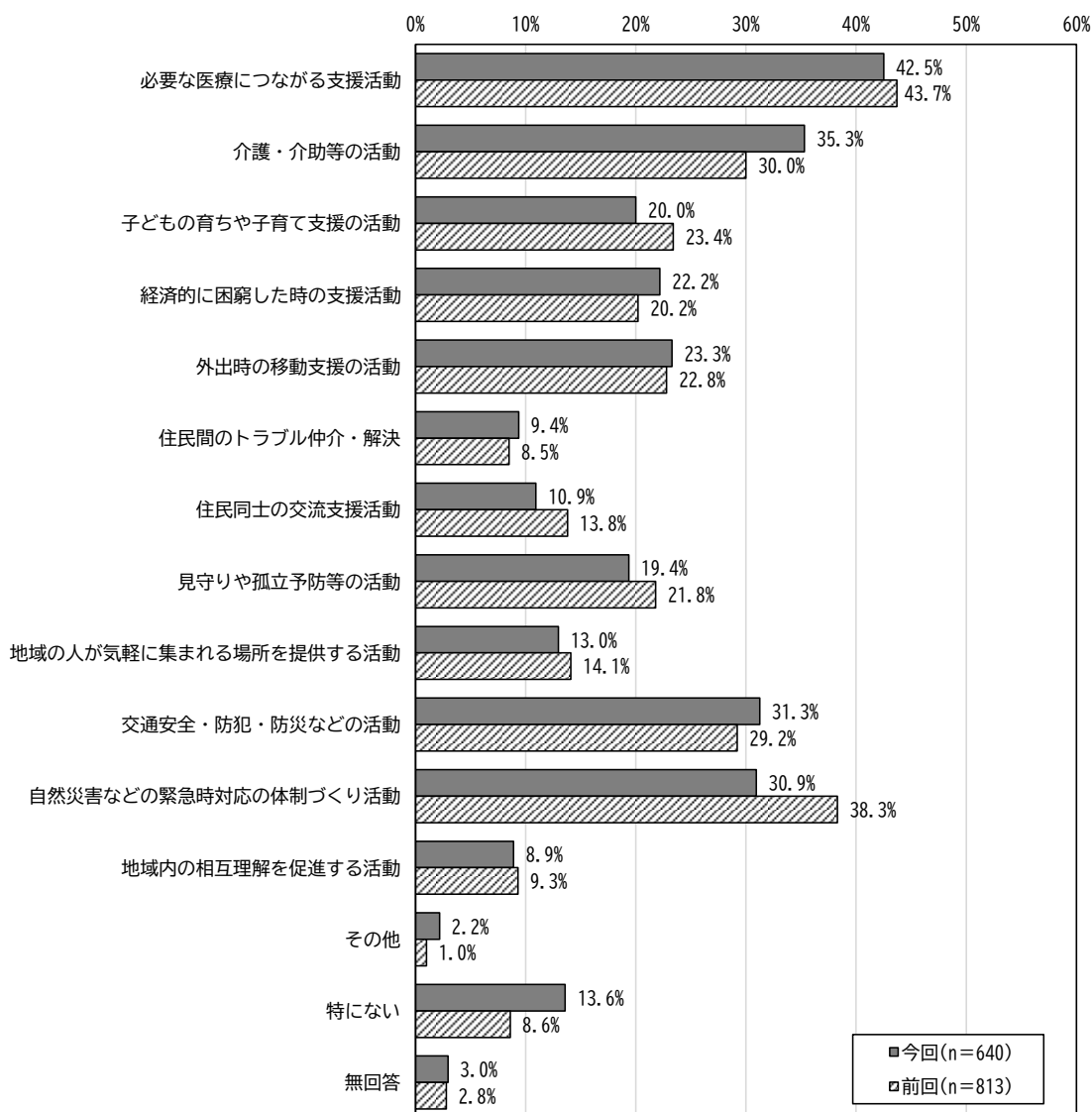
⑥地域の中で暮らすために、期待する活動

住んでいる地域の中で安心して暮らすために期待する活動については、「必要な医療につながる支援活動」が42.5%と最も多く、次いで「介護・介助等の活動」が35.3%、「交通安全・防犯・防災などの活動」が31.3%となっています。

前回との比較では、「子どもの育ちや子育て支援の活動」、「住民同士の交流支援活動」、「自然災害などの緊急時対応の体制づくり活動」が減少している一方で、「経済的に困窮した時の支援活動」や「交通安全・防犯・防災などの活動」が増加しています。また、「特にない」と回答した割合も増加している点が特徴です。

今回の結果の特徴として、医療や介護といった生活基盤に直結する支援への期待が引き続き高い中で、防犯や防災、経済的困窮への支援といった生活の安全や安定に直結する活動への関心が高まっています。

その一方で、子育てや住民交流といった地域のつながりに関する活動への期待は弱まり、さらに活動そのものに期待を持たない層も増えています。このことから、町の取組についての周知や啓発を一層進めるとともに、住民にとって身近に感じられるような取組の強化が求められます。

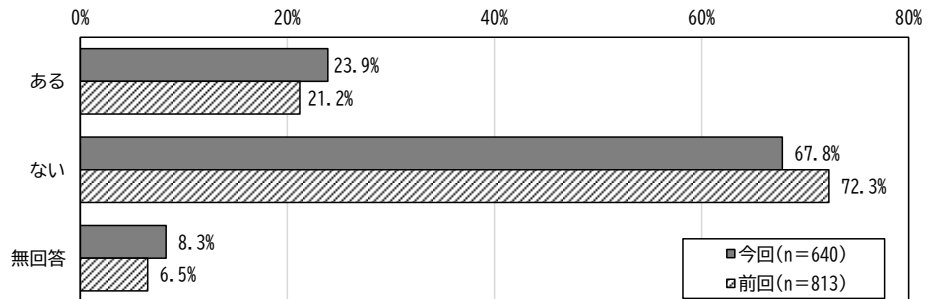


(2) ボランティア活動について

①最近1年間でのボランティア活動への参加

最近1年間ボランティア活動に参加したことがあるかについては、「ある」が23.9%に対し、「ない」が67.8%となっています。

前回との比較では、「ある」が増加し、「ない」が減少しています。

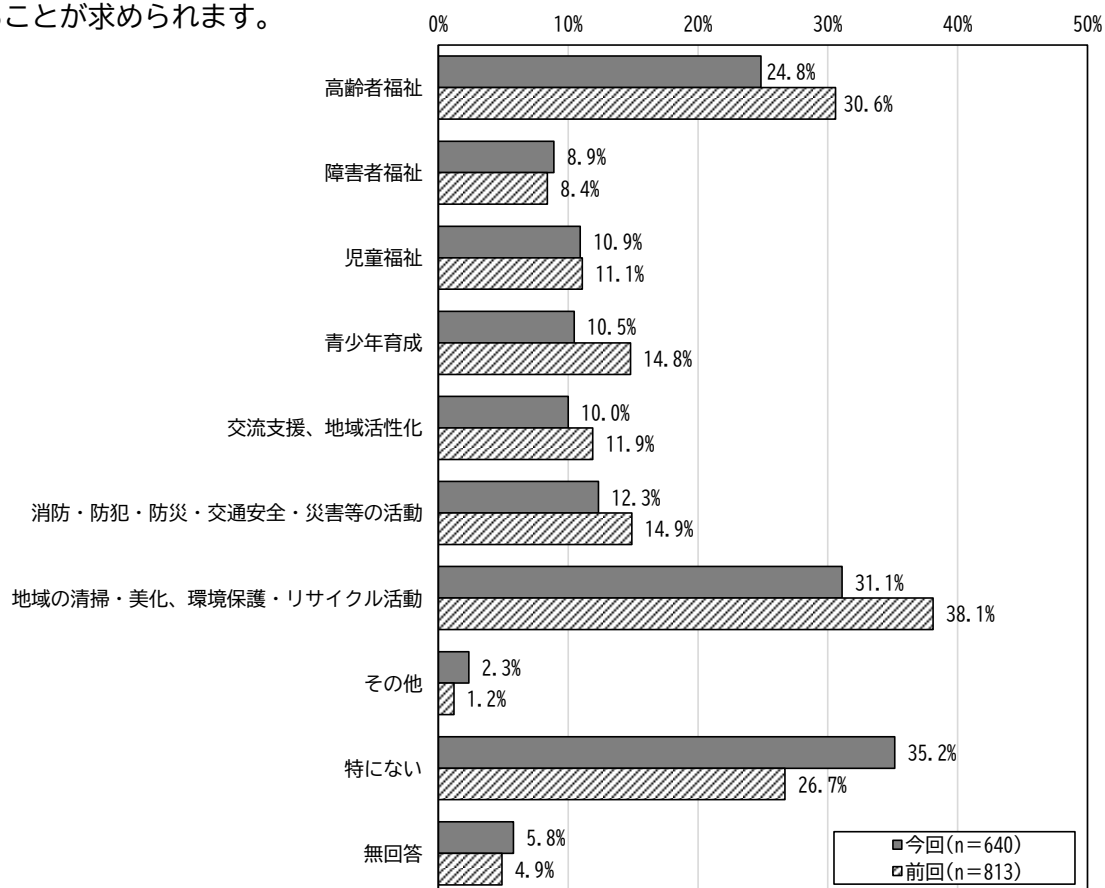


②参加したい福祉活動やボランティア活動、地域住民にできる支援活動

今後参加したい活動については、具体的な項目では「地域の清掃・美化、環境保護・リサイクル活動」が31.1%、「高齢者福祉（声かけ・見守り・趣味活動等の協力・施設訪問）」が24.8%、となっており、一方で「特にない」が35.2%となっています。

前回との比較では、「地域の清掃・美化、環境保護・リサイクル活動」や「高齢者福祉」など具体的な参加項目が総じて低下する一方で、「特にない」が大きく増加しています。

今回の結果の特徴として、参加意向の上位は引き続き環境美化や高齢者支援といった身近な活動であるものの、全体として参加意向は弱まっています。このことから、住民が参加イメージを持てるよう、活動メニューの見える化や周知・啓発、短時間・単発など参加しやすい形の提示を一層進めることが求められます。



(3) 成年後見制度について

①成年後見制度の認知度

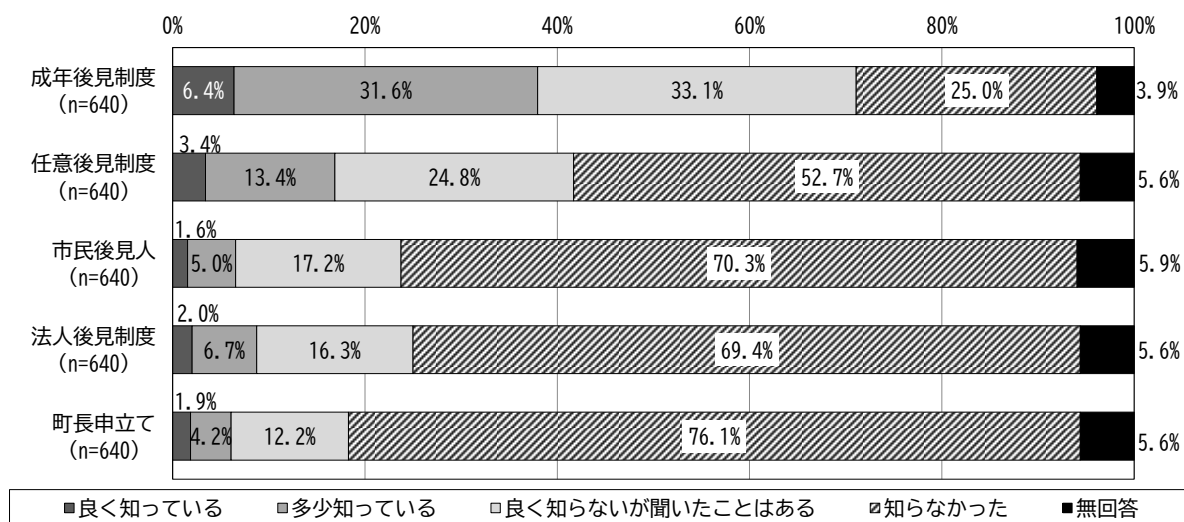
制度の認知度について、「良く知っている」では『成年後見制度』が6.4%と最も多く、次いで『任意後見制度』が3.4%、『法人後見制度』が2.0%となっています。

「多少知っている」では『成年後見制度』が31.6%と最も多く、次いで『任意後見制度』が13.4%、『法人後見制度』が6.7%でした。

「良く知らないが聞いたことはある」では『成年後見制度』が33.1%と最も多く、次いで『任意後見制度』が24.8%、『市民後見人』が17.2%となっています。

一方、「知らなかった」では『町長申立て』が76.1%と最も多く、次いで『市民後見人』が70.3%、『法人後見制度』が69.4%と高い割合を占めています。

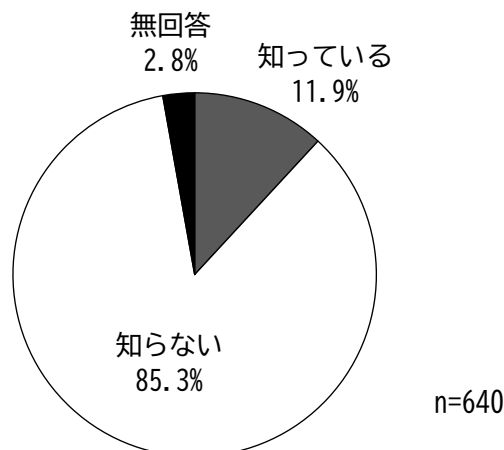
これらの結果から、成年後見制度については一定程度の認知が進んでいるものの、任意後見制度や市民後見人、法人後見制度、町長申立てといった制度については十分に浸透していない実態が明らかとなりました。特に、市民後見人や法人後見制度といった比較的新しい仕組みの周知不足が顕著であり、制度の趣旨や利用方法について住民への理解促進を図ることが今後の課題といえます。



※小数点以下第2位以下で四捨五入しているため、合計値が100%にならないことがあります。

②成年後見制度の相談窓口の認知度

成年後見制度の相談窓口の認知度については、「知っている」が11.9%に対し、「知らない」が85.3%となっています。

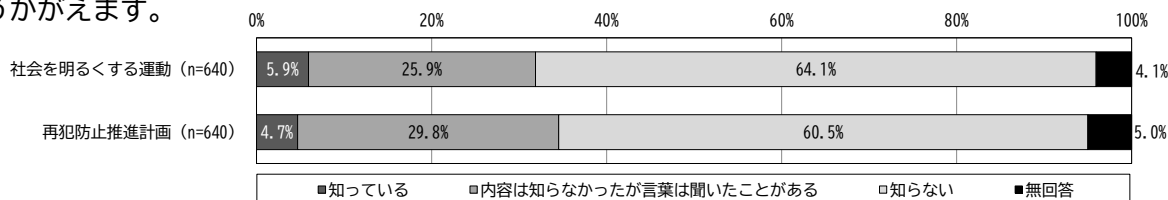


※小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が100%になっていません。

(4) 再犯防止の取組について

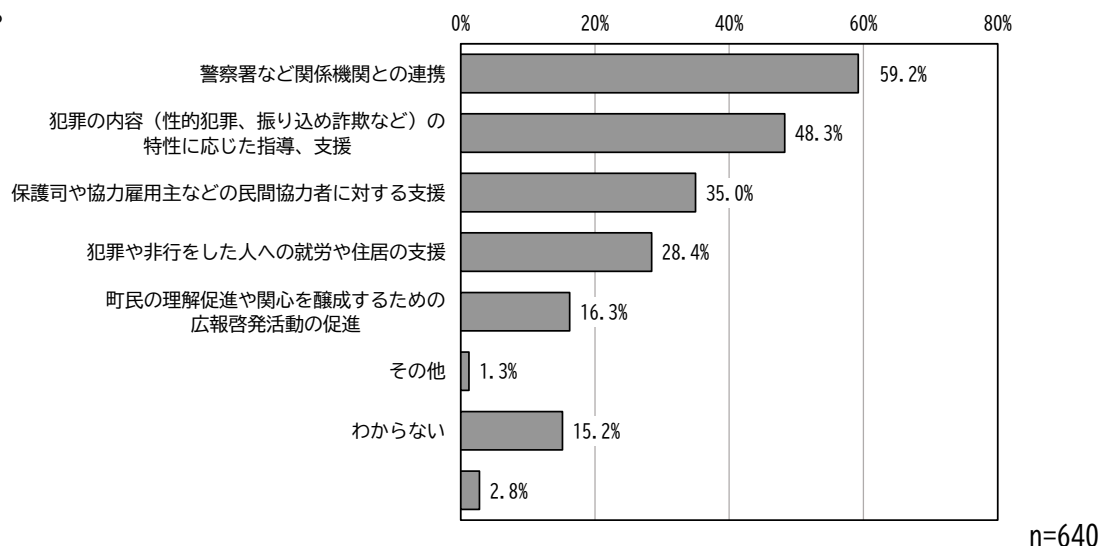
①再犯防止の取組に関する認知度

「社会を明るくする運動」の認知度は『知らない』が64.1%と最も多く、『内容は知らなかったが言葉は聞いたことがある』が25.9%、『知っている』は5.9%でした。「再犯防止推進計画」も『知らない』が60.5%と過半を占めており、いずれも住民への周知・啓発が十分に行き届いていない実態がうかがえます。



②再犯防止における力を入れていくべき施策

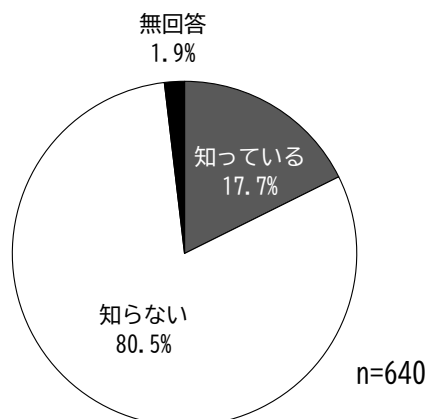
再犯防止に関しては「警察署など関係機関との連携」が59.2%と最も多く、「犯罪の内容の特性に応じた指導・支援」が48.3%、「保護司や協力雇用主などの民間協力者に対する支援」が35.0%でした。住民は行政や関係機関の連携に加え、地域・民間による支援強化を重視している様子が見えます。



(5) 災害時の取組について

①「避難行動要支援者制度（登録名簿）」の認知度

「避難行動要支援者制度（登録名簿）」の認知度については、「知っている」が17.7%に対し、「知らない」が80.5%となっています。



※小数点以下第2位で四捨五入しているため、合計が100%になっていません。

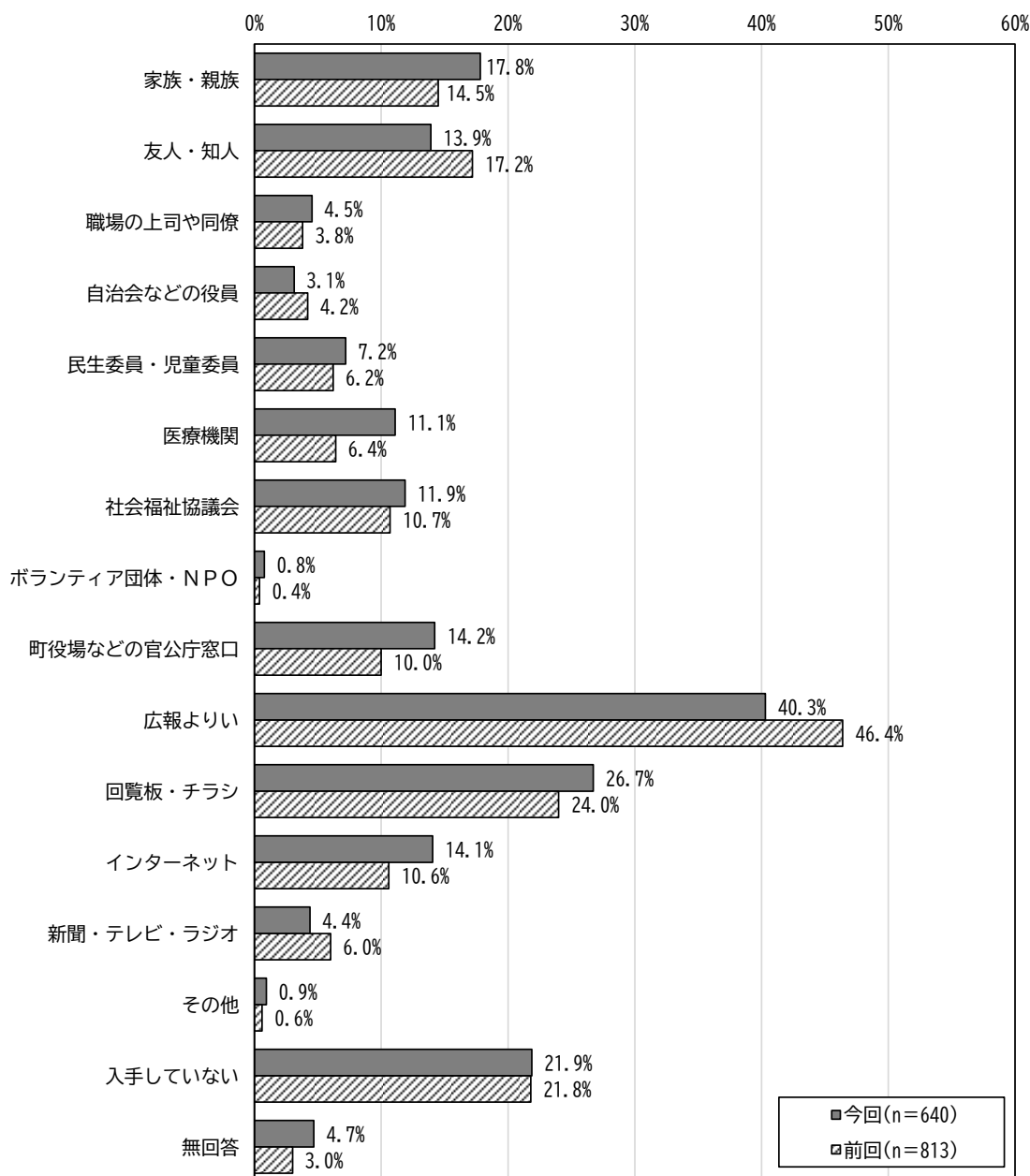
(6) 町の福祉サービスについて

①福祉サービスの情報の入手先

福祉サービスの情報の入手先については、「広報よりい」が40.3%と最も多く、次いで「回覧板・チラシ」が26.7%、「入手していない」が21.9%となっています。

前回との比較では、「広報よりい」が減少する一方で、「回覧板・チラシ」、「家族・親族」、「町役場などの官公庁窓口」、「インターネット」といった入手先は増加しています。

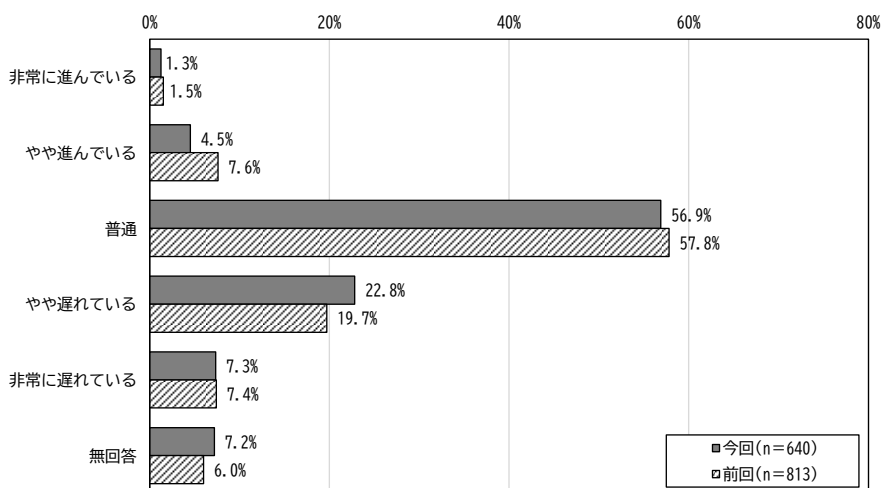
今回の結果の特徴として、依然として「広報よりい」や「回覧板」といった従来型の媒体が中心であるものの、公的窓口やインターネットなど多様な入手経路に分散しつつあることがうかがえます。また、「入手していない」が2割を超えている点も注目され、福祉サービスの情報が届いていない層の存在が示されています。こうした層に情報が行き渡るよう、紙媒体とデジタル媒体を組み合わせた周知や、地域での声かけ・相談窓口の案内など、多様な方法で情報提供を強化していくことが求められます。



②寄居町の福祉水準

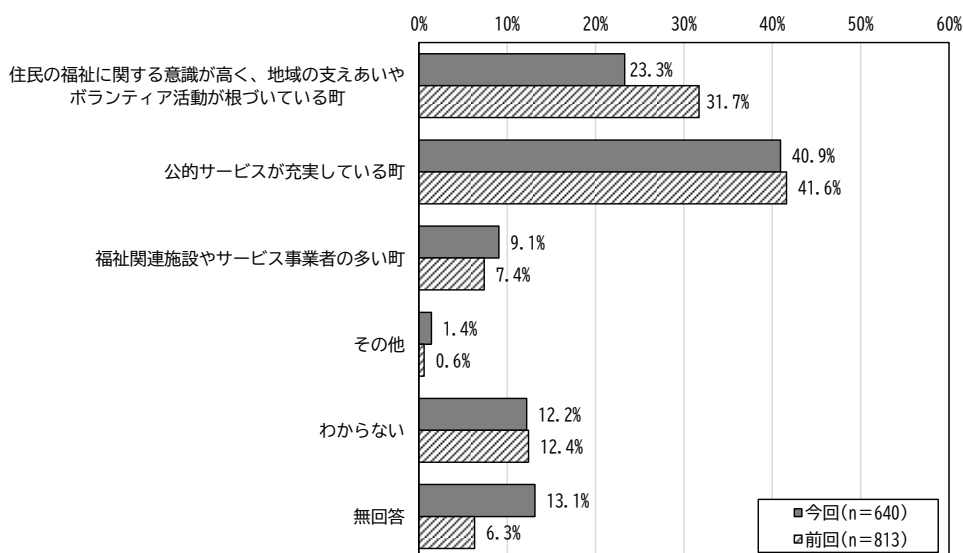
現在の福祉水準については、「非常に進んでいる（1.3%）」、「やや進んでいる（4.5%）」を合わせた『進んでいる（計）』が5.8%に対し、「やや遅れている（22.8%）」、「非常に遅れている（7.3%）」を合わせた『遅れている（計）』が30.1%となっています。

また、「普通」が56.9%となっています。前回との比較では、同じような傾向となっています。



福祉水準の高い町とは、どのような町だと思うかについては、「公的サービスが充実している町」が40.9%と最も多く、次いで、「住民の福祉に関する意識が高く、地域の支えあいやボランティア活動が根づいている町」が23.3%、「わからない」が12.2%となっています。

前回との比較では、「住民の福祉に関する意識が高く、地域の支えあいやボランティア活動が根づいている町」が8.4%減少しています。

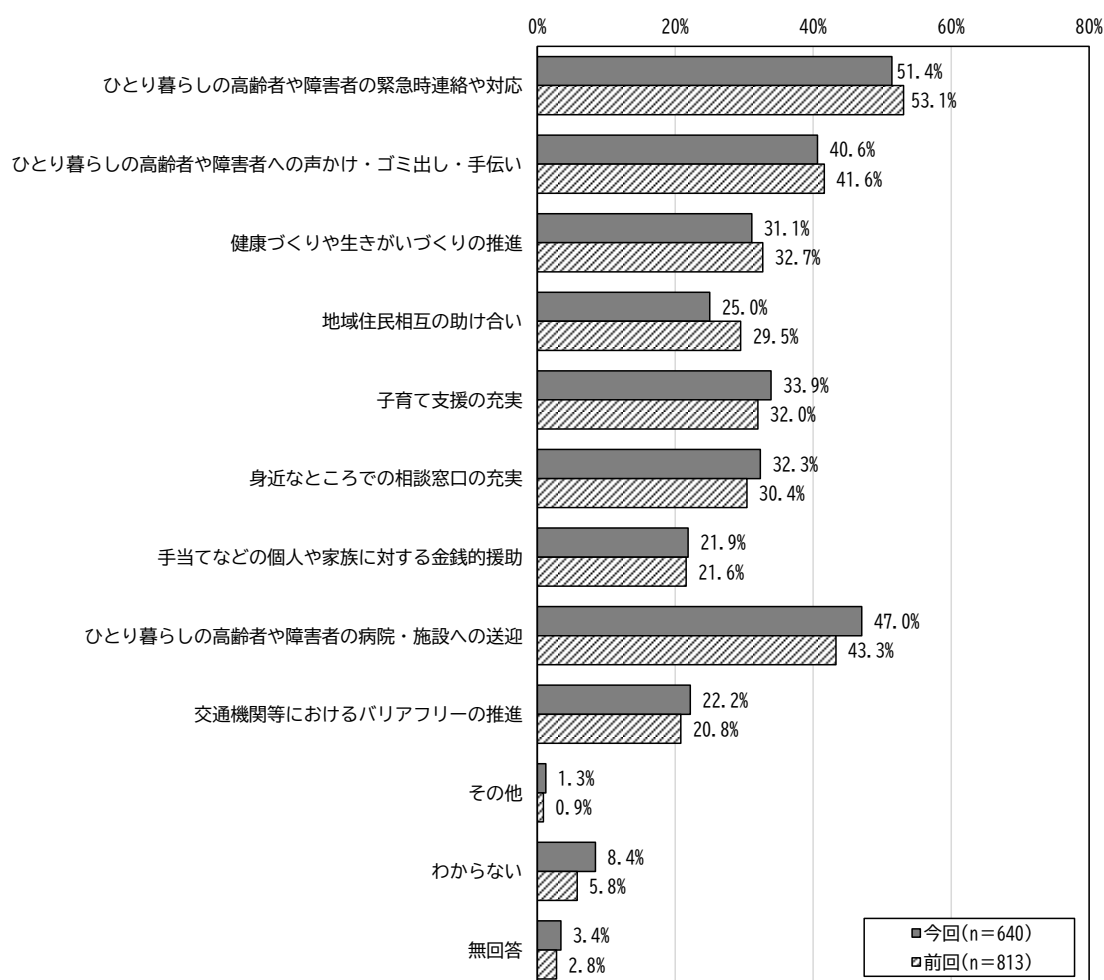


③地域福祉推進のためにしたらよいと思う福祉活動

今後、地域福祉推進のために必要な福祉活動については、「ひとり暮らしの高齢者や障害者の緊急時連絡や対応」が51.4%と最も多く、次いで「ひとり暮らしの高齢者や障害者の病院・施設への送迎」が47.0%、「ひとり暮らしの高齢者や障害者への声かけ・ゴミ出し・手伝い」が40.6%となっています。

前回との比較では、「地域住民相互の助け合い」や「健康づくりや生きがいづくりの推進」が減少した一方で、「ひとり暮らしの高齢者や障害者の病院・施設への送迎」は増加しています。

今回の結果の特徴として、地域福祉活動に対する期待は、交流や生きがいづくりといった幅広い住民参加型の活動よりも、ひとり暮らし高齢者や障害者への具体的・直接的な支援（緊急時対応、送迎、日常生活の手助け）に強く向けられていることが明らかになっています。



4 地域福祉の方向性をめぐる課題

(1) 本町のこれまでの傾向

本町では、近年の統計や町民意識調査の結果から、人口減少と高齢化の進行、世帯規模の縮小といった地域社会の変化が明らかとなっています。世帯数は増加しているものの、一世帯あたりの人数は減少し、家庭内での支えあいが弱まる傾向が見られます。

地域包括支援センターへの総合相談件数は、第2期策定時の4,983件から第3期策定時では3,543件へと減少しました。しかし依然として3,000件を超える水準にあり、町民の生活課題が多様化・複雑化していることがうかがえます。

町民アンケートでは、本町への愛着や定住意向が低下しており、また日常生活での不安や悩みは「健康問題」から「複雑・複合的な課題」へと変化しつつあります。地域のつながりについては「深い付き合いがある」と回答する割合が減少し、行事や活動への参加率も低下しています。

さらに、今後参加したい福祉活動やボランティア活動について「特にない」とする回答が増加しており、住民の参加意欲の減退が課題として浮かび上がっています。

こうした傾向は、地域の支えあい機能や町民意識の変容を示すものであり、今後の地域福祉を推進する上で踏まえておくべき状況といえます。

【本町のこれまでの傾向】

		第2期策定時	第3期策定時
本町の状況	総人口	33,059	31,429
	高齢化率	33.3%	35.7%
	世帯数	14,715	15,290
	ひとり親家庭	267	217
	要介護状態（要支援・要介護認定者数）	1,794	1,925
	支援ニーズ（地域包括総合相談件数）	4,983	3,543
	要介護状態（要支援・要介護認定率）	16.3%	17.2%
	成年後見制度相談件数	71	72
	成年後見制度申立支援件数	7	7
	避難行動要支援者名簿登録者数	1,588	1,289
	生活困窮（被保護世帯率）	2.6%	2.9%
	民生委員・児童委員相談件数	1,672	2,136
	地域支えあいの会	1,278	1,312
	老人クラブ加入率	10.8%	8.2%
ボランティア登録者数	241	162	
町民意識	寄居町への愛着（愛着がある）	37.8%	26.1%
	日常生活での不安や悩み	健康問題	複雑・複合化
	近所づきあい（深い付き合い）	48.1%	42.7%
	町内行事・活動参加率	34.7%	33.4%
	地域の中で暮らすために、期待する活動	医療・災害対応	医療・介護
	ボランティア活動参加（1年間）	21.2%	23.9%
	参加したい福祉活動やボランティア活動	地域の環境保護	特に無い
	成年後見制度の認知度（知っている）	46.0%	38.0%
	再犯防止のためにして欲しい取組		警察等関係機関と連携
	避難行動要支援者制度の認知度（知っている）		17.7%
	情報の入手先	既存媒体	入手先の多様化
	地域福祉推進のために必要な福祉活動	高齢・障害者支援全般	より具体的な支援

(2) 本町の地域福祉の方向性を巡る課題

①地域共生社会を支える基盤の課題

町民アンケートの結果では、福祉水準の高い町のイメージとして「公的サービスが充実している町」をあげる人が多い一方で、「住民の福祉に関する意識が高く、地域の支えあいやボランティア活動が根付いている町」をあげる割合は、令和2（2020）年調査時より減少しており、互助よりも公助を重視する町民意識の変化がうかがえます。

こうした中で、福祉委員や地域支えあいの会といった本町独自の取組は、地域における支えあい基盤を下支えしてきましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により、地域活動や交流の場が制約を受け、非常時に途切れることなく支援を継続できる仕組みの必要性が明らかとなり、令和4（2022）年度から見守り活動を主軸とした住民交流活動の支援を開始しました。そして、新型コロナウイルス感染症第5類移行後には、各地域によって集合型のサロン活動が徐々に再開されるようになっていきます。

近年では生活困窮や孤立に関する相談も増えており、その内容は複雑・複合化しています。従来の分野ごとの支援制度だけでは対応が難しいケースも多く、制度の狭間に置かれる課題に対して、包括的かつ横断的に対応できる体制づくりが求められています。

このため、福祉委員活動や地域支えあいの会の活動の支援強化に加え、町内のNPOやボランティア団体など多様な主体との連携を深めることが重要です。引き続き、重層的な支援体制の整備を推進していくことで、相談や支援を一体的に行える仕組みを充実させ、誰もが安心して暮らせる基盤を整備していく必要があります。人口減少と高齢化が進む本町においては、自助・互助・共助・公助が相互に連携し、複合的な課題を抱える住民を含め誰一人取り残さない地域共生社会を実現することが今後の重要な目標となっています。

②支えあい・見守りの課題

町民アンケートの結果では、日常生活における不安として「自分の健康」が最も多くあげられ、次いで「家族の健康」、「財産、金銭管理や契約」、「家族の介護」、「経済的困窮や失業等」、「外出時の移手段」、「犯罪や事故、災害」など、生活基盤に関わる幅広い課題が示されています。こうした不安の内容は、従来の健康中心から、より多様で複合的なものへと広がってきています。

悩みや不安の相談先は「家族・親族」、「友人・知人」が中心である一方、「誰にも相談していない」と回答する人も一定数おり、必要な支援に結び付かない層の存在がうかがえます。また、地域のつながりについては、近所づきあいが「あいさつ程度」にとどまる人が多く、地域コミュニティの希薄化も課題とされています。

こうした状況を踏まえると、支えあいや見守りを強化し、身近な地域で不安や困りごとを共有できる環境を整えることが必要です。また、多世代が自然に交流できる場や拠点を広げるとともに、健康づくりや高齢者の社会参加を推進し、日常的に顔の見える関係を築いていくことが求められます。防犯や防災を含む見守り体制の充実や、生活環境の整備を進めることで、安心して暮らせる地域づくりにつなげていくことが求められています。

③地域で活躍できる担い手の課題

町民アンケートの結果では、これまでにボランティア活動に参加した経験がある人は半数近くいる一方、直近1年間で実際に活動した人は2割程度にとどまっており、活動の継続性が課題となっています。また、今後参加したい活動については「特にない」と回答する割合が増加しており、住民全体として参加意欲の低下がうかがえます。

本町における地域福祉活動は、これまで福祉委員や地域支えあいの会などにより一定の水準を保ってきましたが、ボランティア団体等構成員の高齢化と固定化が進み、活動の持続に不安が生じています。ボランティア登録者数は減少傾向にあり、新規参加や世代交代が十分に進んでいない状況です。若年世代や現役世代が地域活動に触れる機会が少なく、活動の担い手層が限定されていることも課題です。

こうした状況を踏まえると、地域を支える担い手の育成やNPO・ボランティア団体への支援を通じて、多様な人材が関われる機会を広げることが求められます。介護・保育など次世代を支える分野での人材確保、福祉と産業の連携も重要です。また、インクルーシブ教育や福祉教育を充実させ、子どもや若い世代が地域活動や福祉に触れる機会を持つことで、将来の担い手を育成することが求められています。

④誰もが安心して暮らせる環境の課題

本町においては、生活上の困難や権利侵害に関する相談が多様化・複雑化しているだけでなく、高齢化の進展に伴い介護や意思決定に関する支援の需要が増える一方、成年後見制度の利用は横ばい傾向にあり、制度の存在を知っていても実際の利用につながらないケースが少なくありません。引き続き、相談窓口や市民後見人の養成、支援体制の普及啓発といった取組を推進していく必要があります。

また、虐待防止や差別解消に関する取組は、行政や専門機関のみならず、地域や関係団体が連携して早期対応できる仕組みが不可欠です。町民アンケートでは「犯罪や事故、災害への不安」が増加しており、地域における安全・安心への関心の高まりが示されています。

福祉的な支援を必要とする高齢者や障害者、若者が再び犯罪に関わることを防ぐためには、就労や住居に限らず、相談支援や地域理解の促進を重視した再犯防止の体制づくりが必要です。

こうした状況を踏まえ、権利擁護支援や虐待防止の充実に加え、成年後見制度の利用促進や相談支援の強化、社会を明るくする運動などを通じた地域の理解醸成を図り、誰もが安心して暮らせる環境を整えていくことが求められています。

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

町民一人ひとりの主体的な参加のもと、本町の地域福祉をともに築いていくため、前計画では「みんなで支える 共に生きるまちづくり」を基本理念に掲げ、福祉活動の推進に取り組んできました。この理念は、国が目指す地域共生社会の実現や、令和2（2020）年改正の社会福祉法に明記された地域福祉推進の理念（第4条）とも合致しており、今後の地域福祉の方向性を示す重要な考え方として評価されるものです。

また、本町では、本計画と「寄居町成年後見制度利用促進基本計画」を一体的に策定し、判断能力が不十分な方の権利を擁護し、地域でその人らしく暮らし続けられる環境づくりにも取り組んできました。この中では、ノーマライゼーション（個人としての尊厳を重んじた生活の保障）、自己決定権の尊重（意思決定支援の重視）、身上の保護の重視（財産管理のみならず生活の質の向上を図る）といった視点が重要とされ、地域福祉とも共通する考え方として位置づけられています。

さらに、すべての人が地域の一員として排除されることなく、再び生活を築いていけるよう、「再犯防止推進計画」も本計画と一体的に策定を進め、地域福祉の中においても、包摂と支えあいの視点が一層求められています。

こうした背景を踏まえ、本計画では、前計画の理念を継承しながら、すべての人の尊厳ある暮らしを支えあい、誰もが地域の中で共に生きていくことができる社会の実現を目指し、次の理念を新たに掲げます。

共に支えあい、安心して暮らせるまちづくり

2 基本目標

本町では、本計画の基本理念を実現するため、地域に暮らす人々の生活課題や社会的な孤立の解消に向けて、多様な分野・主体による支えあいの体制づくりに取り組んできており、前計画では4つの基本目標を掲げ、町民・関係機関・地域団体等の連携のもと、地域福祉の実践を推進してきました。

本計画においては、人口減少や高齢化の進展、生活課題の複雑化、地域活動への参加意欲の低下などの社会的な動向を踏まえて、地域全体で支え合える仕組みや環境を整備するため、これまでの取組の蓄積を継承しつつ成年後見制度利用促進計画および再犯防止推進計画の理念や施策を統合的に組み込み、地域福祉全体の包括的な推進を図ることとしました。

そのため、基本目標については、これまでの4つの柱という枠組みを踏襲しつつ、地域福祉に関する取組をより一体的かつ包括的に推進するために、これまで個別計画として位置づけていた成年後見制度や、新たに策定する再犯防止に関する分野も組み込んだかたちで4つの目標に再編成し、福祉に関わるさまざまな施策や取組の位置づけを明確にするとともに、目指す方向性や地域福祉の全体像を分かりやすくします。

1. 地域共生社会を支える基盤づくり

住民や関係機関が連携し、誰もが安心して暮らせる地域を実現するため、日常生活を支える仕組みや協働体制、相談支援の環境を整備し、地域共生社会を支える基盤を築きます。

2. 支えあい・見守りの地域づくり

世代や属性を越えて、町民同士がつながり合い、支え合える地域の仕組みづくりを進めます。日常的な見守りや声かけを通じて孤立を防ぐとともに、誰もが安心して暮らせる生活環境の整備にも取り組み、地域全体で支える体制を強化します。

3. 地域で活躍できる担い手づくり

地域福祉の担い手となる人材を育成・確保するとともに、誰もが自らの力を活かして地域に関わることができるよう、福祉教育や参加機会の充実を図ります。

4. 誰もが安心して暮らせる環境づくり

判断能力が不十分な人や、立ち直りを目指す人など、支援を必要とする人が安心して地域で暮らし続けられるよう、成年後見制度や再犯防止に関する仕組みや支援体制を整備します。

誰もが尊厳をもってその人らしく暮らせる、包摂的な地域社会の実現を目指します。

3 施策の体系

基本理念	基本目標	取組の方向性
<p>共に支えあい、 安心して暮らせるまちづくり</p>	<p>1 地域共生社会を支える 基盤づくり</p>	<p>(1) 日常生活を支える地域の体制づくり</p> <p>(2) 協働による福祉活動支援</p> <p>(3) 誰もが相談できる地域づくり</p>
	<p>2 支えあい・見守りの 地域づくり</p>	<p>(1) 多世代交流・拠点づくりの促進</p> <p>(2) 生きがい健康づくりの推進</p> <p>(3) 地域における見守り・支援体制の強化</p> <p>(4) 継続的支援体制の整備</p> <p>(5) 生活環境の整備</p>
	<p>3 地域で活躍できる 担い手づくり</p>	<p>(1) 地域を支える担い手の育成</p> <p>(2) 福祉教育の充実</p>
	<p>4 誰もが安心して 暮らせる環境づくり</p>	<p>(1) 権利擁護の推進 【寄居町成年後見制度利用促進基本計画】</p> <p>(2) 再犯防止の推進 【寄居町再犯防止推進計画】</p>

第4章 施策の展開

基本目標 1 地域共生社会を支える基盤づくり

(1) 日常生活を支える地域の体制づくり

【現状と課題】

町民アンケートの結果によると、日常生活で感じる不安のうち、「自分や家族の健康」に関するものは前回調査と比べると減少したものの、多くあげられています。

一方で「財産管理」、「介護」、「経済的困窮」、「外出時の移動」、「犯罪・事故・災害」などに関する不安は増加しており、不安の内容が複合化・多様化している状況がうかがえます。

さらには、単身世帯の増加に伴う世帯人員の減少や、高齢者の単身世帯の増加が進んでいます。この結果から、生活上の課題が生じた際に世帯内で対応することが難しい状況が広がっており、今後こうした傾向が一層進むことが見込まれるため、地域住民の参加のもと、制度的な福祉を補完し、日常生活に困りごとを抱える人に必要な支援を届けるための体制づくりが求められています。

また、本町では、福祉委員制度の運用や、町独自の地域福祉活動組織である「地域支えあいの会」の活動に加え、「寄居町共助のまちづくりネットワーク会議」などを通じて、地域における支えあいの仕組みを推進してきました。

今後、さらなる少子高齢化や核家族化により、支援ニーズの増大・多様化が見込まれることから、支援が必要な人に対して、身近な地域から支えていけるよう、本町が築いてきた福祉委員、地域支えあいの会、まちづくりネットワーク会議などの仕組みを活かし、時代の変化に応じて発展・拡充を図っていきます。さらに、制度の狭間にある方へも目を向け、多様な主体による地域福祉活動の促進や、関係機関・団体との連携・協働の一層の深化を進め、誰もが安心して暮らし続けられる地域づくりを目指します。

【取組の方向性】

①地域支えあいの会、NPO・ボランティア団体等の活動促進

- ・地域支えあいの会や第2層生活支援・介護予防体制整備推進協議会、NPO・ボランティア団体等の活動を継続的に支援し、地域福祉活動の活性化を図ります。

②町ぐるみのネットワークづくり

- ・行政・社協・地域包括支援センターなどが連携し、地域による共助のネットワークを強化します。

③地域包括ケアシステムの深化・地域共生社会の構築

- ・医療・介護・福祉などの関係機関や、第2層生活支援・介護予防体制整備推進協議会の連携を深めます。
- ・住民主体の支えあいを広げ、誰もが地域の中で支えあいながら安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

④重層的支援体制の整備推進

- ・制度の狭間にある方への支援を充実させ、包括的な支援体制を整備します。

①地域支えあいの会、NPO・ボランティア団体等の活動促進

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆地域支えあいの会の活動支援	本町の地域福祉における基礎的な組織ともいえる地域支えあいの会の主体的な活動の支援を引き続き行っていきます。	福祉課
◆NPO・ボランティア団体の支援・連携事業	町内を拠点とするNPO・ボランティア団体の活動支援を引き続き行うとともに、必要な連携の強化を図ります。	福祉課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)		
個別事業	具体的な内容	
◆地域支えあいの会の組織強化	地域支えあいの会会長の区長兼務が全体の70%を超えており、地区運営の役割分担化を図り、みんなで地域を支える観点から、会長を区長兼務から専任化による運営を推進します。	
◆地域支えあいの会の活動支援	各区の地域支えあいの会の活動の定着と活性化に向けて、活動助成金を交付するとともに、7地域の役職者が集まる連絡会議を開催し、的確な情報提供により地域力育成を支援します。	
◆ボランティア団体の活動支援・連携支援	多様なボランティア団体が、専門性や特性を活かして円滑に活動できるよう、代表者会議を定期的で開催し、情報提供と連携の維持強化を図ります。	

②町ぐるみのネットワークづくり

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆寄居町共助のまちづくりネットワーク会議の推進	行政と社会福祉協議会が協働し、共助のまちづくりを推進するため、地域支えあいの会、NPO・ボランティア団体、福祉サービス提供事業者と相談機関等とのネットワークとして「寄居町共助のまちづくりネットワーク会議」の推進を図ります。困難な課題への対応も強化するため、参画団体や協力事業所の拡大、寄居町総合相談支援センターとの連携強化により、包括的支援の整備・充実を図ります。	福祉課 地域包括支援センター

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)		
個別事業	具体的な内容	
◆寄居町共助のまちづくりネットワーク会議の活性化	住民、事業所、専門機関等の参画団体が課題と今後の方向性を共有し、共助のまちづくりに向けて積極的に参画できるように、寄居町共助のまちづくりネットワーク会議の開催運営を図ります。また、ネットワーク会議の専門機関の集団である実務者会議を開催し、連携強化を図ります。	

③地域包括ケアシステムの深化・地域共生社会の構築

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆地域包括ケアシステムの深化	福祉サービス提供事業者との連携の拡大のほか、専門職・専門機関、特に医療・法務関係者との連携を深め、住まい・医療・介護・予防・生活支援を総合的に提供する地域包括ケアシステムの整備の一層の推進を図ります。また、地域支えあいの会等をはじめとして、これまでの取組の成果を活かし、地域共生社会の構築を図ります。	福祉課 地域包括支援センター
◆若年性認知症・高次脳機能障害者の自立支援・生活支援の推進	若年性認知症の人や高次脳機能障害者の自立支援のため、医療関係者、介護事業者、法務関係者、関係行政機関等の専門職・専門機関と介護者・地域住民との情報共有や、オレンジカフェ等での交流を図り、包括的に自立支援・生活支援を図ります。	福祉課 地域包括支援センター
◆生活支援活動支援事業(町)	生活支援・介護予防体制整備推進協議会の取組を支援します。	福祉課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)		
個別事業	具体的な内容	
◆生活支援活動推進事業(社協)	7地域に組織された「生活支援・介護予防体制整備推進協議会」の住民主体による生活支援活動の展開を、第1層・第2層生活支援コーディネーターとともに支援し、地域の課題解決力を育成します。	

④重層的支援体制の整備推進

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆重層的支援体制の整備	重層的支援体制の核となる庁内関係各課及び関係機関とのネットワークを構築するための検討を進めるとともに、相談支援、参加支援事業、地域づくり事業の一体化の方向を探り、重層的支援体制の整備に努めます。	福祉課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)		
個別事業	具体的な内容	
◆重層的支援体制整備協働事業	総合相談支援センターにおいて、地域活動と専門機関のコーディネート機能を活かし、世帯全体を包括的に支えるための包括的支援体制の構築を推進します。また、総合相談支援センターの包括機能を活かし、町の重層的支援体制の整備に協働して取り組みます。	

(2) 協働による福祉活動支援

【現状と課題】

民生委員・児童委員による相談支援件数が多く、地域住民の身近な相談先として役割を果たしています。福祉委員についても、委員数が維持されていることから、地域福祉活動を担う人材が継続的に確保されています。

また、社会福祉協議会と連携して計画の推進に取り組み、定期的に連絡会議を開催するなど、社会福祉法人や関係団体との関係づくりに努めています。各種相談窓口の情報提供や、訪問活動を通じた困難事例への対応においても、町と社会福祉協議会が連携し、地域で支え合う体制づくりを進めてきました。さらに、全福祉委員を対象とした推進会議を地区別に開催し、活動内容や事業の理解促進を進めています。

今後は、行政・社会福祉協議会・関係団体等の連携に加え、地域の最前線で活動する民生委員・児童委員、福祉委員への支援を充実させ、地域全体で見守りと支援の体制を強化していくことが必要です。

【取組の方向性】

①行政・社会福祉協議会・関係団体等の連携強化

- ・行政と社会福祉協議会が連携し、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に推進します。併せて、社会福祉法人や関係団体との情報共有を進め、地域課題の把握と解決に向けた協働を強化します。

②民生委員・児童委員、福祉委員活動への支援の拡充

- ・民生委員・児童委員、福祉委員が活動しやすい環境を整え、相談や情報共有の体制を充実させます。
- ・社会福祉協議会等と連携し、会議や研修等を通じて活動支援と連携強化を進めます。

①行政・社会福祉協議会・関係団体等の連携強化

地域福祉計画（寄居町）		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆行政・社会福祉協議会・関係団体等の連携強化	協働による福祉活動推進の拡大に向け、地域福祉計画と地域福祉活動計画を一体的に策定していることから、連携して進捗状況の点検・評価や見直しを行います。また、計画推進において、行政・社会福祉協議会の連携を基盤として、関係団体等との連携拡大・強化を図ります。	福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）		
個別事業	具体的な内容	
◆社会福祉法人施設等連絡会議運営事業	町内の社会福祉法人の連絡会議を定期的で開催し、包括的支援体制における相談サテライト機能や課題解決における協働、さらに連携による社会福祉法人の社会貢献事業の促進を図ります。	

②民生委員・児童委員、福祉委員活動への支援の拡充

地域福祉計画（寄居町）		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆民生委員・児童委員活動への支援の拡充	民生委員・児童委員が円滑に活動できるよう、各種相談窓口等に関する情報提供や、見守り活動における連携強化を図ります。	福祉課
◆福祉委員活動への支援の拡充（町）	社会福祉協議会との連携を通じて、福祉委員の活動を支援します。また、福祉委員と民生委員・児童委員、社会福祉協議会等との連携を支援します。	福祉課

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）		
個別事業	具体的な内容	
◆福祉委員活動への支援の拡充（社協）	福祉委員全員を対象とする推進会議等を開催し、活動を支援します。また、毎年、安定的に福祉委員の選任が行えるよう活動の周知を図ります。	
◆ニーズ発見リレーシステムの維持・強化	福祉委員活動で把握した支援ニーズや困りごとを民生委員・児童委員へつなぐとともに、地区で解決できない課題を民生委員・児童委員から社会福祉協議会や行政につなぐリレーシステムを維持し、関係者間の連携強化を図ります。	

(3) 誰もが相談できる地域づくり

【現状と課題】

町民アンケートによると、不安や悩みの相談先として「家族・親族」、「友人・知人」など身近な関係者が多くなっており、公的機関への相談は少なくなっています。「誰にも相談していない」と回答した人も一定数おり、支援が必要な人の情報が行政の窓口が届かず、埋もれてしまう可能性があることがうかがえます。

本町では、総合相談支援センターを中心に、高齢、障害、権利擁護、生活困窮など、さまざまな分野の相談を受け、関係機関と連携しながら問題解決に向けた支援を行ってきました。総合相談支援センターでは、月1回「よりそう連携会議」を開催し、個人情報の取扱いに注意しながら、町と関係機関で事例の情報共有・意見交換を行うなど、横断的な支援体制の充実を図っています。また、福祉委員や民生委員・児童委員、常設サロン等を通じて住民から寄せられた相談を関係機関と共有し、適切な支援につなげています。さらに、地域包括支援センターでは、地域住民のみでは解決できない課題に対応するため、ニーズ発見リレーシステムを運用し、早期の相談対応体制を整備しています。

生活困窮者への支援については、社会福祉協議会と連携し、貸付相談やフードパントリー事業などを通じて必要な支援へとつなげています。「助けられ上手」の啓発を図るとともに、苦情解決制度の窓口掲示など、相談しやすい環境づくりにも取り組んできました。

今後は、各専門相談窓口の連携をさらに深め、相談内容に応じた切れ目のない支援につなげることが求められており、総合相談支援センターを中心に、各専門相談窓口との連携をさらに強化し、あらゆる相談を受け止めて必要な支援につなげる「断らない相談支援体制」の充実を進め、各専門相談窓口の周知・徹底をし、誰もが安心して相談できる仕組みを強化していくことが必要です。

【取組の方向性】

①断らない相談支援体制の整備

- ・「断らない」を基本とし、制度や分野の枠を超えてあらゆる相談を受け止め、必要な支援につなげる体制を充実させます。
- ・総合相談支援センターと各専門相談窓口との連携を強化し、切れ目のない支援を推進します。

②気軽に手助けを利用できる環境づくりの促進

- ・生活上の困りごとや子育て、就労、経済的な問題など、さまざまな相談が適切な支援につながるよう、相談とサービス提供の一体的な体制を整えます。

③苦情解決制度の周知

- ・苦情解決制度の周知を図り、地域包括支援センターや社会福祉協議会と連携して、相談しやすい体制づくりを進めます。

①断らない相談支援体制の整備

地域福祉計画（寄居町）		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆総合相談窓口の充実	「断らない」を基本として、福祉に関するあらゆる相談を受けるとともに、必要な専門相談へとつなぐ総合相談支援センターの周知を図り、早期の利用促進を図ります。また、既設の各種相談窓口との連携を深め、総合相談支援センター及び各種相談窓口が有効に機能するように努めます。	福祉課 地域包括支援センター
◆地域の支援ニーズの発見	福祉委員、民生委員・児童委員活動、常設サロンでの相談等、住民活動による支援ニーズの発見の促進を図ります。また、住民活動と社会福祉協議会との連携を通じて、個人情報に配慮の上、支援ニーズの情報が安心・安全に総合相談支援センターにつながる仕組みを構築します。さらに地域団体等の相談サテライト機能の創設を進めます。	福祉課 地域包括支援センター

地域福祉活動計画（寄居町社会福祉協議会）		
個別事業	具体的な内容	
◆総合相談支援センター強化事業	高齢者、障害者、権利擁護、生活困窮の4分野の相談窓口を集約した総合相談支援センターにおいて、あらゆる相談を受け止めます。制度の狭間にあたる複雑なケースに対しても各分野の専門機関等と連携し、包括的に問題解決にあたることで、断らない相談支援、寄り添い型相談支援を展開します。また、支援にあたっては、単なるサービスマネジメントにとどまることなく、人とのつながりを創る支援を視野に入れて活動します。	

②気軽に手助けを利用できる環境づくりの促進

地域福祉計画（寄居町）		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆ファミリー・サポート・センター事業	育児支援を受けたい人（依頼会員）と育児支援を行いたい人（提供会員）を結びつけ、保育所（園）等への送迎や一時預かり等、育児に関する援助活動を行う事業について、普及と両会員の増加を図ります。	子育て支援課
◆ひとり親家庭福祉事業の充実	県が実施する母子及び父子並びに寡婦福祉資金制度や、就学援助制度の普及に努めます。	子育て支援課
◆生活困窮者への支援（町）	社会福祉協議会や、他の社会福祉法人等との幅広い連携のもと、県が行う生活困窮者自立支援法に基づく家計支援、就労支援、子どもの学習支援等必要な支援に結びつけることで、生活困窮からの脱却を総合的に支援します。	福祉課
◆犯罪被害者支援事業	犯罪被害者やその家族が再び平穏な生活を取り戻すために、相談窓口において情報の提供、見舞金の支給、関係機関等との連絡調整等を行います。	人権推進課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)	
個別事業	具体的な内容
◆ほっとライン通信の定期発行	福祉委員、民生委員・児童委員が見守りツールとして利用する「ほっとライン通信」において、福祉情報を提供するとともに「助けられ上手」の啓発を引き続き推進します。
◆生活困窮者への支援(社協)	社会福祉協議会の福祉資金貸付、社会福祉法人が行うあんしんセーフティネット、生活困窮者自立支援法に基づく相談支援機関との連携を図り生活困窮からの脱却に向け支援します。
◆フードバンク事業	フードドライブとして町民からの物資提供を呼びかける広報を行うとともに、事業を維持するための活動財源である社協会費や赤い羽根共同募金運動への町民の理解協力を得て、支援物資の安定確保に努め、必要時にフードバンクが利用できる環境づくりに努めます。
◆在宅介護支援事業の充実	在宅介護を支援する「介護用紙おむつ支給事業」、「理美容サービス事業」、「移送サービス事業」は、高齢者の増加とともに利用が年々伸びているため、利用ニーズに対して安定的かつ継続的な支援を提供できるように努めます。
◆福祉サービス情報の提供	町民に、より多くの福祉情報収集の機会を提供するため、「社協だより」、「社協パンフレット」等の情報紙を定期発行するとともに、ホームページを適宜更新し、充実した情報提供ができるよう体制を整えます。

③苦情解決制度の周知

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆苦情解決制度の周知・広報(町)	福祉相談窓口として総合相談支援センターの周知を図ります。また、相談者に寄り添いながら、解決の方策を探るお手伝いができるような体制づくりに努めます。	福祉課 地域包括支援センター

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)	
個別事業	具体的な内容
◆苦情解決制度の周知・広報(社協)	福祉相談窓口として総合相談支援センターの周知を図るほか、苦情相談窓口である埼玉県運営適正化委員会の周知を図ります。また、相談者に寄り添いながら、解決の方策を探るお手伝いができるような体制づくりに努めます。

基本目標2 支えあい・見守りの地域づくり

(1) 多世代交流・拠点づくりの促進

【現状と課題】

町民アンケートによると、「立ち話をする程度の付き合いがある」割合は低下し、「ほとんど付き合いがない」割合が増加しています。町内の行事や地域活動に「参加していない」人も増えて、近年の生活様式や価値観の多様化、プライバシー意識の高まりなどにより、世代を超えた交流や地域でのつながりを持つ機会の低下から、人間関係の希薄化、地域社会との関わりの低下がうかがえます。

このような中で、地域の中で気軽に集い、世代や立場を超えて交流できる場を確保することが求められています。地域のつながりは、住民同士の相互理解や支えあいを生み、災害時や緊急時にも助け合える地域力の基盤となります。そのため、孤立しがちな高齢者や子育て世帯などを地域で支え合う仕組みを整えるとともに、住民が主体的に参加し、自然な交流が生まれるような場や仕組みの充実を図っていくことが重要です。

本町ではこれまで、ふれあいいきいきサロンなどの住民交流の場づくりや、地域に開かれた学校づくり、子育て支援の場の整備、放課後児童クラブの充実など、多様な拠点の整備を進めてきました。地域子育て支援センターでは、町内の子育て支援センターと連携した事業の実施に努めるほか、高齢者と子どもが交流できる機会を設けるなど、家庭・地域がつながる環境づくりを進めてきました。さらに、学校運営協議会の開催を通じて、保護者や地域住民の意見を学校運営に反映するなど、教育と地域が連携した取組を展開しています。地域の常設サロンについても、多くの住民に活用されており、新たに設置された常設サロンも好評を得ています。

今後は、これらの取組をさらに拡充し、住民が主体的に企画・運営に関わる仕組みを整えながら、地域全体で支えあい、交流が広がる環境づくりを推進していくことが必要です。

【取組の方向性】

①地域の拠点づくりの促進

- ・地域の住民が主体的に地域づくりを進めるため、身近に集える交流拠点の整備を進めます。子育て中の親が気軽に集える場所や、子どもが安心して遊び・学べる居場所、高齢者や地域住民が交流できるサロンなど、世代や立場を超えて人がつながる場づくりを推進します。

②共生型のまちづくりの推進

- ・子どもから高齢者まで誰もが参加できる「通いの場」や地域活動を広げ、世代や分野を超えて支え合える地域づくりを進めます。地域の住民、企業、学校、商店など、多様な主体の連携・協働のもとに、交流やふれあいの機会を創出し、互いに理解し合い、共に暮らすことのできる共生のまちづくりを推進します。

①地域の拠点づくりの促進

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆世代を超えた交流事業	子どもたちの社会性を養うため、高齢者と保育所・園児が昔遊びを行う「老人と子供のふれあい事業」や老人クラブのスポーツ大会に小学生が参加する「世代間交流促進事業」を推進します。	子育て支援課 老人福祉センター
◆子育ての拠点づくりの充実	子育て支援センターや子育て支援課では、乳幼児から未就学児の相談・援助や仲間づくりを推進し、親子の孤立を防止するため広報等による啓発に努めます。	子育て支援課
◆地域に開かれた学校づくりの推進	保護者や地域住民等からの意見等を学校の教育活動に活かし、家庭や地域社会と一体となって児童・生徒の健やかな成長を促進するとともに、地域に開かれた学校づくりを進めます。	教育指導課
◆放課後児童クラブの充実	就労等の理由により放課後や長期休暇期間において、保護者が家庭にいない小学生を対象に学習や遊び等生活の場を提供する放課後児童クラブの充実を図ります。	子育て支援課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)	
個別事業	具体的な内容
◆地域活動プラットフォーム整備・支援事業	空き家、空き店舗等を利用して、子どもから高齢者まで地域住民の誰もが気軽に立ち寄れる、住民主体の総合相談サテライト機能を備えた常設サロンの運営を支援します。町内3か所の常設サロンを高齢分野に限定せず、高齢・障害・児童をめぐる福祉活動のプラットフォーム化を進めます。

②共生型のまちづくりの推進

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆ふれあいいきいきサロンの支援	定期的に開催される地域支えあいの会による集合型サロンの定着と円滑な運営の促進に努めます。	福祉課
◆子育て支援ネットワークづくり事業	地域子育て支援センターを中心とする子育て支援のネットワーク化の促進を図るため、町内の子育て支援センターと連携した事業の実施に努めます。また、赤ちゃんの駅の普及促進やパパ・ママ応援ショップの情報提供を行い、子育て家庭を支援します。	子育て支援課 産業振興企業誘致課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)	
個別事業	具体的な内容
◆ふれあいいきいきサロンの充実	集合型サロンだけでなく地域支えあいの会による住民交流活動を展開いただくため、地域支えあいの会の企画によって実施される見守り活動を支援します。
◆ふくしベース	障害のある方々をはじめ、ボランティア団体や地域福祉活動団体、商業関係者等の参画を促し、福祉と産業のコラボレーションを図ります。2年に一度の開催となることから、次回を楽しみにできるように、新鮮な企画づくりを行います。

(2) 生きがい健康づくりの推進

【現状と課題】

高齢化の進行に伴い、介護予防や健康づくりへの取組の重要性が一層高まっています。

町民アンケート結果では、「地域福祉推進のためにしたらよいと思う福祉活動」について、「健康づくりや生きがいづくりの推進」の割合が前回よりやや減少しています。また、町内の行事や地域活動に「参加していない」人も増加、健康づくりや地域活動への関心や参加の低下がうかがえます。

こうした背景には、高齢者のライフスタイルや価値観の多様化に加え、活動内容や情報の周知不足などが影響していると考えられ、従来の枠組みでは高齢者の多様なニーズを十分に捉えきれず、健康づくりや生きがい活動への参加が進みにくい状況がみられます。

できるだけ長く健康で自立した生活を営むことを目指す「健康寿命の延伸」が重視されており、その実現には、身体的・心理的な虚弱（フレイル）の予防や介護予防を一体的に進めることが求められます。すべての町民が自分の状態に応じて無理なく健康づくりや介護予防に取り組める環境を整えることが重要です。

また、地域においては、元気な高齢者が地域活動や福祉活動に関わる機会を十分に得られていないことも課題となっています。今後は、高齢者が健康づくりと社会参加を両立できるよう、多様な生きがい活動や地域福祉活動の場を広げ、主体的に活躍できる仕組みを整備していくことが必要です。

【取組の方向性】

①健康長寿社会の実現に向けた健康づくりの促進

- ・健康長寿社会の実現に向けて、各町民の状態に応じて健康づくり・フレイル予防・介護予防・重度化防止に取り組めるよう、健康づくり・介護予防事業を切れ目なく、一体的に行うとともに、住民の主体的な健康づくり・介護予防活動の促進に向けた支援を行います。また、老人福祉センター等において、高齢者の生きがいづくり・健康づくり・仲間づくりを支援します。

②高齢者の社会活動支援

- ・高齢者の生きがいづくり・健康づくりを支援するため、庁内関係各課の連携により生きがい講座を実施するとともに、寄居町シルバー人材センターの支援により就労を通じた社会参加の拡大を図ります。また、高齢者が多様な活動や交流に参加できるよう、老人クラブへの支援を行います。

①健康長寿社会の実現に向けた健康づくりの促進

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆健康づくり・介護予防事業	健康づくり・フレイル予防としては「いきいき元気塾」、「ふるさと健康体操」等を推進します。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施及び、糖尿病の疑いのある国民健康保険被保険者を対象に歯科検診を実施します。町民の主体的活動を促進・支援するため、民生委員・児童委員等に対して「健康マイスター（健康長寿サポーター）養成講座」、町民に対して「介護予防サポーター養成講座」、「よりい健康体操サポーター養成講座」を実施します。その他にも、認知症予防教室、「ますます元気教室」等において啓発に取り組みます。	福祉課 健康づくり課 町民課 地域包括支援センター
◆健康教育・健康教室	減塩教室等の栄養教室、ウォーキングやラジオ体操等の運動に関する教室を実施し、健康寿命の延伸を図ります。	健康づくり課
◆レクリエーションスポーツの実施	グラウンドゴルフ、カローリング等のレクリエーションスポーツの普及・支援を図ります。	生涯学習課 老人福祉センター
◆地域介護予防活動支援事業	介護予防効果のある活動を地域で継続して実施できるようにするため、筋力低下を防ぎ、健康寿命を延ばすための住民主体の活動を支援します。	福祉課
地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)		
個別事業	具体的な内容	
◆百歳体操普及促進の協働	生活支援・介護予防体制整備推進協議会での実施に向けたコーディネート等を通じて、町とともに普及促進を図ります。	

②高齢者の社会活動支援

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆生きがいづくり事業	健康づくりと生きがいづくりと、時代に合った教養を身に着ける「生きがい講座」を老人福祉センターで実施します。参加促進に向けて、講座の周知を図るとともに、ニーズに合った講座の企画を行います。	福祉課 生涯学習課 老人福祉センター
◆シルバー人材センターへの支援	高齢者の生きがいに通じる就業機会の提供の確保を図るため、町民にシルバー人材センター活動の啓発を行うとともに、シルバー人材センターの支援を行います。	福祉課
◆老人クラブへの支援・活動周知(町)	高齢者が経験と知識を活かし、地域社会における親睦を高めることで、生活を健康で豊かなものとするを目的とした老人クラブの活動を支援します。減少する老人クラブへの加入促進等を図っていきます。	福祉課
地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)		
個別事業	具体的な内容	
◆老人クラブへの支援・活動周知(社協)	高齢者が経験と知識を活かし、地域社会における親睦を高めることで、生活を健康で豊かなものとするを目的とした老人クラブの活動促進に向け、連合会事務局として運営支援を行います。また、老人クラブへの加入促進に向けて、回覧等を通じて会員募集を実施します。	

(3) 地域における見守り・支援体制の強化

【現状と課題】

避難行動要支援者名簿の登録者数は年々減少している一方で、名簿登録の対象となる要支援・要介護認定者や障害者手帳所持者は増加を続けており、その結果、登録者が対象者全体に占める割合は過去5年間で減少傾向となっています。

町民アンケートでは、避難行動要支援者制度（登録名簿）を「知っている」人は2割弱にとどまり、「知らない」は8割を超えています。こうした認知度の低さは、災害時に支援が必要な人への対応の遅れや、地域の支援体制との連携不足に繋がる恐れがあります。

本町では、関係団体と連携しながら地域防災力の向上に努めてきました。自主防災組織を対象とした訓練や中学校での出前講座を通じてハザードマップの周知を図るとともに、訓練の場で要支援者名簿制度についても再度説明し、共助の意識を高めてきました。また、登録対象者に対しては申請案内文書の送付や広報での周知を行い、作成した名簿情報を消防署、警察、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織などへ提供することで、関係機関との連携強化を図っています。

一方で、避難行動要支援者名簿の登録率が低下しており、地域の防災・見守り体制を維持していく上での課題も明らかになっています。

今後は、名簿登録制度の趣旨や重要性を広く周知し、地域と関係機関が連携して支援できる体制をさらに強化していくことが必要です。併せて、登録情報を活用した避難支援の実効性を高めるため、関係機関・団体との情報共有や訓練の実施を進め、災害時にも途切れない支援体制の構築が必要です。

【取組の方向性】

①地域における見守り体制の強化

- ・ 民生委員・児童委員、福祉委員、地域支えあいの会などの地域活動と連携し、高齢者や障害者、妊婦や乳幼児がいる家庭など、支援を必要とする人の状況を早期に把握できるよう、日常的な見守りや訪問支援を推進します。
- ・ 地域ぐるみの見守り意識の醸成を図り、安心して暮らせる環境づくりを進めます。

②安心・安全な防犯体制の整備

- ・ 防犯灯の設置や改修などの防犯環境の整備を計画的に進めるとともに、緊急時通報システムの普及を通じて、夜間や単身世帯などでも安心して生活できる環境の整備を推進します。
- ・ 地域や関係団体との連携により、防犯意識の向上と安全な地域づくりを進めます。

③災害時の支援・備えの充実

- ・ 災害に強い地域づくりを目指し、自主防災組織の育成や訓練の充実を図るとともに、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などの関係機関・団体との連携を強化し、地域全体で支え合う防災体制を整備します。
- ・ 避難行動要支援者名簿の登録促進と情報共有を進め、災害時における円滑かつ確実な避難支援に努めます。

①地域における見守り体制の強化

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆地域支えあい活動 見守り事業(町)	支援を必要とする高齢者及び障害者の見守り希望者を登録し、行政、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉委員がそれぞれ必要な情報を共有し、安定した見守り活動を引き続き推進していきます。	福祉課
◆救急医療情報キットの拡充	ひとり暮らし高齢者や特に必要と認められる方に対する見守り活動の一つとして、救急対応を迅速にするための医療情報を収納できる救急医療情報キットを配布します。	福祉課
◆ふれあい配食サービス事業の支援	高齢者及び障害者の安否確認、栄養改善を目的に昼食用お弁当を配達するふれあい配食サービス事業を展開し、高齢者の在宅生活を支援します。また、利用される方が増加する中で事業の継続を図るため、利用される方への提供要件について検討を行います。	福祉課
◆妊婦訪問・こんにちは赤ちゃん事業	妊婦訪問により、身体条件や生活環境等の理由で訪問指導を必要とする妊婦の不安解消、疾病の予防、早期発見に努めます。 こんにちは赤ちゃん事業により、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、心身の発育・発達状況に応じた支援と育児状況の把握に努め、育児支援を引き続き推進します。 病院等からの養育支援連絡票に基づき、育児不安が強いケースや養育が困難なケースについて訪問し、実態把握に努めます。関係機関との連携のもとに必要な支援の提供を図ります。	子育て支援課
◆子どもを守る活動の強化	子どもの安全確保ができるよう、中学校区での防犯パトロール、「子ども110番の家」の設置、「子ども見守り隊」の募集等を行うとともに、学校と地域の連携により情報共有を図ります。また、地域による「子ども110番の家」、「子ども見守り隊」の活動の有効性を高めるため、活動状況の実態把握を行い、必要な措置を講じます。 不審者に対し、保育所に対応マニュアルを作成し、地域住民へ情報提供を行い、地域で子どもを守る意識・環境づくりを進めます。また、不審者の侵入を想定した防犯研修を実施します。	生涯学習課 子育て支援課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)	
個別事業	具体的な内容
◆地域支えあい活動見守り事業(社協)	行政、民生委員・児童委員、福祉委員と必要な情報を共有し、引き続き見守り活動を推進します。 また、未登録の方に向けて、民生委員・児童委員協議会との協働により事業の周知を図ります。
◆救急医療情報キット配布事業	登録制の見守り事業の周知と同時に単身高齢者世帯を対象として救急医療情報キットを配布します。また、救急対応に支障があると想定される場合、民生委員・児童委員の協力を得て高齢者夫婦世帯や一般世帯にも配布を行います。
◆ふれあい配食サービス事業の充実	糖尿病等の配慮が必要な方に対して、現在の利用料金や弁当業者などの実施体制における配食の実施について検討を行います。
◆ようこそ赤ちゃん事業の推進	地域に誕生した赤ちゃんを地域支えあいの会がお祝いする「ようこそ赤ちゃん事業」の広報を進め、子育て世代の孤立防止や地域子育てを推進します。

②安心・安全な防犯体制の整備

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆防犯灯の設置等環境整備	通学路等の防犯対策として、地区の要望に基づいて防犯灯の設置を促進し、夜間における防犯と通行の安全確保を維持していきます。	生活環境エコタウン課
◆緊急時通報システムの普及	ひとり暮らし高齢者及び障害者が安心して暮らせるよう、心身の不安についての相談もできる緊急時通報システムの普及を図ります。普及に向けて、民生委員・児童委員等に対しても、緊急通報システムの周知を行います。	福祉課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)	
個別事業	具体的な内容
◆地域支えあい活動による防犯啓発の実施	要支援者に対して「ほっとライン通信」等を通じて防犯意識を啓発するとともに、地域支えあいの会のつながりや見守り活動によって不審者が入りにくい地域づくりに寄与します。

③災害時の支援・備えの充実

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆防災行政無線放送の活用	災害、犯罪・詐欺被害防止、熱中症対策、行方不明者情報等、町民の安心・安全に関する重要な情報伝達を行うことで町民の福祉向上を推進します。	自治防災課
◆自主防災組織の育成・強化	地域の防災力向上及び災害時の被害防止を図るため、自主防災組織の育成と支援を図り、防災訓練の実施や情報提供により、防災体制の充実を図ります。	自治防災課
◆ハザードマップの周知	地震や土砂災害等の自然災害が予測される区域や指定避難所等の情報、また災害に対する事前対策等を記載したハザードマップのさらなる周知に努めます。	自治防災課
◆避難行動要支援者の避難行動支援	対象者に申請案内を送付し、避難行動要支援者名簿の周知を行うとともに、本人・家族の意向により名簿登録を行います。また、避難行動要支援者名簿を関係機関に配布し、災害時等には名簿の取扱いに留意のうえ、町、消防署、警察署、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自主防災組織が連携して安否確認や避難行動支援を行います。	自治防災課 福祉課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)		
個別事業	具体的な内容	
◆災害ボランティアセンター運営強化事業	災害発生時、災害対策本部の要請に即時対応して、災害ボランティアセンターの開設・運営ができるよう、町との協定に基づき、関係各課と訓練を実施します。	

(4) 継続的支援体制の整備

【現状と課題】

近年は新型コロナウイルス感染症の流行以降も地震や台風などの自然災害など、社会全体に大きな影響を及ぼす事象が相次いで発生しています。

こうした非常時においても、地域住民の安全を確保し、支援活動や福祉サービスを継続的に提供できる体制を整えることが求められています。

本町では、感染症流行時の経験を踏まえ、平常時から非常時における支援・サービスの継続性確保に向けた取組を進めています。令和5（2023）年には、社会福祉協議会において、有事の際の業務継続を推進するためのBCP（事業継続計画）を策定し、年1回以上の見直しや検討を行うなど、体制の充実を図っています。平成26（2014）年には、感染症の発生時におけるまん延防止対策の実効性を高めるため、「寄居町新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。また、令和6（2024）年からは医療機関等の関係機関と連携して新型コロナワクチン接種（定期予防接種）を実施しています。

感染症や災害などの非常時の状況は多様化・長期化する傾向にあり、職員体制や物資の確保、地域活動の中断・縮小など、新たな課題も明らかとなっています。

今後は、非常時においても必要な支援やサービスが途切れることのないよう、平常時から感染症や災害の発生を想定した訓練やマニュアル整備を進めるとともに、代替手段の確保や関係機関との連携強化など、持続可能な体制づくりを推進していくことが必要です。

【取組の方向性】

①安心・安全な支援・サービスの継続的な提供

- ・感染症の流行や災害などの過去の経験を踏まえ、地域の支援活動や福祉サービスを継続できるよう、支援体制や早期復旧の方法、BCP（事業継続計画）の整備を進めます。

①安心・安全な支援・サービスの継続的な提供

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆感染症流行時の継続支援に関する検討	感染症流行時における各地の対策情報を収集し、寄居町新型インフルエンザ等対策行動計画と整合を図ったうえで、感染症流行時における可能な支援を検討します。	健康づくり課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)	
個別事業	具体的な内容
◆地域活動感染症対策	社会福祉協議会では、BCP（事業継続計画）に基づき、事業を実施するとともに、定期的にBCPの見直しを実施します。また、地域支えあいの会等の地域活動が安全に推進できるよう、必要に応じて感染予防の活動マニュアルや予防用品を備え、地域のつながりの維持に努めます。

(5) 生活環境の整備

【現状と課題】

町民アンケートによると、外出時の移動手段に悩んでいる人の割合は前回調査より増加しており、特に高齢者や障害者など、交通手段が限られる人への移動支援の充実が求められています。

本町においては令和3（2021）年に「寄居町地域公共交通計画」を策定し、地域の移動ニーズを踏まえた、利便性が高く誰もが利用しやすい公共交通体系の構築を進めています。

愛のりタクシー（デマンドタクシー）では、現行の町内便の安定運行に加え、令和7（2025）年からは町外への便を新たに運行開始するなど、町民の声を反映したサービスの拡充を図っています。

広域的な移動においては、路線バスなど他の公共交通機関との接続や連携に課題が残されており、利便性向上や持続可能な運行体制の確保が今後の課題です。

生活環境面では、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入が多くの公共施設で進められ、誰もが安心して利用できる環境が整いつつあります。遊具の安全確保に向けては、毎月の点検や年1回の定期点検を実施し、児童遊園の修繕に対して補助金を交付するなど、安全な施設環境の維持に努めています。

今後は、こうした取組を継続・発展させるとともに、公共施設のバリアフリー化や案内表示の改善、手すり設置や段差解消など住宅改修支援の拡充を進め、利用者の立場に立った整備を推進していくことが重要です。また、制度の周知や対象拡大を図り、生活環境と移動支援の両面から、すべての町民が安全で快適に暮らせる地域づくりを進めていくことが必要です。

【取組の方向性】

①バリアフリー化の推進・ユニバーサルデザインの普及

- ・町民が暮らしやすい環境を整備するため、施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入、住宅改修を推進します。

②生活環境の充実

- ・外出時の移動が困難な人の移動支援等を引き続き実施するとともに、利用者のニーズに合わせて改善・充実を図れるように検討します。

①バリアフリー化の推進・ユニバーサルデザインの普及

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆バリアフリー化の推進	地域で安全に暮らせるよう、埼玉県福祉のまちづくり条例に基づき、県と連携して、多くの人が集まる公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、既存歩道の拡幅や段差解消等外出しやすいユニバーサルデザイン化を推進します。	まちづくり整備課 福祉課
◆住宅改修費の拡充	手すりの取り付けや段差解消等、町民の居住環境の向上を図るため住宅改修の費用について引き続き助成します。また、今後、拡充について検討を進めます。	産業振興企業誘致課 福祉課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)		
個別事業	具体的な内容	
◆心のバリアフリーの啓発	社会福祉協議会の諸事業の推進を通じて、心のバリアフリーを啓発し、地域共生社会の実現に寄与します。	

②生活環境の充実

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆移動手段の充実への支援	本町では、障害者、高齢者の移動手段として重度心身障害者福祉タクシー・高齢者福祉タクシーの利用料金助成制度を実施するとともに、交通不便地域を解消するため、愛のリタクシー（デマンドタクシー）を整備してきました。利用者の利便性と運行効率を高めるため、利用方法等について検討・改善を重ねていきます。また、社会福祉協議会やNPO団体による移送サービスについても、そのサービス量が維持できるよう支援します。	福祉課 まちづくり整備課
◆子どもの遊び場の整備・充実	児童遊園および、遊具の整備等に対し支援を行います。また、老朽化した遊具等の点検や修繕等を図るとともに、運動公園・街区公園の管理を行い、安心・安全な環境づくりに努めます。	子育て支援課 まちづくり整備課
◆移動販売の推進	買い物に出かけるのが困難な高齢者や障害者の食料・生活物資等の調達や買い物の楽しみを支えるとともに、町内事業者と連携し、専門職（薬剤師）とオンラインによる健康相談等ができる機能を有する移動販売の実施を引き続き支援します。	福祉課

基本目標3 地域で活躍できる担い手づくり

(1) 地域を支える担い手の育成

【現状と課題】

町民アンケートによると、ボランティアや地域活動への参加により、地域に貢献したいという意欲を持つ町民は一定数存在していることがうかがえます。この意欲を具体的な活動につなげるためには、情報発信や活動機会の提供など、参加へのきっかけづくりが重要です。

本町では、認知症サポーター養成講座やファミリー・サポート・センターの提供会員研修、災害ボランティア講演会など、概ね計画に沿った取組が実施されてきましたが、参加者の高齢化によりボランティアグループの維持が難しい状況が見えたり、研修会の開催はできても、個人の登録には至らない等、中々進んでいない現状もあります。

誰もが支えあい、助け合う地域共生社会の実現に向けて、町民一人ひとりの主体的な活動が不可欠です。個人によるボランティア活動だけでなく、NPOや地域団体、企業など多様な主体が地域福祉の担い手として期待されています。

こうした状況から、ボランティア活動の担い手確保と世代交代を促す仕組みづくりが求められるとともに、よりいジョブセンター等の関係機関と連携し、介護・保育分野を含めた人材確保や職場環境の改善など、働き続けられる地域づくりを進めていくことが必要です。

【取組の方向性】

①地域福祉を担う人材の育成

- ・認知症サポーターや子育て支援リーダー、ファミリー・サポート・センター提供会員、ふれあいサービス協力会員など、地域で活動する人材の育成を推進します。
- ・災害時の支援活動に備え、災害救援ボランティア登録の促進を図ります。

②NPO・ボランティア団体への支援

- ・行政等との協働により、ボランティアセンター機能の充実を図り、参加希望者と団体をつなぐ仕組みを整備します。
- ・手話奉仕員等、専門的な支援を行う人材の養成を進めます。

③次世代を支える介護、保育サービスの人材確保

- ・介護・保育分野の資格・免許取得や就職・復職を希望する人への情報提供や相談支援を行います。
- ・関係機関と連携し、職場環境の改善や働き方の見直しなど、定着支援の取組を推進します。

④福祉と産業との連携

- ・企業との連携を図り、地域活動への参加を促進します。
- ・農業や地場産業等との連携による「農福連携」など、福祉と産業の協働による新たな担い手づくりを進めます。

①地域福祉を担う人材の育成

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆子育てグループ活動への支援	地域の子育てに関する相互協力や多世代交流等、積極的に活動する自主保育グループを支援し、相互協力を図ります。	子育て支援課
◆こども食堂等こどもの居場所の支援	こども食堂等こどもの居場所に関し、情報収集を行うとともに、運営を支援します。	子育て支援課
◆こども家庭センター関係機関体制づくり	こども食堂等地域福祉ネットワーク協議会を中心に、こどもの貧困対策や居場所づくりを推進します。	子育て支援課
◆認知症サポーターの養成	認知症の正しい知識と理解を通じて、認知症の人や家族に適切な対応・支援ができるよう、認知症サポーターを養成していきます。講座は、警察署・銀行等の事業所、また、児童・生徒等、対象に合わせて実施します。	福祉課 地域包括支援センター
◆手話を学ぶ機会の創出	障害者の社会参加を促進するため、手話を学ぶ機会の創出を行います。	福祉課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)		
個別事業	具体的な内容	
◆ふれあいサービス協力会員の養成	公的制度の隙間を埋める家事援助・外出付添サービスを提供するふれあいサービス協力会員の養成を推進します。また、近年の賃金上昇を考慮し、事業の料金体系について検討を行います。	
◆災害救援ボランティアの登録促進	町内外の災害発生時の復旧に携わるボランティアの個人登録を推進し、有事に備えます。	
◆福祉委員制度の推進	地域に潜在しているニーズを発見する見守り活動の推進者として、福祉委員制度を引き続き推進し、民生委員・児童委員や地域支えあいの会とともに活動を協働していきます。	
◆こども食堂運営団体の支援	各実施団体が継続的に取り組めるよう、食材の提供や助成金申請の支援を行います。	

②NPO・ボランティア団体への支援

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)		
個別事業	具体的な内容	
◆ボランティアセンターの充実	ボランティアの高齢化への対策として、後継者の育成・発掘等を支援します。また、個人で活動する技術ボランティア、プロボノについて募集・登録を推進します。	
◆手話奉仕員候補者の育成	障害者の社会参加を支援するため、手話奉仕員に必要な資格取得を支援し、手話奉仕員候補者の育成を図ります。	

③次世代を支える介護、保育サービスの人材確保

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆資格・免許取得、就職・復職に関する環境整備	介護、保育サービス分野の資格・免許取得に関する情報提供や就職・復職希望者等への情報提供を実施します。また、本町の施設・機関における働きやすい職場環境の整備、改善等に取り組みます。	産業振興企業誘致課 子育て支援課 福祉課
◆介護、保育サービス分野における人材情報の収集	介護、保育サービスでの職業経験者の地域からの流出を防ぐための方策を検討するとともに、離職した人材の情報収集や働く環境の体制整備に向けて取り組みます。	よりいジョブセンター

④福祉と産業との連携

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆農福連携の推進	福祉施設等からのニーズと生産者からのニーズに応じて、双方への呼びかけを行います。また、農福連携に関する情報提供を行います。	産業振興企業誘致課 福祉課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)		
個別事業	具体的な内容	
◆福祉と産業のコラボレーションの探求	サロンの運営等地域福祉活動の展開においては、福祉と産業との連携施策の展開を視野に入れ、企画立案や支援を図ります。	

(2) 福祉教育の充実

【現状と課題】

町民アンケートでは、参加したいボランティア活動について「特にない」人の割合が前回より増加しており、福祉や地域活動への関心がやや低下していることがうかがえます。

地域共生社会の実現に向けては、こうした関心を高め、身近な地域で支え合う意識を育むことが重要です。

本町では、学校教育や社会教育の分野で継続的な取組が進められています。インクルーシブ教育の充実では、特別支援学級の児童・生徒と通常学級との交流学习や、県立特別支援学校との連携学習を実施してきました。社会福祉協議会との連携により、小・中学校での車椅子体験・点字体験・高齢者疑似体験、総合的な学習の時間を通じて介護施設や保育園との交流を進めています。保育所では、世代間交流の一環として老人と子どものふれあう会を実施するなど、幼児期から高齢者への理解を深める取組を実施しています。

一方で、社会福祉法人や大学との福祉教育の連携は十分に進んでおらず、教育現場の取組を地域全体へと広げる仕組みづくりが課題となっています。

今後は、子どもから大人まで、あらゆる世代が福祉を自らのこととして学び・関われるよう、学校・地域・関係機関が連携して継続的に学びと体験の機会を提供し、福祉のこころを地域全体に広げていくことが必要です。

【取組の方向性】

①インクルーシブ教育の充実

- ・ 障害の有無にかかわらずすべての子どもを包含し通常の小・中学校のなかで、すべての子どもと一緒に学べるインクルーシブ教育の環境整備を図ります。

②社会福祉法人との福祉教育の連携推進

- ・ 社会福祉法人等と連携し、夏休み等を活用した体験プログラムや見学会など、子どもたちが身近に福祉を感じられる機会の創出を図ります。

①インクルーシブ教育の充実

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆特別支援教育の推進	障害のある児童・生徒の自立や社会参加への主体的な取組を支援する特別支援教育に学校教育活動全体で取り組みます。一人ひとりの障害や状態に応じて、きめ細やかな支援を行うため、環境整備の充実を図ります。	教育指導課
◆福祉交流事業の推進	小・中学校では、児童・生徒の福祉体験学習等を通じた福祉教育をはじめ、児童・生徒と福祉施設の交流事業により学校と福祉施設の多くの交流を促進していきます。	教育指導課
◆子どもの多様な福祉体験	高齢者や障害者との交流、ボランティア活動、乳幼児とのふれあいによる命の大切さ、地域の企業や福祉現場での職業体験、優れた芸術・文化に触れる等の体験による福祉の心を育むプログラムの充実を図ります。	子育て支援課
◆学校サポーターの推進	特別支援学級に在籍している児童・生徒の支援のために介助サポーターを、通常学級に在籍している児童・生徒の支援のために学習支援サポーターを配置しています。今後も児童・生徒一人ひとりの実態にあったきめ細やかな支援が行えるよう、学校サポーターを配置していきます。	教育指導課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)		
個別事業	具体的な内容	
◆福祉教育の推進	福祉教育助成金を小・中学校に交付する福祉協力校事業の継続的な実施や、学校と福祉施設とのコーディネートを行い、交流事業を推進します。	

②社会福祉法人との福祉教育の連携推進

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆福祉教育の推進	福祉教育の推進をするための事業実施に向けて検討を進めます。	福祉課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)		
個別事業	具体的な内容	
◆ボランティア体験プログラム事業の推進	社会福祉法人施設や技能ボランティア団体等での児童・生徒のボランティア体験を推進します。また、夏休みに体験プログラム事業を実施するなど、多くの子どもが参加しやすいプログラムを推進します。	

基本目標4 誰もが安心して暮らせる環境づくり

（1）権利擁護の推進【寄居町成年後見制度利用促進基本計画】

【現状と課題】

町民アンケートでは、成年後見制度を「知っている」人は4割弱にとどまり、市民後見人、法人後見制度、町長申立てについては6～7割が「知らなかった」と回答しています。市民後見人や法人後見制度の周知が十分でなく、全体として成年後見制度全般に対する理解が限定的であることが明らかとなっています。相談窓口についても、8割以上が「知らない」と回答しており、制度の利用促進に向けた情報発信の強化が必要です。

権利擁護に関する相談件数は、高齢化の進行や制度周知の広がりに伴い、今後も増加していくことが見込まれます。

今後は、成年後見支援センターを中心に、関係機関や専門職、地域住民、ボランティア等の連携を強化し、地域全体で権利擁護を支える体制を整備し、また、虐待や差別などの人権侵害の未然防止に向けて、地域での見守り活動や合理的配慮に関する普及啓発を推進し、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現が必要です。

【取組の方向性】

①制度の普及と利用促進

- ・成年後見制度の周知・啓発を強化し、町民の理解を深めます。見守り活動や相談支援を通じて、制度利用が必要な人を早期に把握し、本人の意思を尊重した支援を行います。

②権利擁護体制の充実

- ・相談支援や専門機関との連携を強化し、制度利用を支える体制を整備します。成年後見支援センターを中心に、切れ目のない支援を推進します。

③人権を守る体制づくり

- ・判断能力が不十分な人が安心して暮らせるよう、成年後見制度の基盤整備を進めます。虐待やDVの早期発見と対応、障害者差別の解消や合理的配慮の周知を推進します。

④地域連携ネットワークの体制整備

- ・専門職、行政、団体、ボランティア等の連携体制を整備し、法人後見人の確保や市民後見人の育成を進めます。

⑤中核機関の運営・助成支援

- ・成年後見支援センターを中核機関として整備し、協議会運営や総合調整機能を充実させます。地域連携ネットワークと連動し、段階的に体制を強化します。

①制度の普及と利用促進

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆成年後見制度の普及と利用支援	サービスを必要とする人が利用できるよう、「寄居町成年後見制度利用促進基本計画」に基づき、成年後見制度の普及啓発及び基盤整備を推進します。また、本人の判断能力が不十分で、親族がない場合の「申立」に関する助成や相談支援に努めます。さらに、社会福祉協議会の法人後見の支援等を通じて法人後見の体制整備を図るほか、市民後見人の育成に取り組みます。	福祉課 地域包括支援センター 成年後見支援センター 基幹相談支援センター
◆成年後見制度の普及啓発	広報よりい、町公式ホームページ等を活用し、成年後見制度に関する情報提供を行い、普及啓発を図ります。	福祉課 成年後見支援センター

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)		
個別事業	具体的な内容	
◆成年後見支援センターの運営	成年後見支援センターにおいて、成年後見制度の普及・利用啓発を推進するとともに、身寄りがいない方や家族からの支援が望めない方へ社会福祉協議会の法人後見を実施します。	
◆福祉サービス利用援助事業(あんしんサポートねっと)利用促進	日常生活において判断力に不安のある方が安心して生活を送れるように定期的に訪問し、福祉サービスを利用するための援助や暮らしに必要なお金の出し入れのお手伝いをします。また、判断能力が著しく低下した場合には、成年後見制度の利用につながるよう支援します。	

②権利擁護体制の充実

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆権利擁護相談	関係機関・専門職との連携により、生活相談(生活全般に関する相談)、法律相談(相続、契約、財産管理等に関する相談等)を実施します。	人権推進課 福祉課 成年後見支援センター
◆後見人情報の提供	成年後見制度の利用が必要な人に対し、希望に応じて町内の法人後見人、市民後見人の情報提供を行います。	福祉課 成年後見支援センター
◆制度利用の申立てに向けた連携体制整備事業	総合相談支援センター等への相談により、法定後見が必要になった場合、関係機関との連携を図り、利用の申立体制を整備します。	福祉課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)		
個別事業	具体的な内容	
◆連携体制整備事業との協働	総合相談支援センター等への相談の中で、町民の権利を守るために必要な場合、関係機関との情報共有を図り、成年後見制度の利用促進につなげます。	

③人権を守る体制づくり

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆虐待・DV防止への取組の強化	子ども、高齢者、障害者等に対する虐待や配偶者等に対するDVは、早期発見が重要であるため、地域での見守り活動を強化するとともに、窓口相談、関係機関との連携、虐待やDVの被害者への助言や情報提供、自立支援等を行います。また、チラシや見守りネットワークの活動を通じて、相談窓口の周知広報を行います。	人権推進課 子育て支援課 福祉課 地域包括支援センター 基幹相談支援センター
◆障害者に対する差別解消への取組	障害を理由とした差別の解消及び防止に向けて啓発を行うとともに、障害者への合理的配慮等について、町民、団体、学校、企業・事業所等に幅広く周知を図ります。また、相談体制の整備に取り組みます。	人権推進課 福祉課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)		
個別事業	具体的な内容	
◆地域支えあい活動における地域見守りの強化	民生委員・児童委員、福祉委員の見守り活動のみならず、地域支えあいの会会員による地域全体の見守り活動を推進し、虐待の早期発見に寄与します。	
◆基幹相談支援センターによる啓発	寄居町障害者基幹相談支援センターの事業推進の中で常に差別解消の視点を持ち、地域での配慮が定着していくよう啓発に努めます。	

④地域連携ネットワークの体制整備

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆多事業者・団体とのネットワークの構築	社会福祉協議会が実施する共助のまちづくりネットワーク会議実務者会議において、ネットワーク、協働体制を整備します。	福祉課
◆法人後見人の確保、市民後見人の育成	社会福祉協議会が法人後見を行っていますが、ニーズに合わせて必要な法人後見人（専門職後見人等）の確保を進めるとともに、関係機関との連携により市民後見人の育成に努めます。	福祉課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)		
個別事業	具体的な内容	
◆成年後見支援センターでのネットワークの構築	社会福祉協議会の共助のまちづくりネットワークを最大限活用するとともに、具体的対応に関する協議は本会議の専門機関で構成する実務者会議でのネットワーク、協働体制を整備します。	

⑤中核機関の運営・助成支援

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆後見支援体制整備事業(町)	弁護士・司法書士・社会福祉士等の専門職と連携して支援するとともに、中核機関の運営にあたっては、家庭裁判所との連携を図ります。	福祉課
◆成年後見制度利用支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等が自立した日常生活を営むことができるようにするため支援を行います。	福祉課

地域福祉活動計画(寄居町社会福祉協議会)		
個別事業	具体的な内容	
◆後見支援体制整備事業(社協)	成年後見制度の利用促進を図るための中核機関として成年後見支援センターを運営し、現状の運営委員会の専門職に加え、家庭裁判所との連携により事業展開を図ります。	

(2) 再犯防止の推進【寄居町再犯防止推進計画】

【現状と課題】

町民アンケートによると、「社会を明るくする運動」や「再犯防止推進計画」について、「知らない」人が6割となっており、いずれも住民への周知・啓発が十分に行き届いていない状況が明らかとなっています。再犯防止に向けて力を入れるべき取組としては、「警察署など関係機関との連携」が最も多く、他には「犯罪の内容の特性に応じた指導・支援」、「保護司や協力雇用主などの民間協力者に対する支援」もあげられており、行政・関係機関の連携とともに、地域や民間による支援体制の充実が求められています。

再犯防止の取組は、罪を犯した人の立ち直りを支援し、再び社会の一員として生活できるようにすることで、地域の安全・安心の確保にもつながる重要な取組です。しかし、社会全体としては、犯罪や非行をした人に対する偏見や誤解が依然として根強く、地域社会における受け入れの基盤が十分に整っていない現状があります。そのため、地域住民や関係団体、事業者が相互に理解を深めながら、立ち直りを支える仕組みを構築することが重要です。

本町では、更生保護関係団体の活動支援や、再犯防止に関する相談・伴走型支援、関係機関との連携強化に取り組んでおり、今後は、こうした支援体制をさらに充実させるとともに、地域の理解促進に向けた啓発活動や、民間協力者・ボランティアの養成を通じて、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めていくことが必要です。

【取組の方向性】

①立ち直りを支える支援体制の整備

- ・ 罪を犯した人が社会の一員として再び生活できるよう、再犯防止に向けた支援体制を強化します。更生保護関係団体の活動を支援します。
- ・ 関係機関や地域団体との連携を深め、相談支援や伴走型支援を通じて、生活の再建や社会復帰に向けた継続的な支援を行います。
- ・ 高齢者や障害者、若年層など、特別な配慮を要する人への支援を充実させ、誰もが安心して立ち直りを目指せる環境を整備します。

②地域の理解促進と支える人材・ネットワークづくり

- ・ 犯罪や非行をした人の立ち直りに対する偏見や誤解をなくし、地域全体で支え合う環境をつくるため「社会を明るくする運動」の啓発活動や理解の促進を図ります。
- ・ 保護司や更生保護女性会などの民間協力者、事業者、ボランティアなどの人材育成と活動支援を進め、行政・関係機関・地域が一体となって立ち直りを支えるネットワークの強化を図ります。

①立ち直りを支える支援体制の整備

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆更生保護関係団体への支援	保護司会や更生保護女性会が活動に向けた会議を行う際や、保護司が保護観察対象者との面接を行う際に会議室や面談場所の確保を支援します。さらに、長年にわたり犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に貢献し、その功績が顕著な保護司や更生保護女性会員の方を表彰することにより、意欲、やりがいの向上を図ります。	福祉課
◆再犯防止相談支援	過去に犯罪等をしたものが社会復帰を果たし、ある程度生活の立て直しの目途がついた後も保護司が定期的に連絡をとり、生活の困りごとの相談に乗り伴走型の支援をします。	深谷地区保護司会 寄居支部
◆高齢者・障害者・若者を対象とする伴走型入口支援	万引きなど比較的軽微な犯罪で起訴猶予となった人のうち、福祉的支援を必要とする高齢者や障害者(疑いを含む)、若者を対象に、アウトリーチ(家庭訪問)を通じて本人の立場に立ちながら必要な支援を共に考え、支援プランを作成し、必要なサービスにつながるよう働きかけます。複合的な課題を抱える場合には、多機関連携により切れ目のない支援を行います。	福祉課 深谷地区保護司会 寄居支部

②地域の理解促進と支える人材・ネットワークづくり

地域福祉計画(寄居町)		
個別事業	具体的な内容	主な活動主体
◆社会を明るくする運動の推進	法務省が主唱する“社会を明るくする運動”は、犯罪や非行の防止と安全で安心な地域社会づくりを目的とし、7月を強調月間として全国で展開されています。街頭啓発や広報活動、啓発講演会等を通じて町民の理解を深め、再犯防止と立ち直り支援に向けた機運を高めていきます。	福祉課 深谷地区保護司会 寄居支部 寄居地区更生保護 女性会
◆保護司会補助事業	更生保護サポートセンターにおいて、地域社会の中でボランティアとして、罪を犯した人や非行少年たちの立ち直りへの援助や助言指導を行う活動をしている保護司会への助成を行うと共に、保護司会への助成を通じて“社会を明るくする運動”への一部助成を行います。	福祉課 深谷地区保護司会 寄居支部
◆広報・啓発活動の推進	国、民間協力者等との連携により、社会を明るくする運動をはじめとした広報活動を推進し、立ち直ろうとする人を地域社会で受け入れるための意識醸成を図ります。	福祉課 深谷地区保護司会 寄居支部 寄居地区更生保護 女性会
◆街頭キャンペーン	“社会を明るくする運動”の強調月間である7月に、更生保護に関心を持ってもらうため、各地で街頭キャンペーンを行います。強調月間に保護司及び更生保護女性会の方がスーパー等において、啓発物品を配布するなど周知活動を行います。	福祉課 深谷地区保護司会 寄居支部 寄居地区更生保護 女性会

第 5 章 計画の推進

1 計画の推進体制

地域福祉を推進していくためには、町民・団体・事業者・行政の各主体が、それぞれの役割を認識し、主体性をもち、必要な連携・協働を図りながら、取り組んでいくことが重要となります。本計画の推進にあたっては、町民、地域福祉活動者、団体・事業者、社会福祉協議会、町それぞれの基本的な役割を以下のとおりとし、必要に応じて柔軟に連携・協働を図りながら、計画の推進を図ります。

(1) 町民の役割

本町に暮らすすべての人、または法人も地域の一員であり、地域福祉の主役であるという認識のもとに、主体的に地域に参加し、自らができる支援・援助を行っていくことが基本的な役割となります。そのため、自らの地域に関心を持ち、地域における課題の発見や共有を図るとともに、協力して解決の方策を探ることが求められています。

(2) 地域福祉活動者の役割

本町では区長、衛生委員、道路委員、民生委員・児童委員、福祉委員等による地域支えあいの会だけでなく、生活支援・介護予防体制整備推進協議会（第1層・第2層）が組織されています。地域支えあいの会や生活支援・介護予防体制整備推進協議会（第1層・第2層）では、困りごとを抱えた人に対して、地域の最前線で相談・支援を推進し、必要に応じて専門職・機関につないでいくことが基本的な役割となります。

地域包括ケアシステムの深化、地域共生社会の構築においても、町民主体の組織として、社会福祉協議会と連携し、地域密着型の日常的な地域活動を支えることが重要となります。

(3) 団体・事業者の役割

NPO・ボランティア団体では、地域における様々なニーズに対し、活動の趣意に基づいて団体の専門性・特長を活かして適切に対応することが基本的な役割となります。また、行政や社会福祉協議会等との連携、協働により、効果的な支援、まちづくり等を推進していくことが期待されます。

福祉サービス提供事業者は、利用者の自立支援・生活支援に向けて、必要な支援・サービスの提供が基本的な役割となります。また、それに向けたサービスの質の確保や利用者本位の柔軟な対応、サービス・支援の継続性の確保、事業者情報の提供・公開等が求められます。このほか、他の事業者・専門機関等との連携、社会貢献やまちづくりへの参加等が求められます。

(4) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、町民主体による地域福祉推進の中核と位置づけられます。町民と行政、団体・事業者等との調整・連携・協働役を担い、地域福祉活動の推進・活性化を図ることが基本的な役割となります。

地域包括ケアシステムの深化、地域共生社会の構築に向けて、調整・連携・協働役としての機能強化を図るとともに、地域の多様な課題に対し、地域の多様な主体との連携・協働により、積極的に事業展開していくことが求められます。

(5) 町の役割

地域福祉の推進にあたっては、地域住民や団体・事業者等の自主的な活動が重要となります。町においては、町民の福祉に責任を負う公的な主体として、中長期を見据えたうえで地域課題やその優先順位を明確にするとともに、地域における多様な活動を支援し、総合的・包括的に福祉政策を推進していくことが基本的な役割となります。

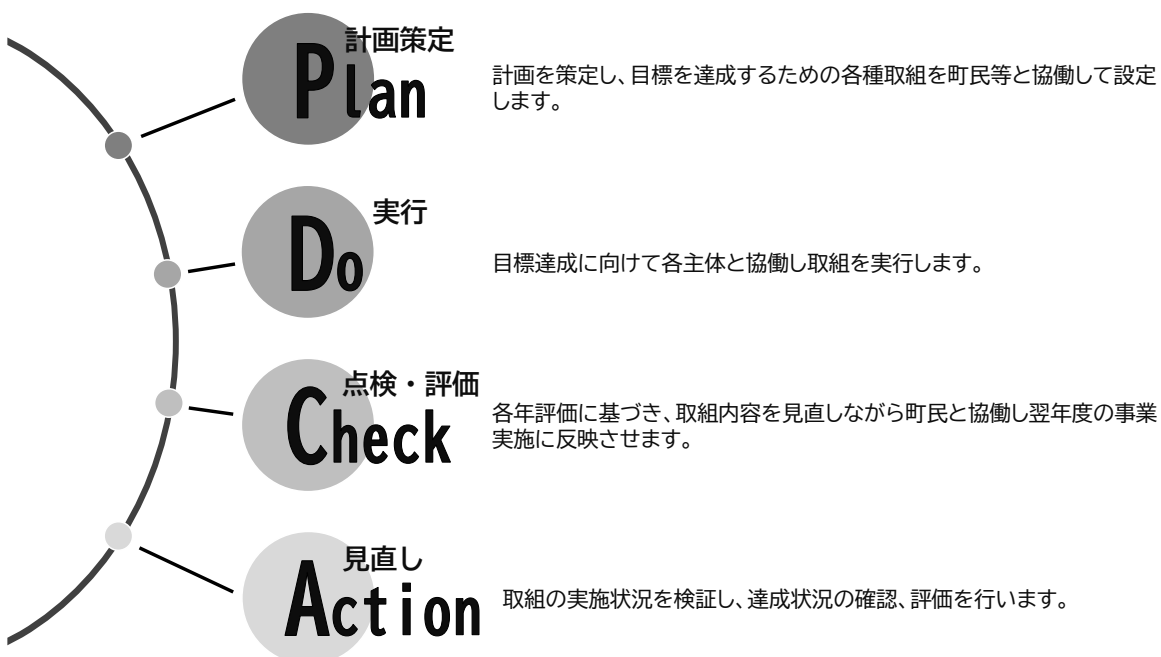
庁内においては、保健・福祉分野にとどまらず、教育、産業、防災、防犯等の関係各課と連携を図るとともに、地域社会においては、社会福祉協議会、団体・事業者等との連携・協働を図り、地域共生社会の構築に向けた基盤整備を推進していくことが求められます。

2 計画の進行管理

計画を着実に推進するため、福祉課が事務局となり、庁内の関係各課、社会福祉協議会及び関係機関・団体との相互連携・調整及び情報共有を図ります。

また、町を取り巻く社会経済情勢の変化等に適切かつ迅速に対応するため、本計画期間中に必要が生じた場合は、計画の推進途中であっても適宜、事業の点検・評価を行い、見直しを行います。

本計画の推進は、PDCAサイクルに基づいて実施します。P（Plan：計画策定）、D（Do：実行）、C（Check：点検・評価）、A（Action：見直し）の一連の流れで進めます。本計画期間終了時に本計画期間の取組の全体的な点検・評価を行い、次期計画を策定します。

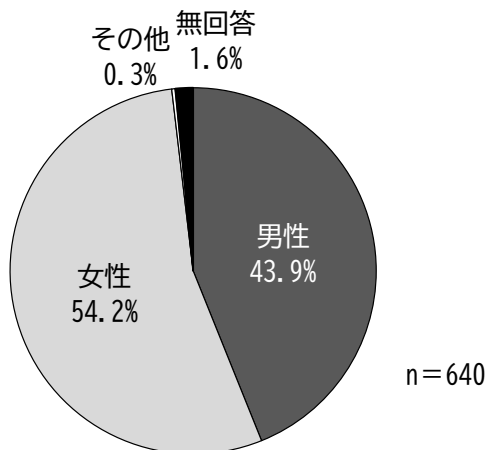


資料編

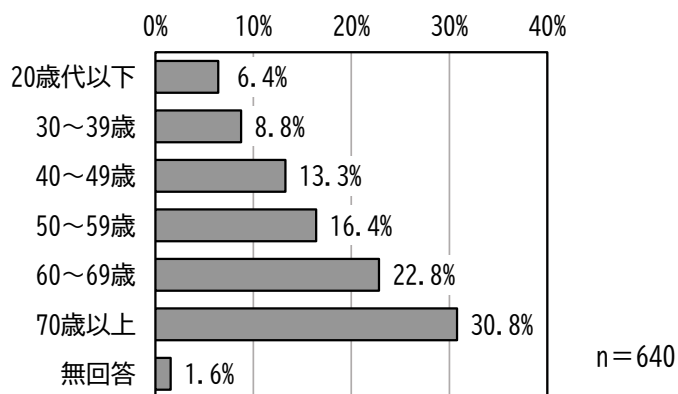
1 地域福祉に関するアンケート調査結果

■回答者自身について

問1 あなたの性別をお答えください。(○は1つ)

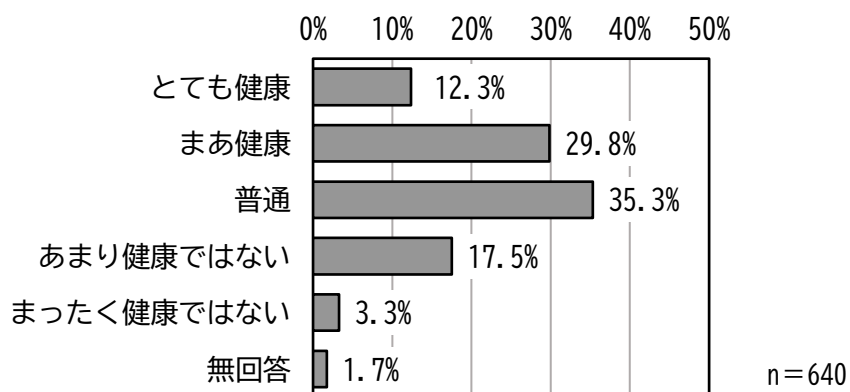


問2 あなたの年齢は、おいくつですか。(○は1つ)



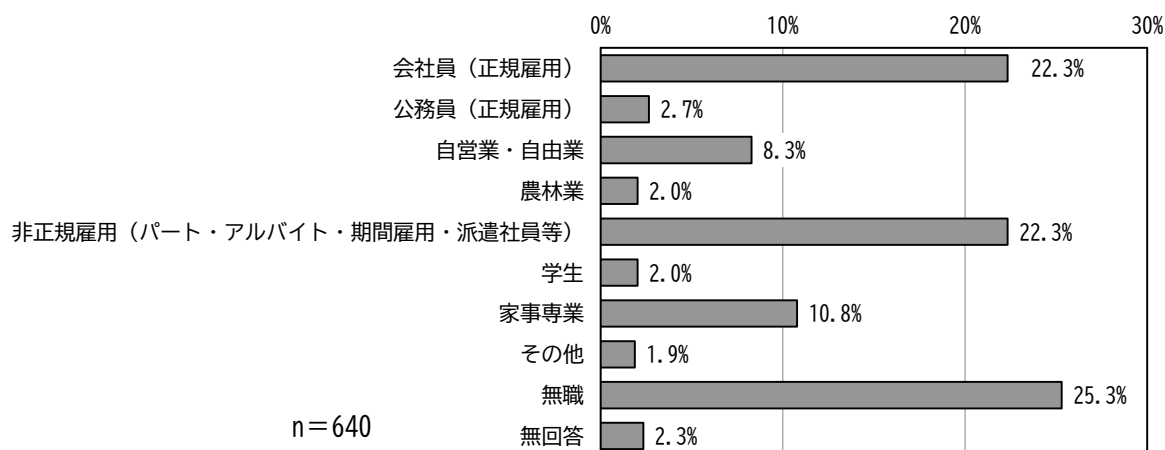
※小数点以下第2位以下を四捨五入しているため、合計値が100%とならないことがあります。

問3 あなたは、健康ですか。(○は1つ)



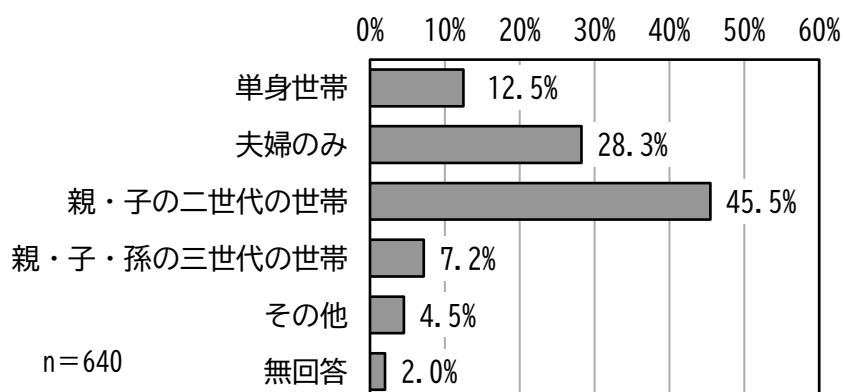
※小数点以下第2位以下を四捨五入しているため、合計値が100%とならないことがあります。

問4 あなたの主な職業は、どれになりますか。(○は1つ)

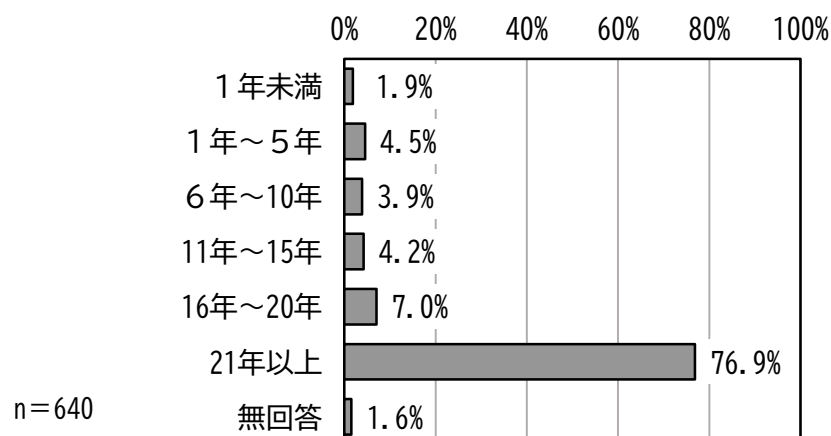


※小数点以下第2位以下を四捨五入しているため、合計値が100%とならないことがあります。

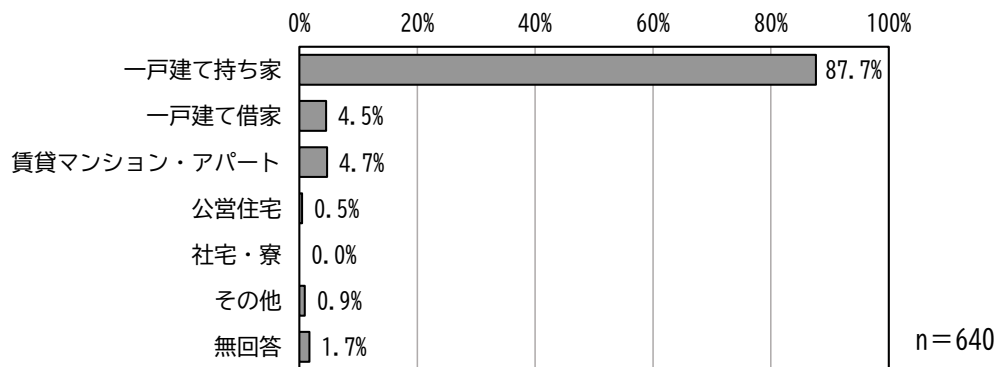
問5 あなたの家族構成は次のどれになりますか。(○は1つ)



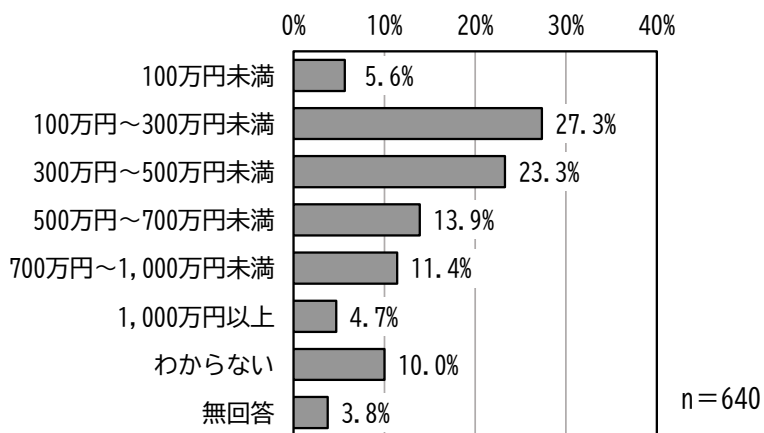
問6 あなたの寄居町での居住年数は、何年ですか。(○は1つ)



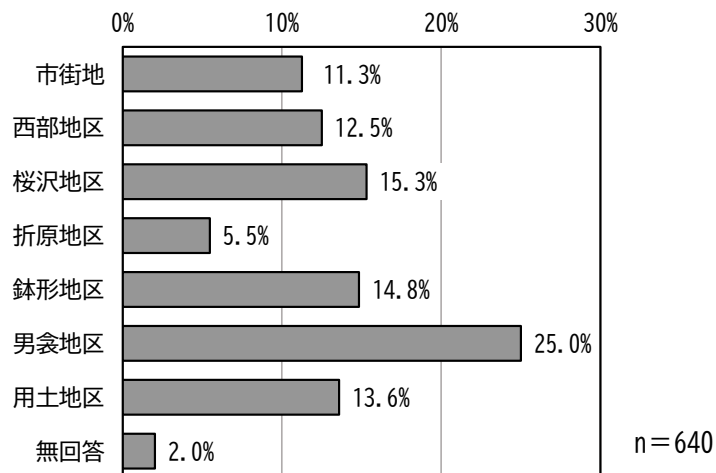
問7 あなたのお住まいの形態はどれになりますか。(○は1つ)



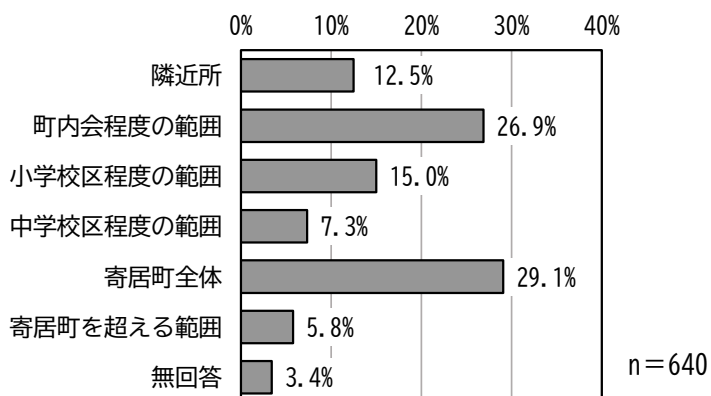
問8 あなたの世帯全体の年収は、おおよそどれになりますか。(○は1つ)



問9 あなたの寄居町での居住地区はどこですか。(○は1つ)

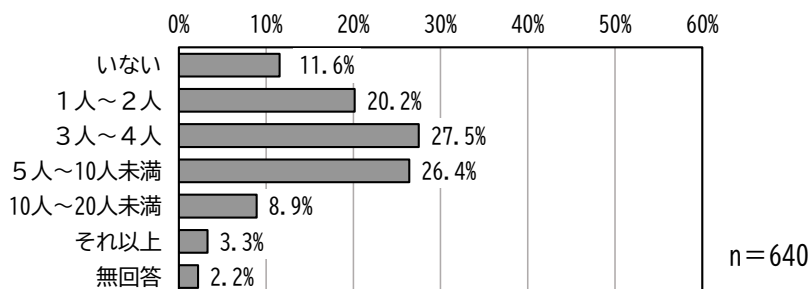


問10 あなたにとっての「地域」とは、どの程度の範囲ですか。(○は1つ)



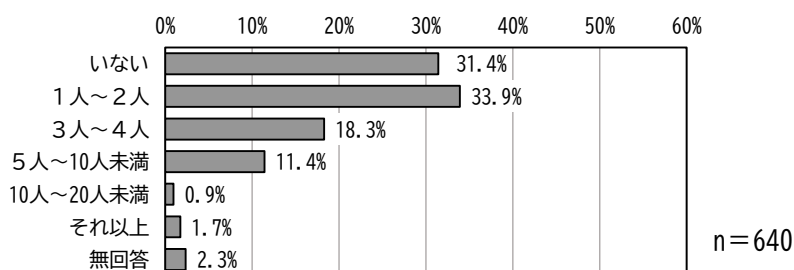
問11 あなたは、友人と呼べる人、頼りになる人を合わせて何人程度いますか。
(ア～ウについて、○はそれぞれ1つ)

(ア) 国内外全体で



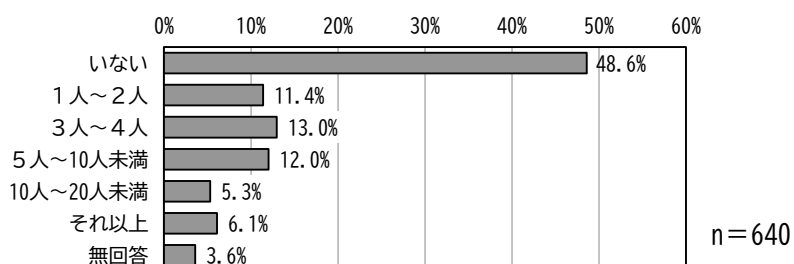
※小数点以下第2位以下を四捨五入しているため、合計値が100%とならないことがあります。

(イ) あなたにとっての「地域」内で



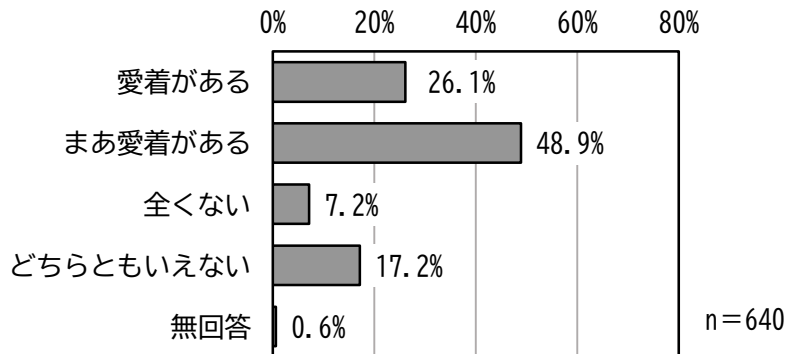
※小数点以下第2位以下を四捨五入しているため、合計値が100%とならないことがあります。

(ウ) ソーシャル・ネットワーキング・サービス (LINE (ライン)、Facebook (フェイスブック)、Instagram (インスタグラム) 等) で

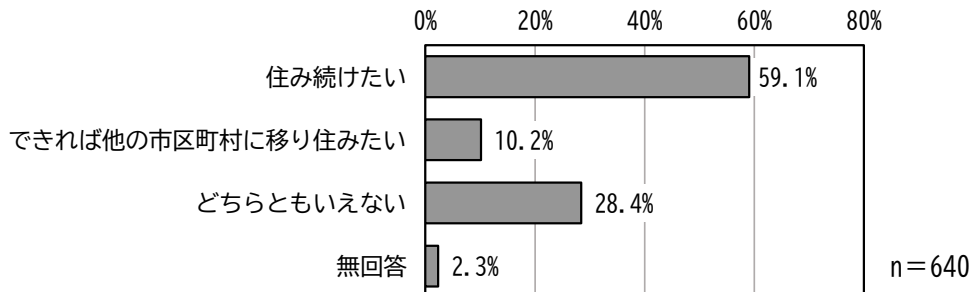


■寄居町での暮らしについて

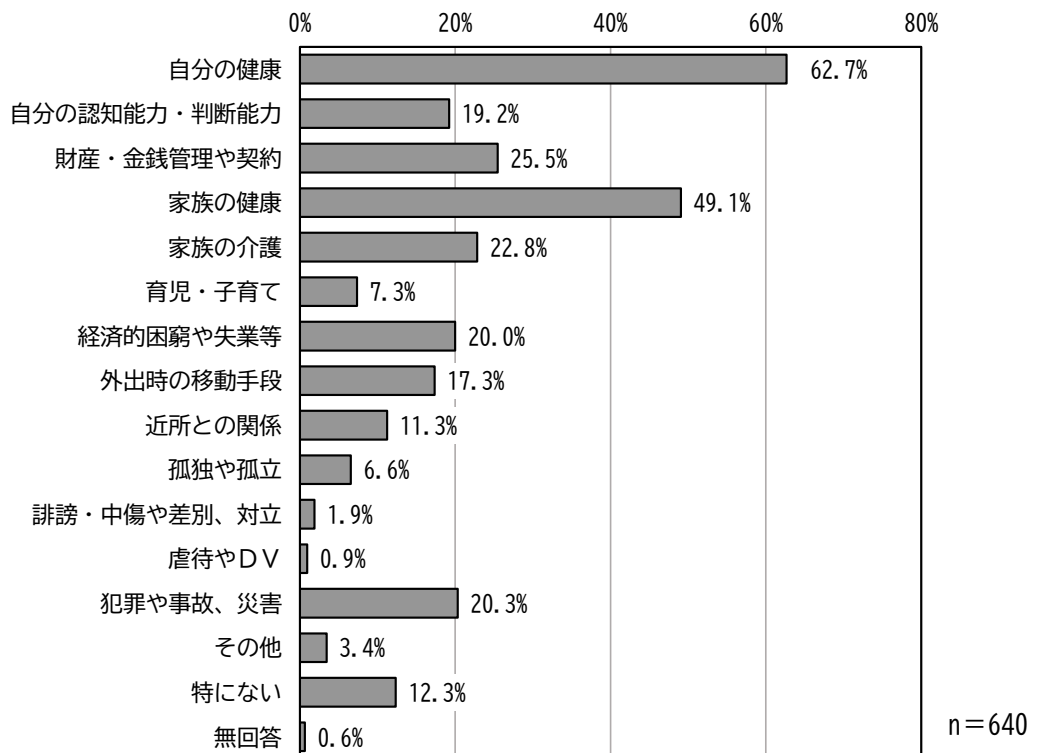
問 12 あなたは、寄居町に愛着を持っていますか。(○は1つ)



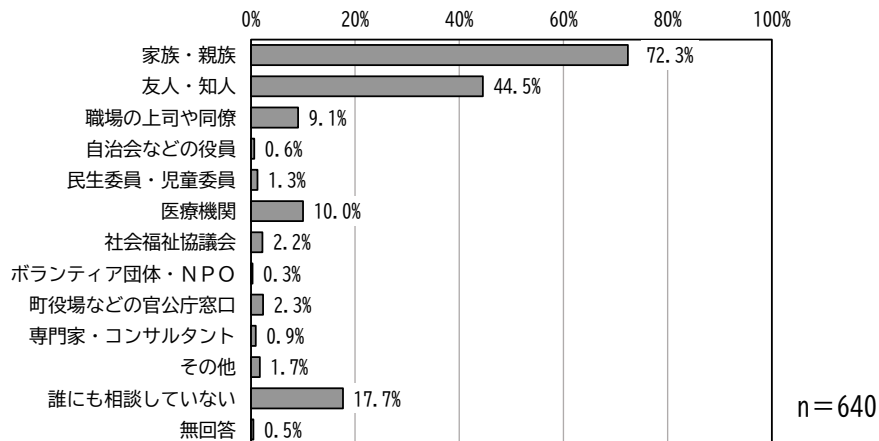
問 13 あなたは、今後も寄居町に住み続けたいですか。(○は1つ)



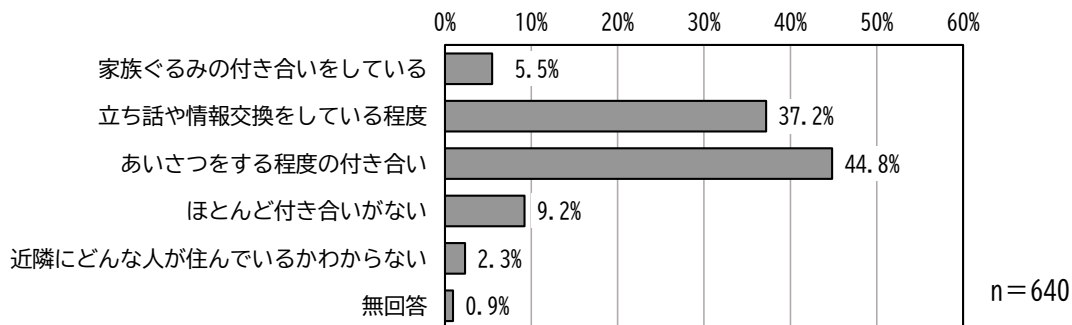
問 14 あなたは、日常生活でどのような不安や悩みがありますか。(○はいくつでも)



問 15 あなたは、悩みや不安について誰に、もしくはどこに相談していますか。(○はいくつでも)

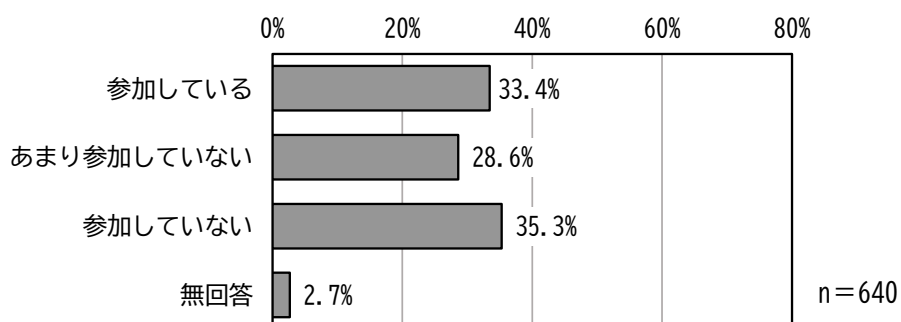


問 16 あなたは、ふだん近所の人と、どの程度の付き合いをされていますか。(○は1つ)



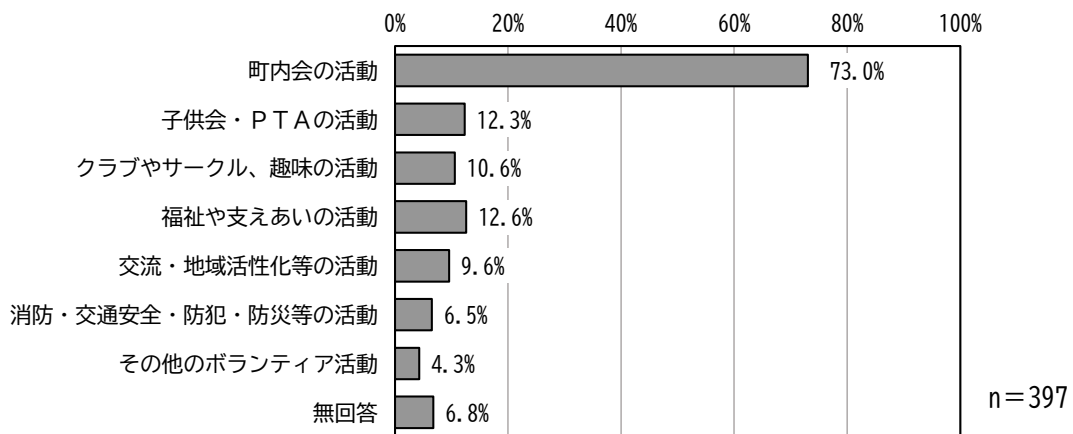
※小数点以下第2位以下を四捨五入しているため、合計値が100%とならないことがあります。

問 17 あなたは、町内の行事や活動に参加されていますか。(○は1つ)

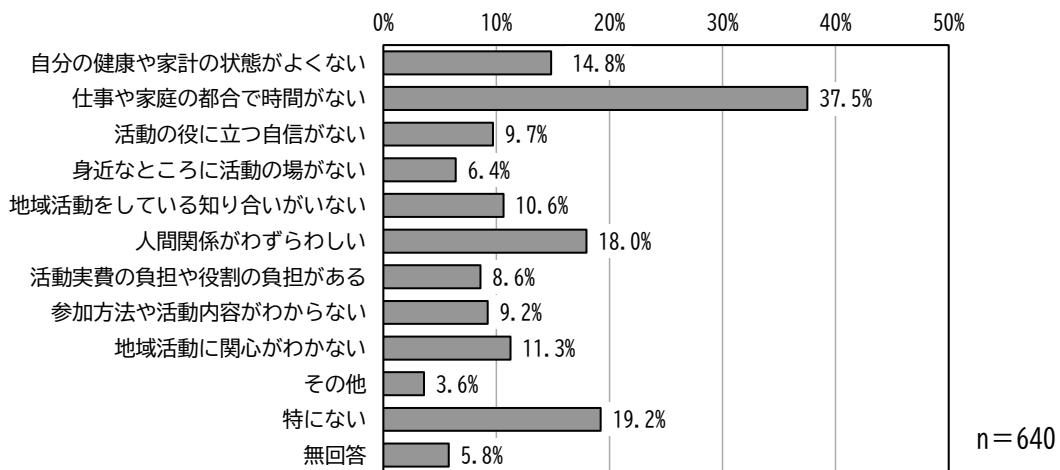


【問 17で「参加している」か「あまり参加していない」と回答された方】

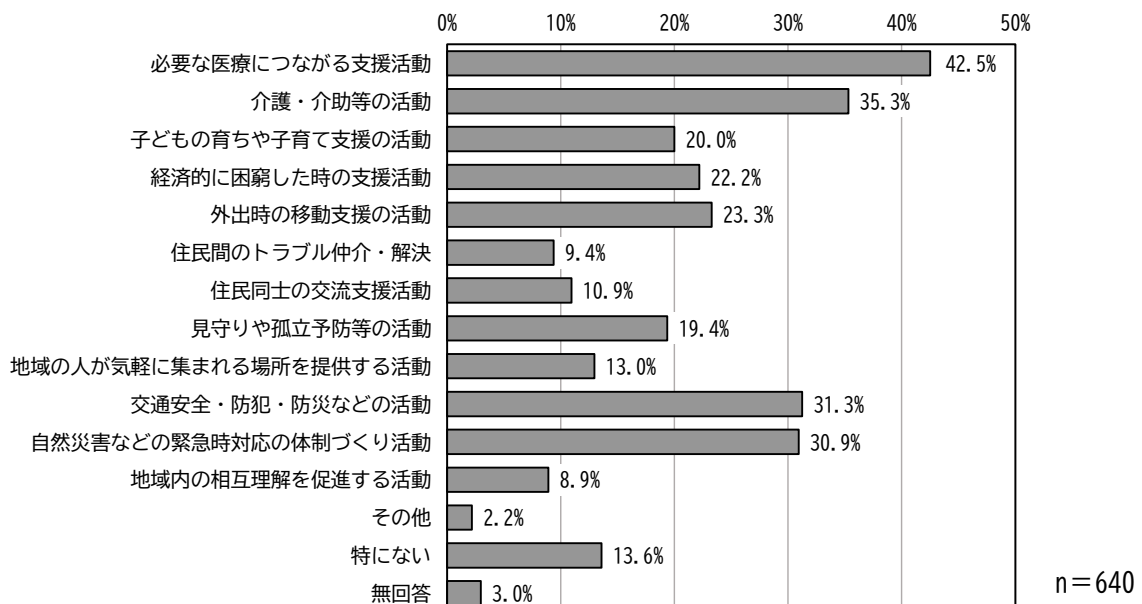
問 17-1 どのような活動に参加されていますか。(〇はいくつでも)



問 18 あなたが地域で活動する際に、支障になることなどがありますか。(〇はいくつでも)



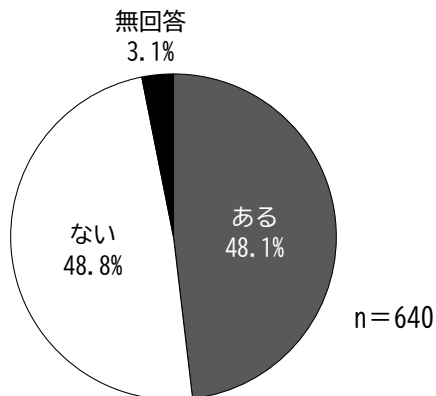
問 19 あなたが住んでいる地域の中で安心して暮らすためには、どのような活動を期待しますか。(〇はいくつでも)



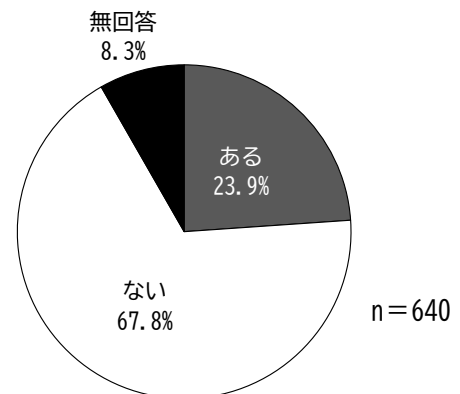
■ ボランティア活動について

問 20 あなたは、ボランティア活動に参加したことがありますか。(ア・イとも、○はそれぞれ1つ)

(ア) 生涯で

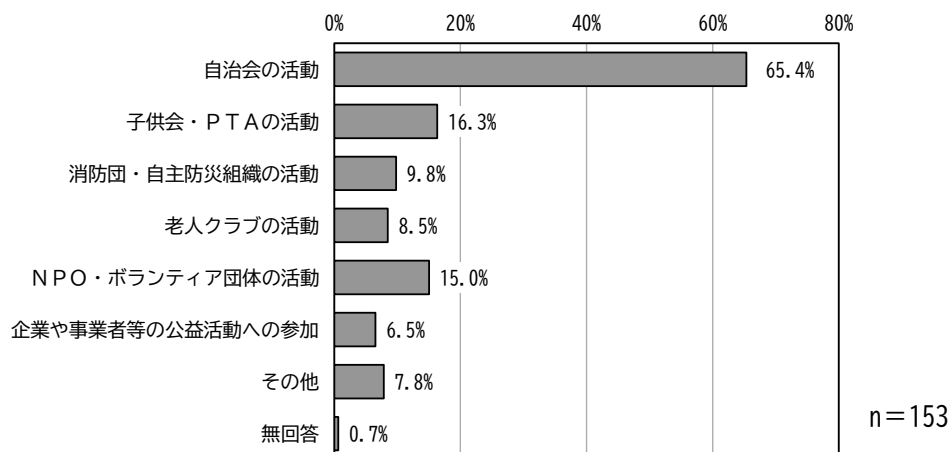


(イ) 最近1年間で

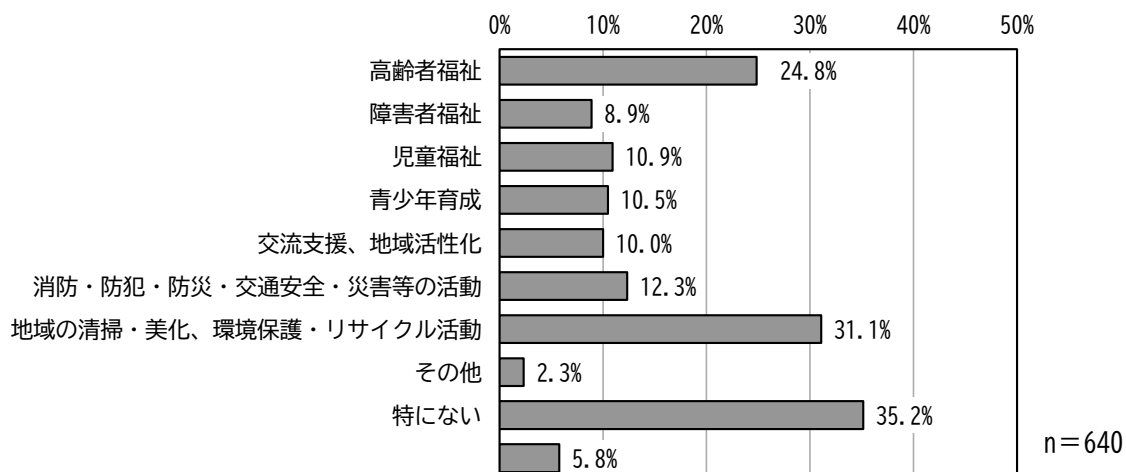


【問 20 (イ) 最近1年間で「ある」と回答した方】

問 20-1 どのようなボランティア活動に参加しましたか。(○はいくつでも)

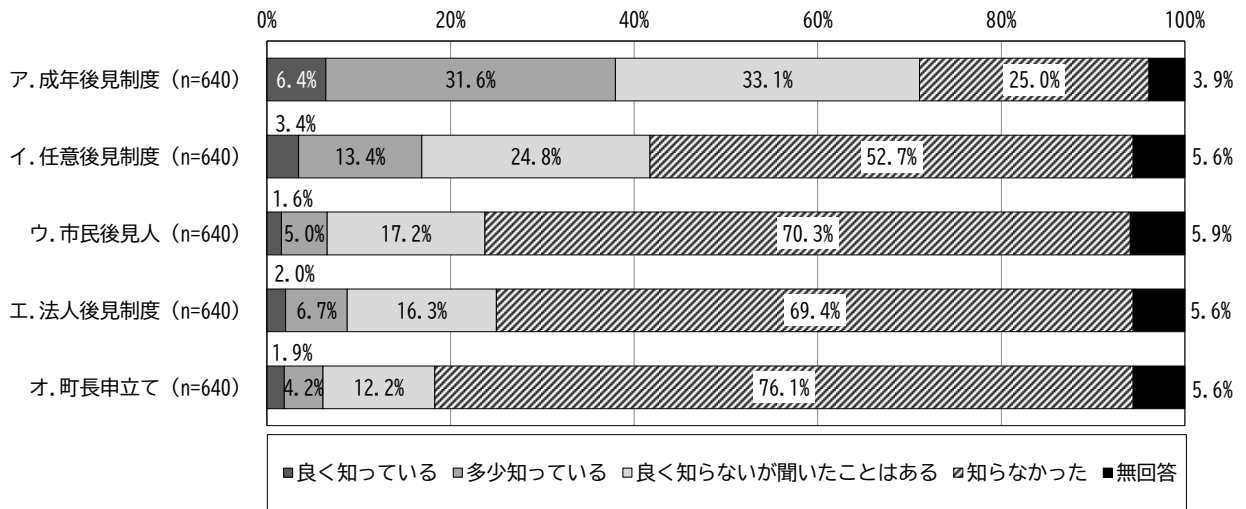


問 21 あなたが今後、参加したい福祉活動やボランティア活動、地域住民にできる支援活動はどんなことですか。(○はいくつでも)



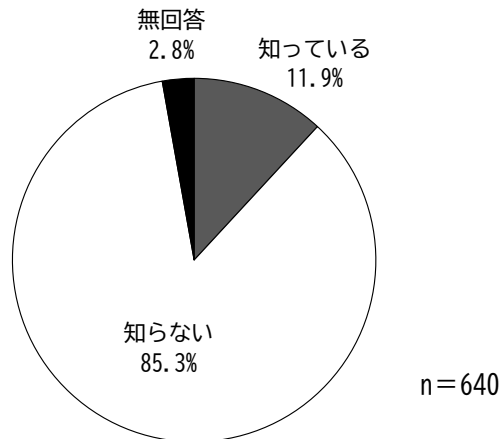
■成年後見制度について

問 22 あなたは、以下の制度等について知っていますか。(ア～オについて、○はそれぞれ1つ)

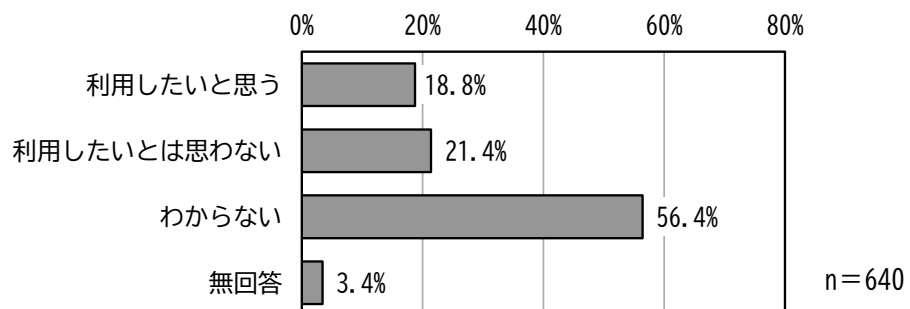


※小数点以下第2位以下を四捨五入しているため、合計値が100%とならないことがあります。

問 23 あなたは成年後見制度についての相談窓口を知っていますか。(○は1つ)

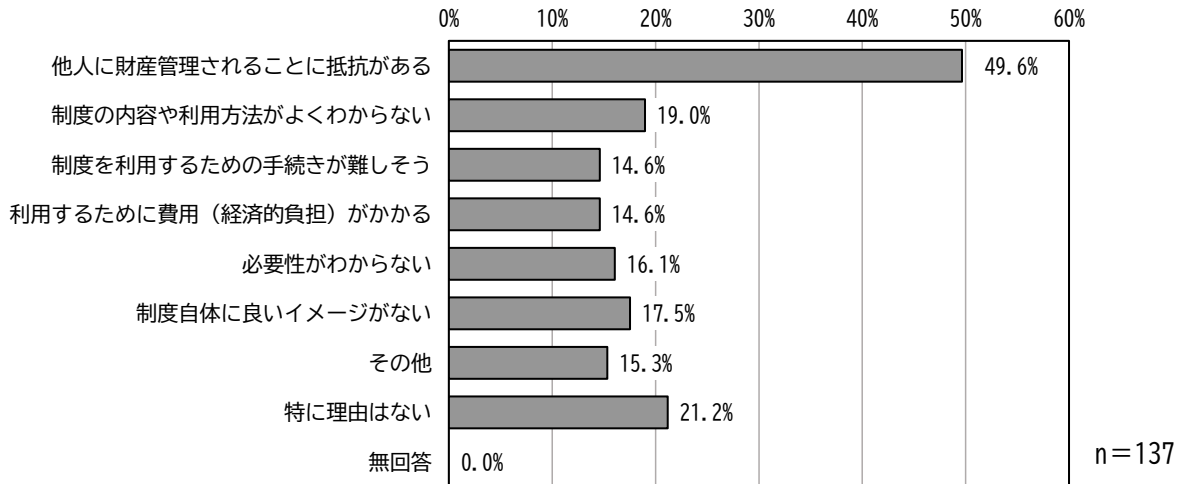


問 24 あなたは、将来的にあなた自身の判断能力が不十分となった場合、成年後見制度を利用したいと思いますか。(○は1つ)



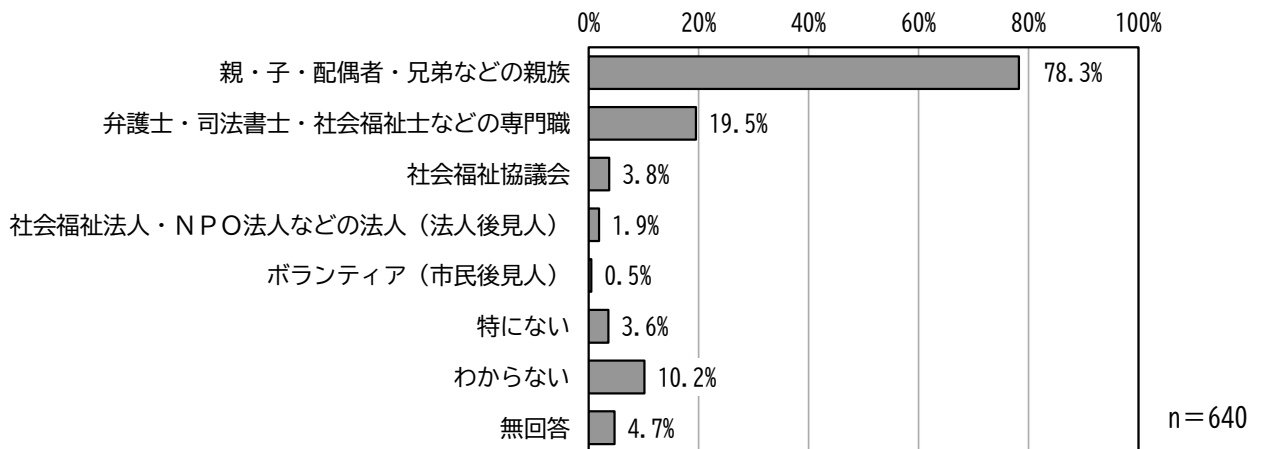
【問 24 で「利用したいとは思わない」と回答した方】

問 24-1 利用したいとは思わない理由はなんですか。(○はいくつでも)



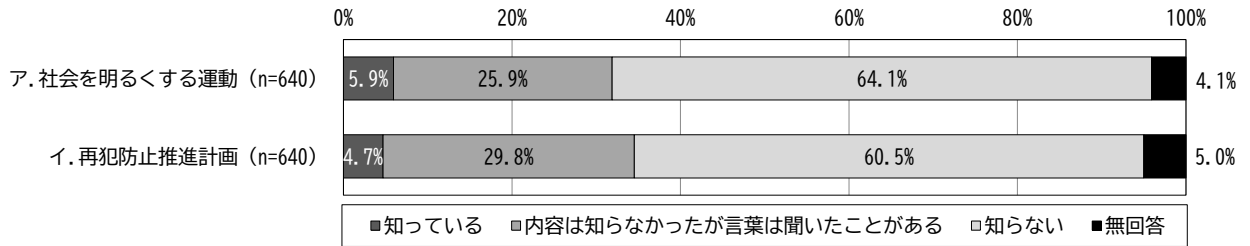
問 25 仮に将来、あなたが「成年後見制度」を利用する場合についてお伺いします。

後見人（あなたに代わってあなたの財産・金銭管理、契約等を行う人）は、誰になってもらいたいと思いますか。(○はいくつでも)

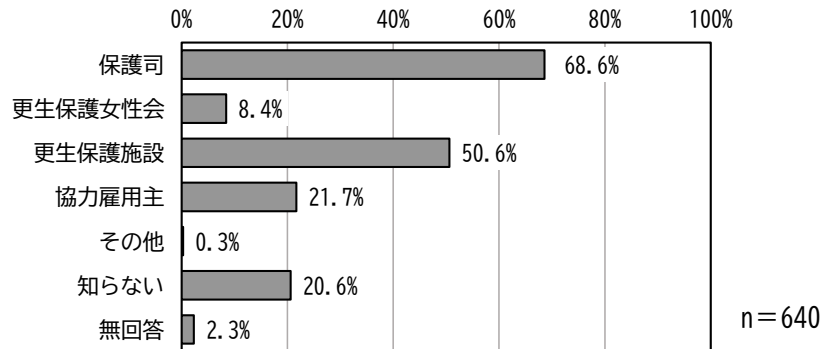


■再犯防止の取組について

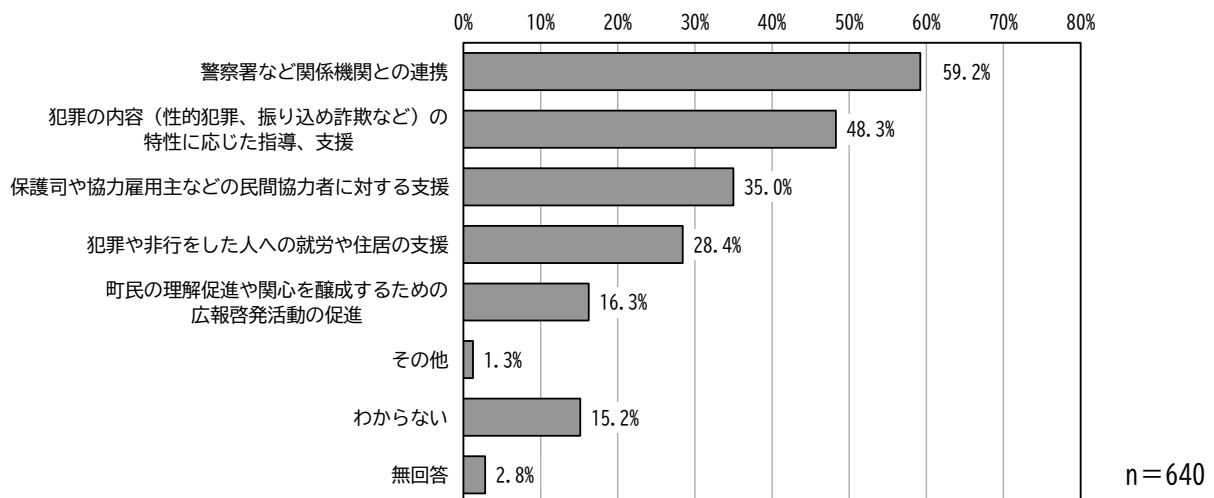
問 26 あなたは、以下のことがらについてどのくらい知っていますか。
(ア・イとも、○はそれぞれ1つ)



問 27 あなたは、犯罪をした人が立ち直り、再犯しないようにすることに協力する民間協力者として、次の方々がいることを知っていますか。(○はいくつでも)

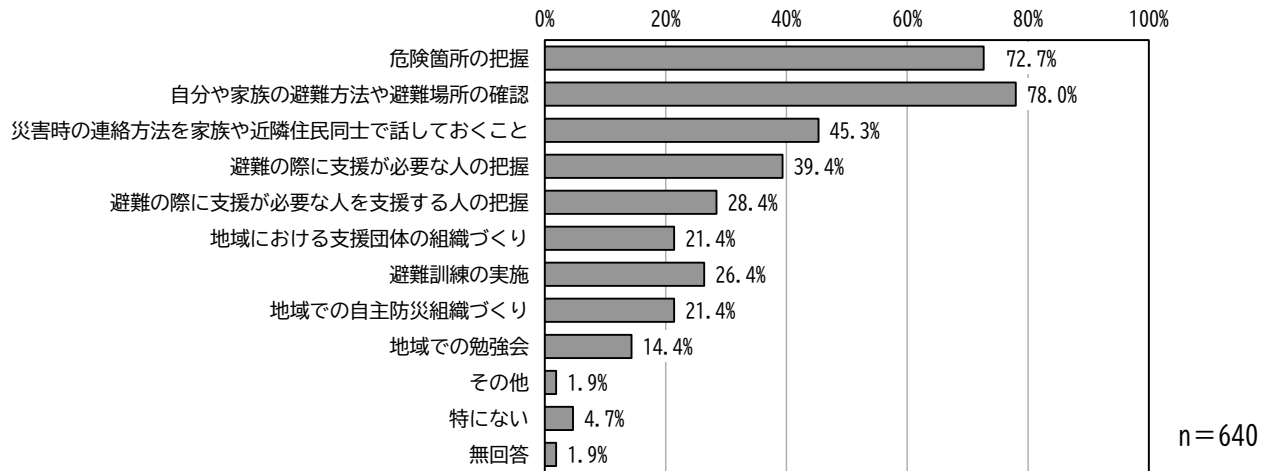


問 28 あなたは、再犯防止に関してどのような施策に力を入れていくべきだと思いますか。(○はいくつでも)

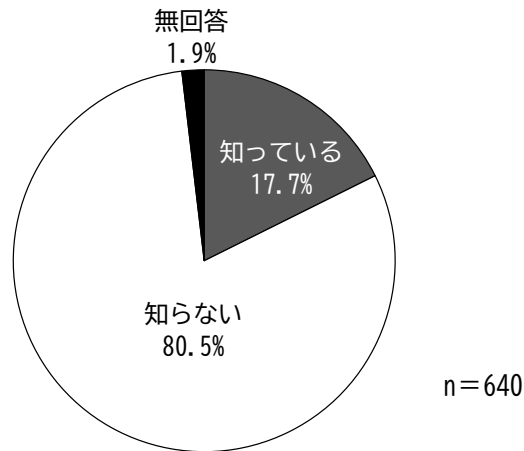


■防災の取組について

問 29 あなたは、災害時や緊急時の備えとして、どのようなことが重要だと思いますか。
(○はいくつでも)

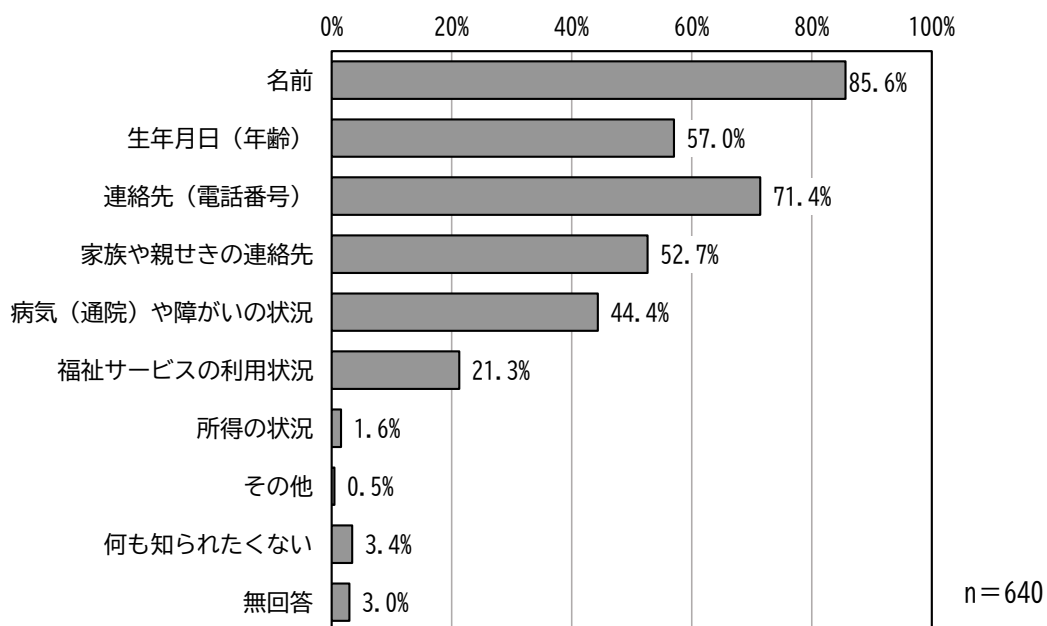


問 30 あなたは、災害時に高齢者や障害者が、要援護の対象者として登録される「避難行動要支援者制度（登録名簿）」を知っていますか。(○は1つ)



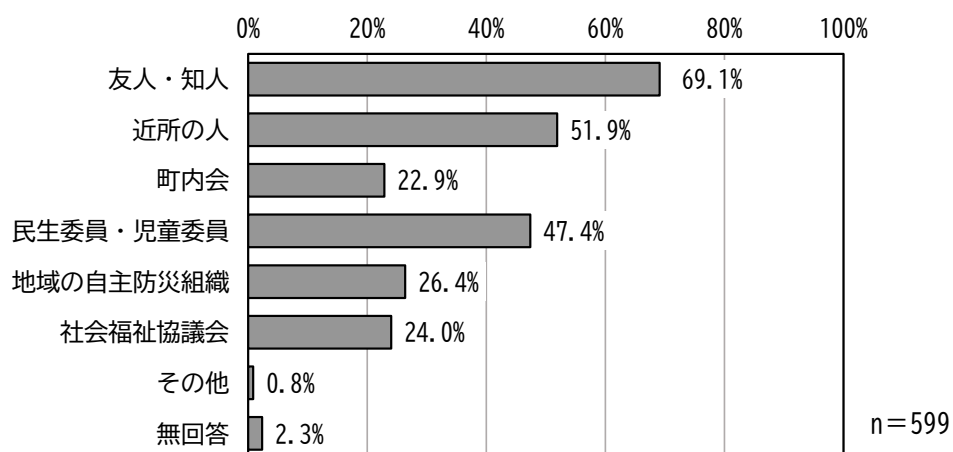
※小数点以下第2位以下を四捨五入しているため、合計値が100%とならないことがあります。

問 31 あなたが災害時などに地域の人から手助けしてもらうことになった場合に、事前にどのような情報であれば地域の人に知らせてもよいと思いますか。(〇はいくつでも)



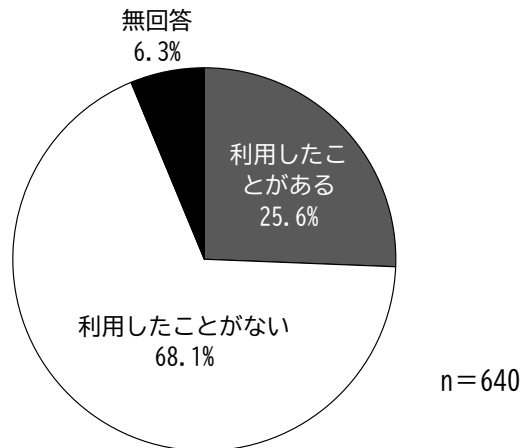
【問 31 で「名前」、「生年月日 (年齢)」、「連絡先 (電話番号)」、「家族や親せきの連絡先」、「病気 (通院) や障がいの状況」、「福祉サービスの利用状況」、「所得の状況」、「その他」のいずれかを回答した方】

問 31-1 どの範囲までなら知らせてもよいと思いますか。(〇はいくつでも)

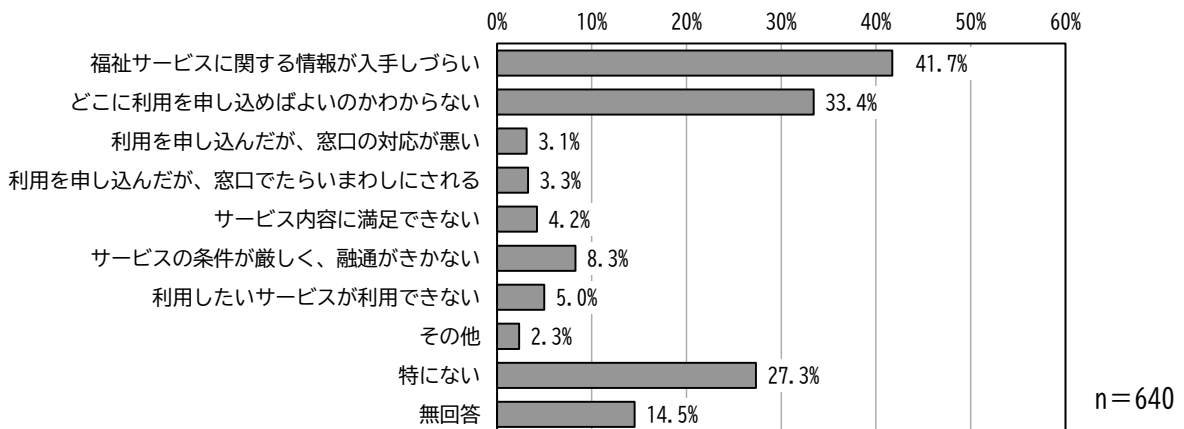


■町の福祉サービスについて

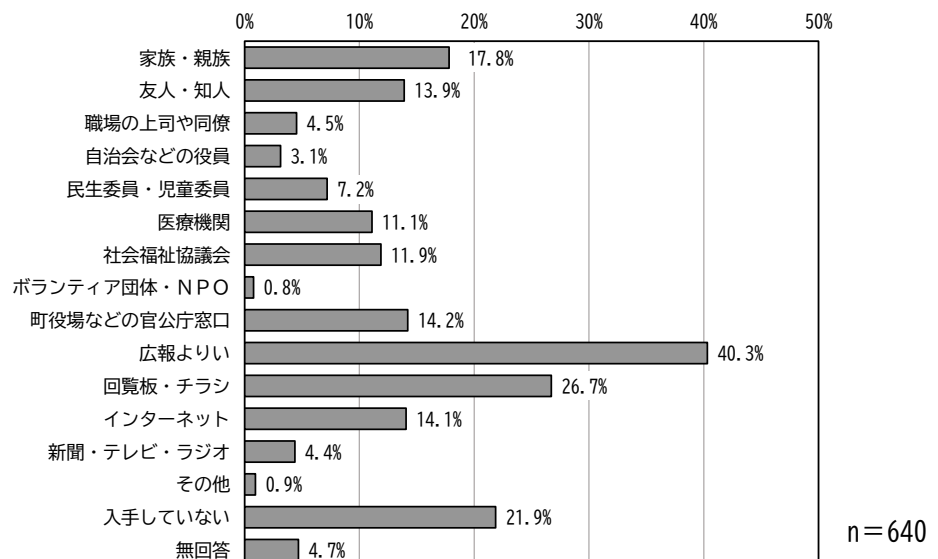
問 32 あなたやあなたの家族の中で、町の福祉サービスを利用したことがありますか。(○は1つ)



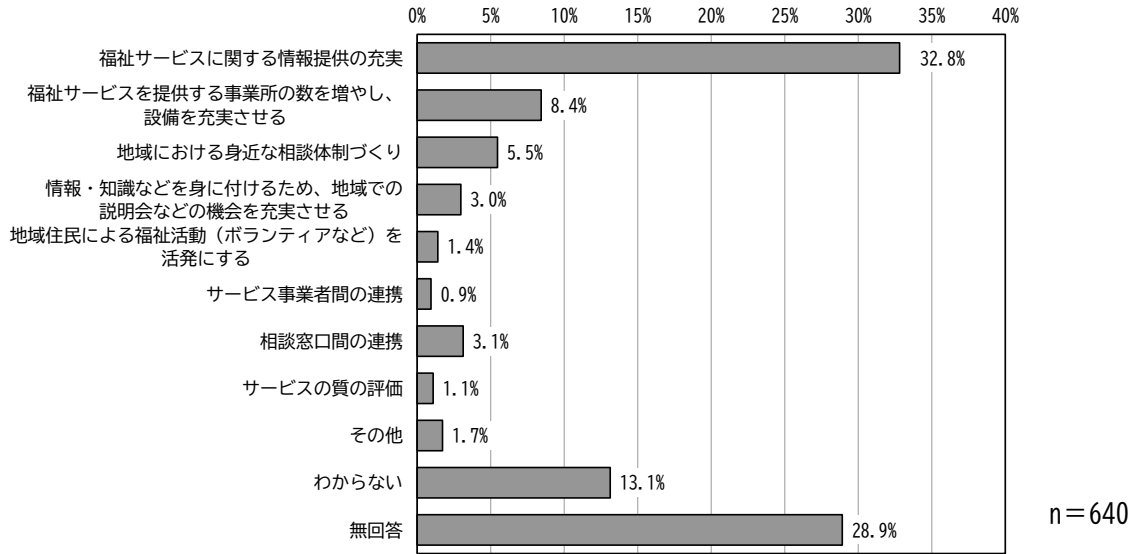
問 33 あなたは、町の福祉サービスにどのようなイメージがありますか。利用したことのある人は利用した際の経験を踏まえてお答えください。(○はいくつでも)



問 34 あなたは、福祉サービスの情報をどこから入手していますか。(○はいくつでも)

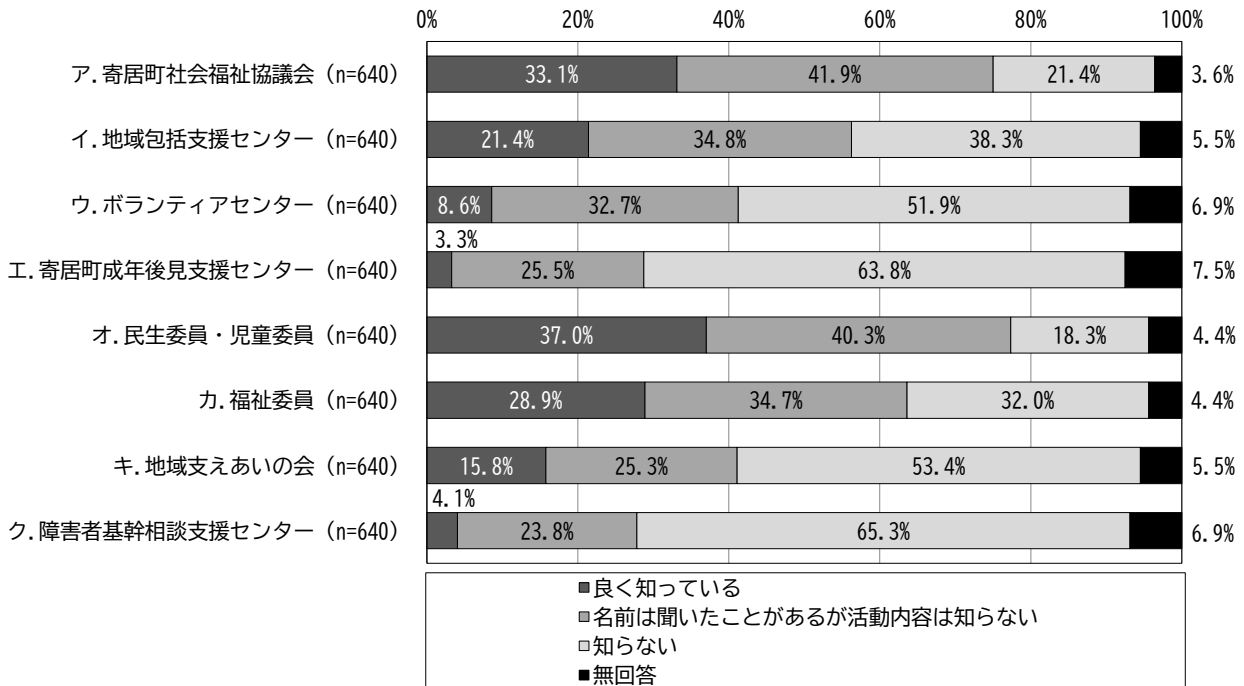


問 35 あなたは、福祉サービスを充実させるために、何が最も必要だと思いますか。(○は1つ)



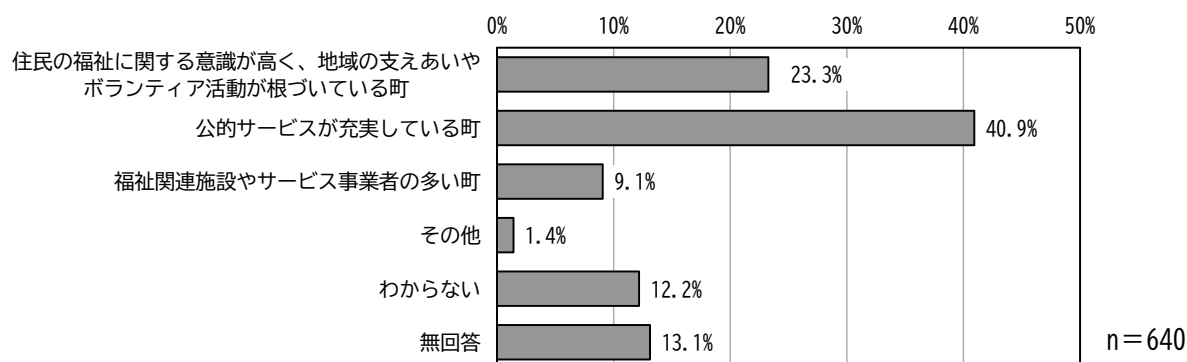
※小数点以下第2位以下を四捨五入しているため、合計値が100%とならないことがあります。

問 36 あなたは、町内の福祉活動の拠点や担い手を知っていますか。
(ア～クについて、○はそれぞれ1つ)

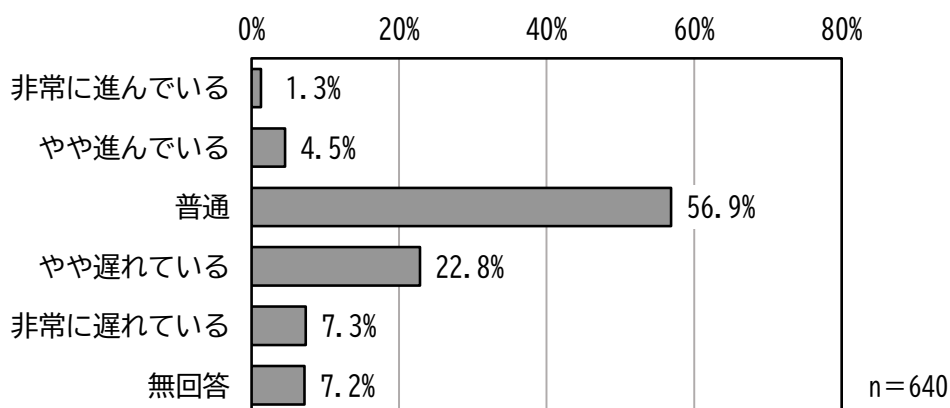


※小数点以下第2位以下を四捨五入しているため、合計値が100%とならないことがあります。

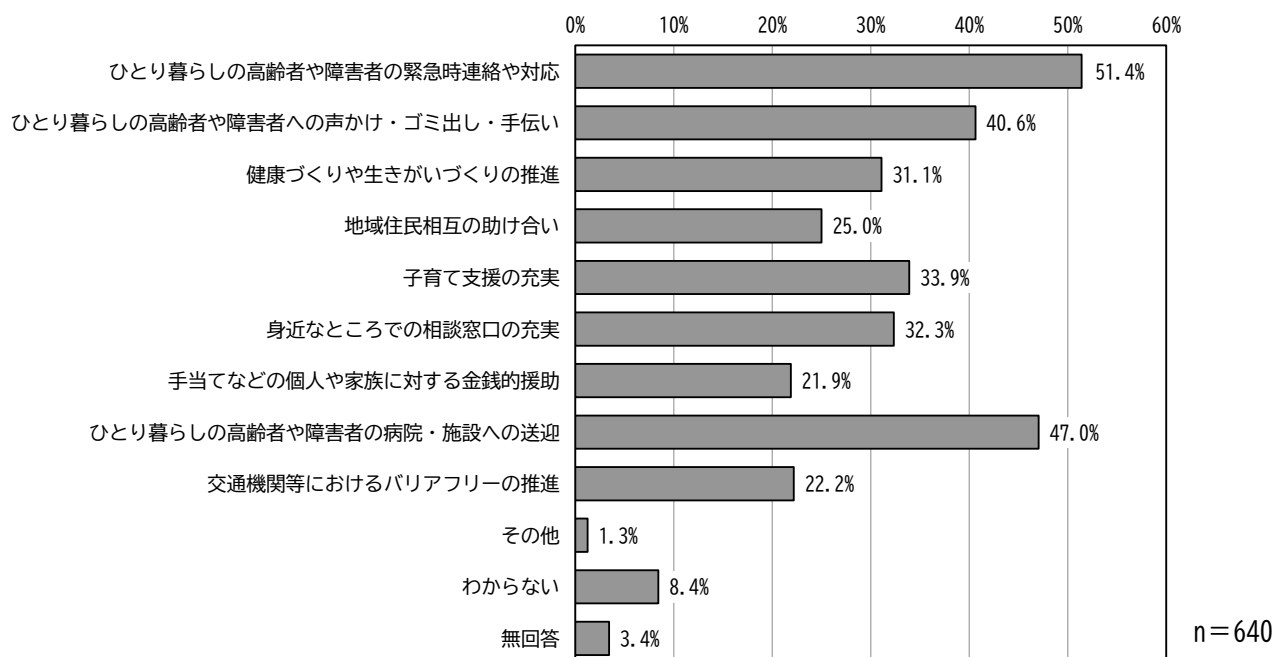
問 37 あなたは、福祉水準の高い（福祉が充実している）町とは、どのような町だと思いますか。
（○は1つ）



問 38 あなたは、現在の寄居町の福祉水準についてどのように感じますか。（○は1つ）



問 39 あなたは、今後、地域福祉推進のため、どのような福祉活動をしたらよいと思いますか。
（○はいくつでも）



2 寄居町地域福祉計画等策定委員会設置要綱

制定 令和2年3月27日 告示第48号

改正 令和3年3月25日 告示第33号

(設置)

第1条 町は、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める地域福祉計画及びその他の関連する計画（以下「計画等」という。）を策定するため、寄居町地域福祉計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 計画等の策定に関すること。
- (2) その他計画等の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 司法・福祉専門職等関係者
- (3) 社会福祉等関係団体の代表者
- (4) 町職員

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉主管課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

3 寄居町地域福祉計画等策定委員会委員名簿

NO.	選出区分		職名	氏名	備考
1	1号	学識経験者	立正大学名誉教授	稲葉 一洋	委員長
2	2号	老人クラブ連合会	会長	大野 順一	副委員長
3		民生委員・児童委員協議会	会長	吉田 豊	
4		福祉委員	平倉区代表福祉委員	倉林 雅美	
5		地域支えあいの会	用土6区地域支えあいの会 会長	鈴木 茂	
6	3号	ボランティアセンター	ボランティア代表者会議代表	萩原 由江	
7		地域包括支援センター	埼玉よりい病院管理者	田口 英明	
8		基幹相談支援センター	センター長	新井 朋子	
9		成年後見支援センター	主査	堀口 昌吾	
10		社会福祉協議会	事務局長	高橋 敦子	
11		社会福祉施設	栄寿会あきやま苑 施設長	馬場 裕史	
12		身体障がい者福祉会	会長	鳥塚 幹夫	
13	4号	子育て支援課	課長	井上 剛	

4 寄居町地域福祉計画等策定庁内検討委員会設置要綱

制定 令和7年5月9日 訓令第8号

(設置)

第1条 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める地域福祉計画、高齢者保健福祉計画及び障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画（以下「地域福祉計画等」という。）を策定するに当たり、庁内の連携を図り必要な事項を検討するため、寄居町地域福祉計画等策定庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 地域福祉計画等の策定に関すること。
- (2) 庁内の連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、地域福祉計画等の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内検討委員会は、職員のうちから町長が任命した者をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が別に定める期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 庁内検討委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、地域福祉計画等を所管する課の委員をもって充て、副委員長は、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 3 委員長は、庁内検討委員会を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 庁内検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

(関係者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者を出席させることができる。

(庶務)

第8条 庁内検討委員会の庶務は、地域福祉計画等を所管する課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

別表

	課名
1	企画財政課長
2	自治防災課長
3	町民課長
4	子育て支援課長
5	健康づくり課長
6	人権推進課長
7	生活環境エコタウン課長
8	産業振興企業誘致課長
9	まちづくり整備課長
10	教育指導課長
11	福祉課長

5 寄居町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置及び目的)

第1条 寄居町における地域福祉活動の推進のために、寄居町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(委員会の任務)

第2条 委員会は、寄居町の地域福祉活動に関する調査研究を行うとともに、地域福祉活動計画の立案に関する事項について協議するものとする。

(委員会の構成及び任期)

第3条 委員会は委員13名以内で組織し、次に掲げる機関等を構成する者の中から社会福祉法人寄居町社会福祉協議会（以下「社協」という。）会長が委嘱する。

(1)学識経験者

(2)司法・福祉専門職等関係者

(3)社会福祉等関係団体の代表者

(4)町及び社会福祉協議会職員

2 委員の任期は、第2条に規定する事務終了までの期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長の選出等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選によって選出する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長事故あるときは職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明または意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、寄居町福祉課及び社協事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。

6 寄居町地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

NO.	選出区分		職名	氏名	備考
1	1号	学識経験者	立正大学名誉教授	稲葉 一洋	委員長
2	2号	老人クラブ連合会	会長	大野 順一	副委員長
3		民生委員・児童委員協議会	会長	吉田 豊	
4		福祉委員	平倉区代表福祉委員	倉林 雅美	
5		地域支えあいの会	用土6区地域支えあいの会 会長	鈴木 茂	
6	3号	ボランティアセンター	ボランティア代表者会議代表	萩原 由江	
7		地域包括支援センター	埼玉よりい病院管理者	田口 英明	
8		基幹相談支援センター	センター長	新井 朋子	
9		成年後見支援センター	主査	堀口 昌吾	
10		社会福祉施設	栄寿会あきやま苑 施設長	馬場 裕史	
11		身体障がい者福祉会	会長	鳥塚 幹夫	
12	4号	子育て支援課	課長	井上 剛	
13		福祉課	課長	町田 理嘉	

7 計画策定の経過

日付		内容
令和7(2025)年	7月14日 ～7月30日	アンケート調査実施（町民から無作為に1,800人抽出）
	8月26日	第1回寄居町地域福祉計画等策定庁内検討委員会開催
	8月27日	第1回寄居町地域福祉計画等策定委員会開催 第1回寄居町地域福祉活動計画策定委員会開催
	9月24日	第2回寄居町地域福祉計画等策定庁内検討委員会開催
	10月9日	政策会議
	11月5日	第2回寄居町地域福祉計画等策定委員会開催 第2回寄居町地域福祉活動計画策定委員会開催
	12月2日	寄居町議会全員協議会（計画案の説明）
	12月19日	寄居町議会全員協議会（計画案に対する意見聴取）
	12月11日 ～1月9日	パブリック・コメント実施
令和8(2026)年	1月14日	第3回寄居町地域福祉計画等策定庁内検討委員会開催
	1月19日	政策会議
	2月3日	第3回寄居町地域福祉計画等策定委員会開催 第3回寄居町地域福祉活動計画策定委員会開催

8 用語解説

【 あ行 】

アウトリーチ

支援が必要であるにもかかわらず自ら申し出ない、または申し出せない人々に対して、福祉専門職などを置く相談機関などが手を差し伸べるように積極的に働きかけて支援や情報を届けることです。

赤い羽根共同募金

企業や地域住民などの協力によって、集められた募金を活用し福祉施設などへの助成だけでなく、社会福祉協議会へ助成され、町内福祉事業の財源となっています。

移動支援

移動が困難な方々に対して地域生活のサポートを行う福祉サービスです。具体的には、医療機関受診などの外出時の支援を提供します。

インクルーシブ

「包摂的な」、「包括的な」、「すべてを包み込む」を意味します。さまざまな背景を持つあらゆる人が排除されないことを目指す社会の理念です。障害の有無や国籍、年齢、性別などに関係なく、違いを認め合い、共生していくことを重視します。

【 か行 】

クラウドファンディング

インターネット等を介して行われている不特定多数の人から資金調達することです。

権利擁護

高齢者をはじめとする支援が必要な人たちの権利や尊厳を守り、その人らしい生活を支えることです。

更生保護

犯罪を犯した人や非行のある未成年者が社会の一員として立ち直るための支援活動です。目的として、犯罪を犯した人や非行のある未成年者が、実社会で健全な一員として更生するために、指導監督や補導援護を行います。また、保護観察、応急の救護、仮釈放、生活環境の調整、恩赦などが更生保護の一環として行われます。

更生保護女性会

地域社会から犯罪や非行をなくし、犯罪を犯した人たちの更生を支援することを目的としたボランティア団体です。

【 さ行 】

市民後見人

弁護士や司法書士などの資格をもたない、親族以外の市民による成年後見人等です。養成講座を受講し、日常生活自立支援事業などの支援員として一定の経験のある方が登録されます。市町村の成年後見制度に関する相談機関の支援を受けて後見業務を適正に担います。

自立支援

高齢者や障害のある方が、自らの力を可能な限り活用しながら、自らでは解決できない課題に対して福祉サービスなどを利用しサポートすることです。

重層的支援体制整備事業

地域住民が抱える複雑化・複合化した課題や、既存の制度の狭間にある課題に対応するため、市町村が包括的な支援体制を整備する事業です。高齢や障害、子ども、生活困窮など課題が複雑化・複合化している場合に既存の相談支援体制だけで対応するのではなく、分野横断的に支援を実施し、地域全体で包括的に受け止める体制づくりを目指しています。

就労支援

「一般就労」と「福祉的就労」があり、「就労」という人間にとってかけがえのない営みをそれぞれの状況に即して実現できるよう支援することです。

障害者手帳

「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」の3種の手帳を総称した一般的な呼称です。

生活支援・介護予防体制整備推進協議会

地域で安心して暮らしていくために、地域住民として自分たちには何ができるのかを話し合い、できるだけ介護を必要とする状態にならないよう、生活支援の活動を実施しています。町内全域を対象とする第1層協議会と公民館単位を対象とする第2層協議会があります。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援や介護予防サービスの基盤を整備するために生活支援・介護予防体制整備推進協議会の第1層協議会や第2層協議会と調整を行う専門職です。高齢者が地域で元気に生活できるように、第2層協議会による生活支援サービスが展開され、住民組織や関係団体との調整役を果たします。

生活保護

資産や能力などすべてを活用してもなお生活に困窮する方に対し、収入状況と身体状態に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障することです。

成年後見制度

知的障害や精神障害、認知症などによって判断能力の不十分な成年者を保護するため、家庭裁判所が選任した成年後見人などが、本人の意思を尊重しながら、必要に応じて本人に代わり福祉サービス利用の契約手続きや財産管理などを行い、本人が安心して生活できるよう支援する制度のことです。

ソーシャルインパクトボンド

行政、社会的事業者（企業・NPO）、資金提供者等が連携して社会問題の解決を目指す成果志向の取組のことです。成果の達成により行政から資金提供者に報酬が支払われます。

ソーシャルビジネス

社会課題をビジネスの手法で解決しようとする取組のことです。

【 た行 】

ダブルケア

家庭において、育児と親や親族の介護を同時に担うことです。晩婚化などによって、ダブルケアは生じやすくなっています。

地域共生社会

地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指します。この概念は、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域のあらゆる方が「我が事」として捉え、協力と連携を重視し、地域全体で課題を解決することを目指しています。

地域コミュニティ

地域住民相互の結びつきによって、地域性に応じて交流を図る集団のことです。

地域支えあいの会

町内 67 の行政区すべてで組織されている会で、地域内での福祉に関する情報共有や活動が継続的に展開されています。

地域包括ケアシステム

高齢者の支援を目的とした総合的なサービスを地域で提供する仕組みです。介護、医療、住まい、生活支援などを一体として、地域の声を反映させながら持続可能で包括的に受けられるようにすることを目指しています。このシステムは高齢者に限らず、あらゆる地域住民に対しても共有できる考え方です。

地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関のことです。

【 な行 】

日常生活自立支援事業

知的障害や精神障害、認知症などによって判断能力に不安のある方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき福祉サービスを利用するための援助を行う事業です。県内では「あんしんサポートねっと」の名称で呼ばれ、福祉サービス利用契約などを本人が手続きできるように支援します。成年後見制度と異なり、本人に代わって契約などの手続きを行うことはできません。

任意後見制度

成年後見制度の中の制度です。自身が将来に判断能力が低下した時に備えて、専門職や親族など、支援してほしい方を指名しておく制度です。利用するには公証役場で公正証書として書類を作っておく必要があります。

【 は行 】

8050（ハチマルゴウマル）問題

80代の親（高齢者）が同居している50代の子ども（中高年）の生活を経済的に支えている状況があります。

避難行動要支援者名簿

災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障害者などの避難行動要支援者について、町が作成し、町や各行政区などにおいて活用する名簿です。この名簿は、災害時の避難行動支援に関する取組を促進するために設けられています。

福祉委員

地域での福祉に関する課題を発見し、民生委員・児童委員などの地域の人たちと共に見守り活動を展開していく地域ボランティアのことです。見守り活動の他にも、各行政区内の高齢者などの交流を図るサロン活動を実施いただいています。他市町村にはない寄居町独自の事業です。

フードドライブ

家庭で余っている食品を学校や職場などに持ち寄り、食べ物を必要とする団体や施設に寄付する活動のことです。この取組は、食品ロスを減らすだけでなく、生活に困窮する世帯の支援につながります。

フードバンク

フードドライブによって企業から寄贈された食品を生活に困窮する世帯へ提供しています。地域住民の方からも食品の寄贈をいただいています。

フードパントリー

食品を無料配布する活動で、地域住民に協力いただく社協会費や赤い羽根共同募金などを財源に、生活困窮に陥りやすいひとり親世帯への支援活動として町社会福祉協議会で実施しています。

プロボノ

仕事を通じて培った知識やスキル、経験を活用して社会貢献するボランティアやその活動のことです。

法人後見人

法人が成年後見人などになり、個人で成年後見人などに就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の支援を行うことです。一般的に、法人後見では、法人の職員が担当者となり成年後見制度に基づく後見業務を行います。

保護司

犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、法務大臣から委嘱される非常勤の国家公務員です。

【 ま行 】

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員で、ボランティアとして活動しています（任期は3年、再任可）。また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされています。

【 や行 】

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合に、本来大人が担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っている児童や学生のことです。

埼玉県条例では、「高齢、身体上、精神上的の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話、その他の援助を提供する者(ケアラー)のうち、18歳未満の者」と定めています。

【 わ行 】

ワーキングプア

就労により得ている収入の水準が低く生活が困難な労働者のことです。

第3期寄居町地域福祉計画・地域福祉活動計画

寄居町成年後見制度利用促進基本計画

寄居町再犯防止推進計画

令和8（2026）年3月

発行：寄居町・寄居町社会福祉協議会

[寄居町]

〒369-1292 埼玉県大里郡寄居町大字寄居 1180 番地 1

TEL 048-581-2121（代表）

URL <https://www.town.yorii.saitama.jp/>

[寄居町社会福祉協議会]

〒369-1221 埼玉県大里郡寄居町大字保田原 301 番地

TEL 048-581-8523

URL <https://www.yoriishakyo.jp/>
